

国立国会図書館 件名作業指針

2024年9月

国立国会図書館収集書誌部

目次

目次.....	1
凡例.....	1
全般 件名標目付与指針.....	2
件名標目の付与.....	2
合集・セット・シリーズ等.....	5
件名標目の新設・訂正・削除.....	6
件名標目の種類.....	8
主標目 主標目共通事項.....	12
代表分類記号.....	12
件名標目新設時の根拠の記録.....	13
主標目 主標目共通事項.....	15
注記.....	15
主標目 個人名件名.....	17
個人名件名新設・付与基準.....	17
個人名件名「を見よ」「をも見よ」参照.....	18
主標目 家族名件名.....	20
家族名件名新設・付与基準.....	20
家族名件名(氏)と(家)の使い分け.....	21
主標目 団体名件名.....	23
団体名件名新設・付与基準.....	23

団体名件名「を見よ」「をも見よ」参照	24
名称・組織変更した団体	25
<u>主標目 地名件名</u>	26
地名件名新設・付与基準	26
地名件名の NDLSH 収録基準	27
<u>主標目 統一タイトル件名</u>	28
統一タイトル件名新設・付与基準	28
統一タイトル件名に使用する細目	31
<u>主標目 普通件名</u>	32
普通件名新設基準	32
普通件名の NDLSH 収録基準	36
適切な言葉の採用	37
記号の省略	38
丸がっこを伴う件名標目	39
普通件名新設時の参考図書類	41
普通件名「を見よ」参照	45
BSH	46
LCSH	47
普通件名「をも見よ」参照(上位語・下位語・関連語)	49
普通件名「をも見よ」参照注記(SA)	61
スコープノート(SN)	63
<u>細目</u>	66
事前結合方式	66
結合順序	68
細目の結合の可否一覧(件名標目の種類別)	71
地名細目・地理区分基準	72
地名のものの細目	76
時代細目・時代区分基準・時代細目結合方法	77

主題細目	82
主題区分	84
形式細目	85
特殊細目	86
主題別作業指針 0類 総記	87
情報処理	87
ソフトウェア・プログラミング言語	89
「用語」「辞書」「便覧」.....	90
図鑑.....	92
記念論文集.....	93
「会議録」「論文集」「抄録」.....	95
雑誌・新聞	97
団体史	98
会議.....	99
主題別作業指針 1類 哲学・宗教	101
人文・社会・科学技術書等.....	101
哲学.....	103
宗教.....	104
寺社.....	106
仏典.....	107
主題別作業指針 2類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行	108
歴史.....	108
地域研究	110
遺跡・古墳等	111
史料.....	112
戦争・事件・事故	115
会戦・合戦	116
藩	118
時代細目(朝鮮)	119
時代細目(中国)	120

家族名件名(氏)と(家)の使い分け	122
国名	123
個々の国名	129
日本の旧国名	133
郡(日本)	134
行政単位より狭い地域(日本)	135
外国の地名	137
中国の地名	141
台湾、香港、チベット	146
紀行・案内記・探検記	147
自然地名	148
島	151
土木構造物・建築物	155
海洋	156
<u>主題別作業指針 3類 社会科学</u>	157
社会科学書	157
選挙	158
条例	160
法令資料および法令に関する図書	162
判例	164
個々の法律名	165
年齢層	168
教育、研究・指導	169
教科別教育	171
会戦	178
<u>主題別作業指針 4類 自然科学・医学・薬学</u>	179
科学技術書	179
図鑑	180
生物・鉱物の参考図書	181
動植物	183
闘病記・看病記	186

主題別作業指針 5類 技術・工学・家政学・生活科学..... 187

土木構造物・建築物.....	187
鉄道.....	189
各地の料理.....	190
闘病記・看病記.....	191

主題別作業指針 6類 産業..... 192

博覧会.....	192
園芸植物・畜産動物・ペット.....	194
鉄道.....	195
放送番組.....	197

主題別作業指針 7類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽..... 198

芸術.....	198
図録.....	206
美術作品.....	207
漫画作品.....	208
写真集.....	209
音楽作品.....	210
演劇・舞台芸術.....	213
映画作品.....	215
アニメーション.....	216
テレビドラマ.....	217
スポーツ大会.....	218
ゲーム.....	221

主題別作業指針 8類 言語..... 222

言語.....	222
辞書.....	224

主題別作業指針 9類 文学..... 225

各地の文学.....	225
文学作品	226
闘病記・看病記	229
変更履歴.....	230

当作業指針について

- ・ 当作業指針は、国立国会図書館において、件名標目付与作業、件名典拠作業の際に用いているものである。
- ・ 当作業指針の記載内容は、2024年9月現在のものである。
- ・ 記載内容のうち、普通件名に関するものは「国立国会図書館件名標目表」(以下、NDLSH)に関係しているが、当作業指針の全てが、必ずしも実際のNDLSHのデータに反映されているわけではない。
- ・ 例示の見出し(下記例「タイトル」、「件名標目1」等)は説明のためのものであり、国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス(Web NDL Authorities)や国立国会図書館サーチ等の当館サービスでの表示とは異なることがある。また、件名標目として書誌データに使用された実績がない場合や、典拠データが未作成のこともある。

書誌データの例

タイトル	独仏英文学の世界
件名標目 1	文学者△--△ドイツ
件名標目 2	文学者△--△フランス
件名標目 3	文学者△--△イギリス

典拠データの例

標目形	オックスフォード英語辞典
「を見よ」参照	The△Oxford△English△Dictionary

- ・ 当作業指針の主な用語と『日本目録規則 2018年版』または『日本目録規則 2018年版』を適用した当館の基準類における用語との対応を以下に示す。
 - ・ 件名標目: 典拠形アクセス・ポイント(件名)
 - ・ 著者標目: 創作者、寄与者、非創作者に対する典拠形アクセス・ポイント(以下、創作者等に対する典拠形アクセス・ポイント)
 - ・ 標目形: 典拠形アクセス・ポイントとして記録する形
 - ・ 「を見よ」参照: 異形アクセス・ポイント
 - ・ 「をも見よ」参照: ある典拠形アクセス・ポイントの関連先として記録する典拠形アクセス・ポイント

- ・参照形:「を見よ」参照、「をも見よ」参照を併せて指す用語
- ・個人名:個人の名称
- ・家族名:家族の名称
- ・団体名:団体の名称
- ・地名:場所の名称

凡例

- △はスペースを表す。

例

件名標目	社会教育計画△--△埼玉県△--△ふじみ野市
注記	読者対象による主題区分△(例:△人生訓△--△経営者)

- 主標目としては使用できず、細目としてのみ使用できる件名標目には、例示の際、標目形に「(細目)」と付加する。

例

標目形	型(細目)
-----	-------

- 件名を例示する箇所では、説明の便を図るため、実在しない件名を用いている場合がある。
- 例に挙げた件名が実在のものでも、件名新設後に当作業指針が改訂された等の理由により、当作業指針の記載と実際の件名典拠とでは記録方法が異なる場合がある。

全般 件名標目付与指針

件名標目の付与

- ・ 資料の主題を把握し、その資料全体の主題を適切に表現する件名標目を付与する。
- ・ 資料の内容を分析する際には、以下のような情報を手がかりとする。
 - ・タイトル
 - ・目次
 - ・序文、後書き、解説文
 - ・帯・カバー等
 - ・本文
 - ・同一著者のその他の著作
 - ・資料中の参考文献
 - ・参考図書、インターネット情報(以下、参考図書類)
 - ・類似した資料への件名標目付与実績
- ・ 資料の内容を分析した上で、その内容全体を最も確に要約して表す件名標目を選択して付与する。あるいは、資料の中で最も重要なトピックに対する件名標目を選択して付与する。
- ・ つまり、個々の細かい内容やトピックについて個別に件名標目を付与するのではなく、資料全体として「何について書かれているか」を把握して、件名標目を付与する。
- ・ なお、固有名件名の種別ごとの詳細は、当作業指針の以下の各項目を参照のこと。

[個人名件名新設・付与基準](#)

[家族名件名新設・付与基準](#)

[団体名件名新設・付与基準](#)

[地名件名新設・付与基準](#)

[統一タイトル件名新設・付与基準](#)

【件名標目の数】

- ・ 必要に応じ、複数の件名標目を付与することができる。付与数に制限はないが、1 から 3 の範囲内で付与することを標準とする。
- ・ 複数の主題を扱っている場合、おおむね三つまでは個々の件名標目を付与し、それより多い場合は、上位概念を表す件名標目を付与する。

例

タイトル	独仏英文学の世界
件名標目 1	文学者△--△ドイツ
件名標目 2	文学者△--△フランス
件名標目 3	文学者△--△イギリス

- ただし、主題が三つ以下であっても、その総和とほぼ一致する概念を表す件名標目が適切である場合は、その件名標目のみを付与する。

例

タイトル	ベネルクス夢幻△:△ベルギー・オランダ・ルクセンブルク紀行
件名標目	ベネルクス△--△紀行

【件名標目の付与順序】

- 複数の件名標目を付与する場合、付与の順序は主な主題、副次的な主題の順とする。どれが主な主題か判断しがたい場合は、資料中で扱われている主題の順序に従う。

【特定性】

- 資料の内容に対し、最も特定の件名標目を付与する。

例

タイトル	現代の哺乳類学
件名標目	哺乳類

タイトル	犬の科学
○ 件名標目	犬
× 件名標目	哺乳類

- 上の例においては、資料の主題が哺乳類全般であるため、件名標目「哺乳類」は資料の主題を的確に表している。だが、下の例においては、資料の主題は犬に限定されており、件名標目「哺乳類」はこの資料に対して適切とはいえない。最も適切な件名標目である「犬」を付与する。
- ただし、最も適切な件名標目が存在せず、かつ新設が不適当な場合は、直近上位の概念に当たる件名標目を付与する。
- 地域、時代を限定した主題が扱われている場合には、地理区分、時代区分の基準に従って、可能な限り地域、時代を特定した件名標目を付与する。（当作業指針「[地名細目・地理区分基準](#)」「[時代細目・時代区分基準・時代細目結合方法](#)」を参照。）

例

タイトル	エリザベス朝演劇と検閲
件名標目	○ 演劇△--△イギリス△--△歴史△--△エリザベス 1 世△(1558-1603)
	× 演劇△--△歴史
	× 演劇△--△イギリス△--△歴史

【上位概念と下位概念、一般論と個々の事例】

- ・ 通常、上位概念の件名標目と下位概念の件名標目は同時に付与しない。

例

タイトル	プチペットにとことん甘えてもらう本△:△ハムスター、ウサギ、フェレット、プレーリードッグ
件名標目	ペット（併せて「ハムスター」「兎」等の件名標目は付与しない。）

- ・ ただし、上位概念を述べるに当たって特定の低位概念に重点を置いている場合(例 1)、上位概念と低位概念を並列主題として扱っている場合(例 2)、一般論を述べるに当たって特定の事例を挙げている場合(例 3)等については、低位概念および個々の事例の割合が一定以上であれば、併せて件名標目の付与の対象とすることができる。

例 1:家畜を述べるに当たって馬に重点を置いている場合

件名標目 1	家畜
件名標目 2	馬

例 2:力学と熱力学を並列主題として扱っている場合

件名標目 1	力学
件名標目 2	熱力学

例 3:革命一般を述べるに当たって、キューバ革命を事例として挙げている場合

件名標目 1	革命
件名標目 2	キューバ革命△(1959)

全般 件名標目付与指針

合集・セット・シリーズ等

- ・ 合集・セット・シリーズ等(以下、合集等)の個々の資料への件名標目付与作業は、以下のとおりとする。
- ・ 原則として、合集等全体レベルでの共通の件名標目は付与せず、個々の資料の内容に対応した件名標目のみ付与する。

例

本タイトル. 巻次	新・社会福祉士養成講座.△3
内容細目	社会理論と社会システム△:△社会学
件名標目	社会学 (件名標目「社会福祉」や「社会福祉士」は付与しない。)

本タイトル. 巻次	新・社会福祉士養成講座.△7
内容細目	相談援助の理論と方法
件名標目	相談支援 (件名標目「社会福祉」や「社会福祉士」は付与しない。)

- ・ ただし、個々の資料の内容が多岐にわたる場合や内容を把握しがたい場合には、合集等全体レベルの主題を表わす件名標目を付与してもよい。

例

本タイトル. 巻次	現代日本女子教育文献集.△別巻
内容細目	「現代日本女子教育文献集」解説
件名標目	女性教育△--△日本

全般 件名標目付与指針

件名標目の新設・訂正・削除

【件名標目の新設】

既存の件名標目では表せない主題については、件名標目の新設を行う。

- ・ 件名標目を新設するに当たっては、原則として参考図書類による概念規定を前提とする。(当作業指針「[普通件名新設時の参考図書類](#)」を参照。)また、既存の件名標目との使い分けが可能か、参照追加・件名標目の訂正で対応可能かを検討した上で新設する。
- ・ 件名標目として採用する語は、原則としてその概念を表す代表的な名辞とし、参考図書類での扱いを参考に決定する。
- ・ 件名標目新設の際には、代表分類を選定し、必要に応じて「を見よ」参照、「をも見よ」参照の指示を行う。また、既存の件名標目の「をも見よ」参照等に訂正が必要かを確認し、必要な場合は訂正を行う。
- ・ なお、件名標目の種別ごとの詳細は、当作業指針の以下の各項目を参照のこと。

[個人名件名新設・付与基準](#)

[家族名件名新設・付与基準](#)

[団体名件名新設・付与基準](#)

[地名件名新設・付与基準](#)

[統一タイトル件名新設・付与基準](#)

[普通件名新設基準](#)

【件名標目の訂正】

- ・ 件名標目として採用した語が、時代の変化により使用されなくなった等、件名標目としてふさわしくなくなった場合は、より適切な語へ件名標目の訂正を行う。
- ・ 件名標目の訂正は、原則として参考図書類で根拠を確認の上で行う。
- ・ 検索の便宜を図るために、訂正前の件名標目は「を見よ」参照に採用する。ただし、「を見よ」参照として採用することがふさわしくないと判断する場合は、この限りではない。

【件名標目の削除】

- ・ 必要に応じ、件名標目を削除する。

- ・ 削除に当たっては、その件名標目が付与されている書誌データを確認し、代わりにどの件名標目を付与するか検討する。また、削除した件名標目と関連のある件名標目の「をも見よ」参照等に訂正が必要かを確認し、必要な場合は訂正を行う。

全般 件名標目付与指針

件名標目の種類

1 主標目

主標目として用いる件名標目には、大きく分けて普通件名と固有名件名の2種類がある。固有名件名はさらに、個人名、家族名、団体名、地名、統一タイトルに分け、それぞれ以下のように対象とする事象を定めている。

- ・ 件名標目の種類により細目との結合を限定している。(当作業指針「[細目の結合の可否一覧\(件名標目の種類別\)](#)」を参照。)

件名種別	対象
個人名	個人名
家族名	家族名、氏族名
団体名※	<p><国の各種機関> 行政機関、立法機関、司法機関、在外公館、政府関係機関 等</p> <p><地方公共団体の各種機関> 議会、各種委員会、警察本部、消防本部、付属機関および出先機関 等</p> <p><土木構造物・建築物> 運河、駅、宮殿・離宮、競技場、橋梁、空港、劇場、工場、寺社、住宅、城、水道、水路、ダム、タワー、堤防、鉄道、天文台、灯台、道路、図書館、トンネル、博物館、発電所、病院、ビル、ホテル、港、用水 等</p> <p><会議名> 個々の会議名(個々の会議、競技会、博覧会 等)</p> <p><その他> 遺跡、会社、各種団体、学会、学校、教団、組合、研究機関、公園、鉱山、国際機関、宗派、政党、船舶、町内会、庭園、農場、飛行機、文庫、牧場、遊園地、老人ホーム 等</p>

件名種別	対象
地名※	<国名> <地域名> 広範な地域名 <行政単位・都市名等> 州・郡、外国の都市、古代都市(都市国家も含む)、地方公共団体(都道府県、市町村)等 <自然地名> 温泉、街道、海洋、河川、湖沼、砂漠、山岳、洞窟、峠、島嶼、沼、岬、峰等
統一タイトル	文学作品名、芸術作品名、経典、雑誌・新聞、協定・条約・法律 等
普通件名	一般名詞、災害(地震・津波等)、試験、事件、賞、神仏、会議、競技会、博覧会等の会議名一般、その他固有名件名に当てはまらないもの

※団体名と地名の使い分けについては、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」をも参照。

2 細目

- ・ 普通件名のうち特に指示があるものは、その件名標目を細目として他の件名標目に結合して使用することができる。細目には、主標目としても使用できるものと、細目としてのみ使用できるものの2種類がある。

2.1 主標目としても使用できる細目

- ・ 普通件名に注記を記録し、細目としても使用する旨の指示を行う。
細目の注記にも、細目種類等を記録する。

例

〔主標目〕

標目形

注記(「をも見よ」参照注記)

規制緩和

主題細目「規制緩和」をも見よ△(産業・事業所を表す件名の細目として用いる。△例:△人材派遣業△--△規制緩和△--△日本△;△保育所△--△規制緩和△--△日本)

〔細目〕

標目形 規制緩和(細目)
 注記(スコープノート) 主題細目△(産業・事業所を表す件名の細目として用いる。△例:△人材派遣業△--△規制緩和△--△日本△; △保育所△--△規制緩和△--△日本)

タイトル1 労働法の規制緩和と公正雇用保障
 件名標目 人材派遣業△--△規制緩和△--△日本

タイトル2 規制緩和の経済理論
 件名標目 規制緩和

タイトル1では、規制緩和を「人材派遣業」という件名標目の細目として使用し、タイトル2では、主標目として使用している。

2.2 細目としてのみ使用できるもの

- ・ 主標目としては使用できず細目としてのみ使用できる件名標目には、注記により、細目種類等の指示を行う。

例

標目形 型(細目)
 注記(スコープノート) 主題細目△(古典芸能、△武道を表す件名の細目として用いる。△例:△歌舞伎△--△型)

タイトル 歌舞伎の型の検証
 件名標目 歌舞伎△--△型

2.3 細目の種類

- ・ 細目は、その性質により以下の6種類に分けられる。

(1) 地名細目	主標目の後に地名を表す細目を結合することにより、主標目の地域を特定する。 例:看護教育△--△ヨーロッパ
(2) 地名のものの細目	地名を表す件名標目の後に細目を結合することにより、その地域における特定の分野について表現する。 例:日本△--△地誌

(3) 時代細目	主標目の後に時代を表す細目を結合することにより、時代を特定する。 例：映画△--△歴史△--△20世紀
(4) 主題細目	主標目の後に主題を表す細目を結合することにより、件名標目の表す内容を詳細にする。 例：医薬品△--△価格
(5) 形式細目	主標目に形式を表す細目を結合することにより、資料の出版形式、叙述形式を表す。 例：機械△--△カタログ
(6) 特殊細目	特定の件名標目のもとでのみ使用できる細目。 例：議会△--△特権と免除

それぞれの細目については、当作業指針「細目」の項で詳しく述べる。

細目と細目の結合方法は、当作業指針「[結合順序](#)」を参照。

3 細目付き件名標目

- ・ 主標目と細目を結合した形の件名標目。原則として NDLSH の収録対象としない。ただし、以下の件名標目は収録対象とする。

① 一部の時代細目付き件名標目

例

日本△--△歴史△--△江戸時代

イギリス△--△歴史△--△1500-1800

② 特殊細目付き件名標目

例

世界戦争△(1939-1945)△--△対独協力

主標目 主標目共通事項

代表分類記号

- ・ NDLSH に収録する件名標目には、その内容を表す代表的な分類記号を付与する。これを代表分類記号と呼ぶ。なお例外として、NDLSH に収録しない件名標目でも、代表分類記号を有する場合がある。
- ・ 代表分類記号は、実際の主題目録作業において、その件名標目を使用する場合に付与する分類記号を制限するものではない。

主標目 主標目共通事項

件名標目新設時の根拠の記録

- ・ 標目形の根拠は、以下の形式で記録する。

【参考図書】

- ・ 年次、版次があるものは必ず記録する。

例

広辞苑△第6版

- ・ 記録する形式はその参考図書の書誌データを参考とし、タイトルが一般的な名称の場合は必要に応じて出版者名等を丸がっこで囲んで付加する。

例

保育用語辞典△第2版△(ミネルヴァ書房)

【目録対象資料】

- ・ 目録対象資料を根拠として件名標目を新設するときは、初出資料のタイトル・出版年月を、根拠としても記録する。当該資料の本文を根拠とする場合は、上記に加え「本文」と記録する。

例

三毛猫ホームズの謎,△2012.4:△本文

【インターネット情報】

- ・ アクセス年月日を丸がっこで囲んで付加する。

例

環境省ホームページ△(20091001)

goo 辞書△(20090601)

国立国会図書館サーチ△(20240607)

- ・ 一括検索できるサービスの場合は、各コンテンツ名を記録する。

例

世界大百科事典△(20240613)

主標目 主標目共通事項

注記

- ・ 以下の項目について、注記に記録する。

(記録順序)

- ・ 場所に関する注記等
- ・ スコープノート(SN)
 - 件名標目の使用範囲の限定
 - 類似する件名標目との使い分けの説明
 - 主標目・細目の使い分けの指示
 - 地理区分・主題区分の指示と開始時期、区分についての説明
 - その他、件名標目使用にあたり留意すべき事項
- ・ 新設以前に付与していた件名標目の情報
- ・ 普通件名の LCSH 検索結果
- ・ 統一タイトル件名の編著者・生没年、法律の改正日・公布日・施行日等

1. 場所に関する注記等

個々のスポーツ大会の開催地等を記録する。

例

全国障害者スポーツ大会△(2011)

注記 開催地:△山口県

2. スコープノート(SN)

件名標目の使用範囲や使用方法、地理区分・主題区分の説明等を記録する。

詳細は、当作業指針「[スコープノート\(SN\)](#)」を参照のこと。

3. 新設以前に付与していた件名標目の情報

件名新設後、書誌データの遡及訂正が完全にはできなかった場合、以前付与していた件名標目の情報を記録する。

例

インターネット

注記 当件名新設△(2001年5月25日)△以前の整理では、△「データ伝送」と「通信網」を合わせて付与。

4. 普通件名の LCSH 検索結果

普通件名に対応する米国議会図書館件名標目表 (Library of Congress Subject Headings (以下、LCSH)) を検索したが見当たらなかった場合に注記する。

例

湯たんぽ

注記 LCSH 見当たらず△(20121220)

5. 統一タイトル件名の編著者・生没年、法律の改正日・公布日・施行日等

例

資本論

注記 Marx, △Karl△Heinrich△(1818-1883)△による著作。

母体保護法

注記 1996年6月優生保護法を一部改正。

主標目 個人名件名

個人名件名新設・付与基準

- ・ 個人伝記、特定個人に関する資料については、その対象となっている主要な個人名を件名標目とする。その採用はおおむね三つまでとし、人名多数の場合は、上位の件名を付与する。
- ・ 蔵書目録が個人に関する研究に資する場合は、件名標目「蔵書目録」と併せて個人名件名を付与する。

例

タイトル	理論物理学者 A.△ゾンマーフェルト蔵書目録
件名標目 1	蔵書目録
件名標目 2	Sommerfeld,△Arnold,△1868-1951

例

タイトル	アーネスト・サトウ関連蔵書目録
件名標目 1	蔵書目録
件名標目 2	Satow,△Ernest△Mason,△1843-1929

- ・ 個人名標目の形式については、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」の「3. 個人に対する典拠形アクセス・ポイントの形式基準」に従う。

主標目 個人名件名

個人名件名「を見よ」「をも見よ」参照

- ・ 個人名件名について、「を見よ」参照と「をも見よ」参照を行う。

【「を見よ」参照】

- ・ 「を見よ」参照の基準については、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」の「4. 異形名称」に従う。

【「をも見よ」参照】

- ・ ひとりの人物が複数の名称を使い分けている場合、必要に応じて個人名件名を複数作成し、相互に「をも見よ」参照を行う。「をも見よ」参照の基準は、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」の「5. 個人間の関連」に従う。

【「をも見よ」参照を行っている個人名を書誌データに付与する際の基準】

- ・ 書誌データに付与する個人名件名は、適切なものを一つ選択する。

(1) 名称の使い分けが時系列による場合

- ・ 書誌データに付与する個人名件名は、資料で扱われている期間の最新の名称とする。ただし、最新のことに付随的に触れている場合はこの限りではない。

例

新名: 市川,△海老蔵△11世,△1977-

前名: 市川,△新之助△7世,△1977-

タイトル 市川新之助論

件名標目 市川,△新之助△7世,△1977-

タイトル 市川海老蔵

件名標目 市川,△海老蔵△11世,△1977-

(2) 名称の使い分けが時系列によらない場合

- ・ 書誌データに付与する個人名件名は、著作の主眼が置かれている名称を一つ選択する。資料で扱われている分量を主な目安とする。迷う場合は、作業担当者の判断による。

例

別名: ビートたけし,△1947-

本名: 北野,△武,△1947-

タイトル ビートたけし論
件名標目 ビートたけし,△1947-

タイトル 武がたけしを殺す理由△:△全映画インタビュー集
件名標目 北野,△武,△1947-

主標目 家族名件名

家族名件名新設・付与基準

- ・ 特定の一族あるいは一家を扱う資料については、その対象となっている氏族名・家族名を件名標目とする。
- ・ 家族名件名の採用は、おおむね三つまでとし、それより多い場合は上位の件名を付与する。

主標目 家族名件名

家族名件名(氏)と(家)の使い分け

- ・ 家族名件名(氏)と(家)の使い分けは以下のとおりとする。

	(氏)	(家)
形式	××△(氏) 例:山城△(氏)	××△(家)△(所在地) 例:山城△(家)△(沖縄市)
分類	NDLC GK13 NDC 288.3	NDLC GK13 NDC 288.3
使い分け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通名詞的に使用する。 「××△(氏)」という家族名件名を、どの地方の××氏についても使用する。 ・ 古代氏族(「国史大辞典」で読みが「○○うじ」であるもの)については、「××△(氏)」の形式を優先的に使用する。 例:物部△(氏) ・ 「国史大辞典」で地名つきで立項されている古代氏族については、例外的に地名つきのまま「××△(氏)」の形式とする。 例:奥州藤原△(氏) ・ 参考図書類で、複数の表記が存在するとされているものは、参考図書類の項目名となっている表記を標目形とし、それ以外は「を見よ」参照とする。 例: 標目形 和珥△(氏) 「を見よ」参照 和邇△(氏) 丸邇△(氏) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ名称であっても、別の家については別に扱い、1件目から地名を付加し区別する。 例: 標目形 鈴木△(家)△(水沢市) 標目形 鈴木△(家)△(恵那市) ・ 地名はおおむね最終居住地の市町村とする。 居住している期間が極端に短いなど、最終居住地が家の識別に有用でないと判断できる場合、家の主な活動地の市町村を付加してもよい。市町村が判明しない場合は県とする。 ・ 大名家は藩名を付加し区別する。 例: 松平△(家)△(松江藩) ・ 同じ地名で、著名な構成員のいる家と、同一名称の他の家を区別する必要がある場合には、著名な構成員の名前を付加し区別する。

		<p>例：真田△(家)△(真田,△幸村,△1567-1615)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中世豪族等で、地名が前についた形の名称は、地名つきのままとし、居住地を付加しない。 <p>例：岩槻太田△(家)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 同字扱いとする文字は「を見よ」参照とする。 →「中島△(氏)」と「中嶋△(氏)」は一つにまとめる。 <p>例：標目形 中島△(氏) 「を見よ」参照 中嶋△(氏)</p> <ul style="list-style-type: none"> 漢字形が同じで、よみが転音等により異なるものは、「を見よ」参照とする。 <p>例：標目形 柴崎△(氏) よみ シバサキ△(シ) 「を見よ」参照 柴崎△(氏) 「を見よ」参照よみ シバザキ△(シ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 漢字形が同じでも、よみが大きく異なるものは別の家族名件名とする。 →「土井△(氏) (ドイ△(シ))」と「土井△(氏) (ツチイ△(シ))」はそれぞれを家族名件名とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料の漢字をそのまま使う(字体の統一をしない)。 <p>例：標目形 中島△(家)△(入間市) 標目形 中嶋△(家)△(立川市)</p>

主標目 団体名件名

団体名件名新設・付与基準

- ・ 団体名件名の採用は、おおむね三つまでとし、それより多い場合は上位の件名を付与する。
- ・ 件名標目の形式については、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」の「3. 団体に対する典拠形アクセス・ポイントの形式基準」に従う。
- ・ 原則として資料の内容に則して下位の組織まで採用する。
- ・ 個別に指針がある場合は、それに従う。
(例: 当作業指針「[名称・組織変更した団体](#)」「[宗教](#)」)

主標目 団体名件名

団体名件名「を見よ」「をも見よ」参照

- ・ 団体名件名について、「を見よ」参照と「をも見よ」参照を行う。
- ・ 「を見よ」参照、「をも見よ」参照の基準は、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」の「4. 異形名称」、「5. 団体間の関連」に従う。

主標目 団体名件名

名称・組織変更した団体

- ・ 名称変更・組織変更した団体については、以下のとおりとする。ただし、国名、地方自治体名等は除く。
 - (1) 名称変更・組織変更は、変更前と変更後で別個の件名標目とする。
正式な名称変更と確認できる場合は、微細な違いでも別個の件名標目とする。（「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準（2021年1月）」の「5. 団体間の関連」を参照。）
 - (2) 書誌データに付与する件名標目は、資料で扱われている期間の最新の名称とする。
 - (3) ただし、最新のことに付随的に触れている場合はこの限りではない。

例

タイトル	アンリツ 100 年の歩み
責任表示	アンリツ株式会社社史編纂委員会
著者標目	アンリツ株式会社
件名標目	アンリツ株式会社

安立電気株式会社がアンリツ株式会社に名称変更した例。社史 100 年のうち旧称である安立電気株式会社の期間が半分以上であるが、件名標目は最新の名称である「アンリツ株式会社」とする。

例

タイトル	東京田辺製薬社史
責任表示	三菱東京製薬株式会社総務部広報グループ
著者標目	三菱東京製薬株式会社
件名標目	東京田辺製薬株式会社

東京田辺製薬株式会社が、三菱化学(株)の医薬部門と合併し、三菱東京製薬株式会社となった例。組織変更後、東京田辺製薬株式会社時代の社史を出版。
著者標目は「三菱東京製薬株式会社」となっているが、資料の内容が東京田辺製薬株式会社時代であるため、件名標目は「東京田辺製薬株式会社」とする。
また、最後に合併して三菱東京製薬株式会社になったことに触れられているが、それは付随的な言及であるので、資料で扱われている最新の期間の名称とは解釈しない。

主標目 地名件名

地名件名新設・付与基準

- ・ 行政単位の地名は件名標目とする。
 - (1) 資料整理時点における当該地域の行政単位の最新の名称を地名件名として付与する。ただし、地図資料のうち当館請求記号が YG で始まるものについては、当該資料が出版された当時の名称に、細目「地図」を結合して表示する。
 - (2) 名称変更があった場合は、境界変更の有無に関わらず、既存の件名標目の訂正ではなく、変更後の名称で件名標目の新設を行う。
 - (3) 資料で扱われている市・町・村・郡といった一定のまとまりが三つまでの場合は個別に地名件名を付与し、それより多い場合は当該地域を含む広範な地名件名を付与する。ただし、住宅地図および都市地図(市街図)については、四つ以上の地名件名を付与することも可とする。

- ・ 以下に挙げるものは、当作業指針の各項目を参照。

[国名](#)

[日本の旧国名](#)

[行政単位より狭い地域\(日本\)](#)

[外国の地名](#)

[自然地名](#)

[島](#)

[海洋](#)

- ・ 地名件名は、おおむね以上の原則に従って作業するが、当作業指針「歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行」の各項目の注意事項や例外規定も参考にし、個別に判断する。
- ・ 細目の結合は、当作業指針「[地名細目・地理区分基準](#)」「[細目の結合の可否一覧\(件名標目の種類別\)](#)」を参照。

主標目 地名件名

地名件名の NDLSH 収録基準

- ・ 地名件名の NDLSH 収録基準は以下のとおりとする。

地名件名のあらわす範囲		件名標目の例	NDLSH への収録
広範な地域名	国をまたがる地名、国家に属さないもの	ヨーロッパ、カスピ海地方、北極地方	収録対象とする
国名		日本、アメリカ合衆国	収録対象とする
一国内の地名	一国内の方位・方角による区分	イタリア△(北部)、インド△(南部)	収録対象とする
	一国内の地方名で、行政単位と異なる範囲のもの	プロヴァンス地方、ルール地方、関東地方	収録対象としない
	行政単位と同じ範囲を表すもの	北海道、東京都千代田区、ニューヨーク	収録対象としない
自然地名	海洋名	太平洋、地中海	収録対象とする
	国をまたがる自然地名	サハラ砂漠、シルクロード、アマゾン川	収録対象としない
	一国内の自然地名	富士山、駿河湾	収録対象としない

主標目 統一タイトル件名

統一タイトル件名新設・付与基準

- ・ 統一タイトル件名の採用は、おおむね三つまでとし、それより多い場合は上位の件名を付与する。
- ・ 統一タイトル件名を付与する資料の主題の各ジャンル・形式の基準については、当作業指針「主題別作業指針」の各項目を参照。
- ・ 著作に対する典拠形アクセス・ポイントとしても使用する場合、件名標目の形式は「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの形式基準(2021年1月)」の「3. 著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準」に従う。著作に対する典拠形アクセス・ポイントとして使用しない場合、件名標目の形式は以下の規定に従う。
- ・ 統一タイトル件名標目については、参考図書類の項目名を優先する。該当する項目がない場合は、参考図書類の本文中にタイトルとして挙げられているものからも採用してよい。
- ・ 統一タイトル件名標目については、参考図書類で根拠が得られない場合も、国立国会図書館サーチ(当館所蔵資料に限る)または目録対象資料を根拠として、件名標目として採用する。その際、その著作が刊行から一定の年月が過ぎ、ある程度流布していること、あるいは広く存在を知られていることを条件とする。また、著作が実際に存在することを目録対象資料以外にも国立国会図書館サーチ(当館所蔵資料に限る)等で確認する。
- ・ タイトルにヴァリエーションがある場合、多くの参考図書類でタイトルとされている形式、または国立国会図書館サーチ(当館所蔵資料に限る)のタイトル中に多く現れる形式を標目形として採用し、採用しなかった形を参照形とする。

例

標目形	ごん狐
「を見よ」参照	ごんぎつね

- ・ 原書が外国語によるものの場合、日本語形を優先とする。原タイトルが容易に判明し、また記録も容易な場合は、これを参照形とする。参考図書類等から日本語形が得られなかった場合は原語形でも作成できるものとする。

(5) その他省略により意味が損なわれる場合

- ・ 標目形の中のアルファベットの大文字使用法は根拠とした参考図書類等に従う。

例：踊る大捜査線 THE△MOVIE△(映画)

- ・ 以下の場合にはタイトルに作品のジャンル・形式等を丸がっこで囲んで付加する。
作者名を付加する場合、その作者名の表記は著者標目の形に従う。著者標目の標目形が姓名形の場合は、姓のみを付加する。

(1) 普通件名と同形となる場合、統一タイトル件名に付加する。

例

河童 (普通件名)

河童△(小説) (統一タイトル件名)

歴史 (普通件名)

歴史△(Herodotus) (統一タイトル件名)

(2) 同形の統一タイトル件名が存在する場合、それぞれの統一タイトル件名に付加する。

例(ジャンル・形式が異なる場合)

舞姫△(小説)

舞姫△(歌集)

(同一のジャンル・形式の場合)

幸福論△(Alain)

幸福論△(三谷)

(3) 当作業指針「主題別作業指針」の各項目において指示のある場合はそれに従う。

- ・ 細目の結合については、当作業指針「[統一タイトル件名に使用する細目](#)」「[細目の結合の可否一覧\(件名標目の種類別\)](#)」を参照。

主標目 統一タイトル件名

統一タイトル件名に使用する細目

- ・ 統一タイトル件名に使用する細目は以下のものとする。

- ・形式細目
- ・主題細目（一般） ※「歴史」を除く
- ・「地誌」（地名のものの細目）
- ・統一タイトル件名独自の細目

【統一タイトル件名独自の細目】

- ・ 「[国立国会図書館件名標目表 細目一覧](#)」（以下、細目一覧）の「3.13 統一タイトル件名」に掲載した統一タイトル件名独自の細目は、普通件名、地名件名には使用しない。

（統一タイトル件名独自の細目）

歌人
植物
動物
生物

主標目 普通件名

普通件名新設基準

- ・ 既設の件名標目では表せない主題について、普通件名を新設する。普通件名を新設するにあたり、
 - (1) 原則として参考図書類による概念規定を行う。冊子体の参考図書を優先とし、インターネット情報は限定されたもののみ使用すること。ただし、インターネット等で出版（公開）されうる電子情報で、参考図書に相当するもの（以下、オンライン版参考図書）のうち、一部は、冊子体より優先する場合がある。（当作業指針「[普通件名新設時の参考図書類](#)」を参照。）
 - (2) 原則として当該普通件名を使用する必要がある資料数の制限を設けない。

【詳細規定】

- (1) 参考図書類による概念規定を前提とするが、以下の場合は参考図書類による裏付けを必要としない。

- ① 時代細目を伴う「世界史」および国、地域。（当作業指針「[時代細目・時代区分基準・時代細目結合方法](#)」を参照。）

例

世界史△--△18世紀
ベトナム△--△歴史△--△20世紀

- ② 「○○人△(××在留)」「華僑△(××在留)」の形式のもの。ただし、○○や××が地名であって既に件名標目として存在している場合、または○○や××が“外国”である場合。なお、○○に当たる地名は国名以上、××に当たる地名は、国名以上またはアメリカ合衆国の州名のレベルにとどめる。それより下位の地名を用いて新設はせず、別個に付与する。

例

日本人△(外国在留)
華僑△(ハワイ州在留)

- ③ 「○○語△(××用)」の形式のもの。ただし、「○○語」や「××」が既に件名標目として存在している場合。

例

トルコ語△(法律用)

- ④ 「料理△(○○)」の形式のもの。ただし、○○の部分が食物名であって既に件名標目として存在している場合。

例

料理△(牛肉)

- ⑤ 芸術分野の件名標目(演劇、音楽、絵画、雅楽、芸術、建築、彫刻、庭園、陶磁器、美術、舞踊)で、様式を表す「日本」「東洋」「イスラム」「西洋」を丸がっこで囲んで付加する場合。(当作業指針「[芸術](#)」を参照。)

例

彫刻△(イスラム)

- ⑥ 4字以上の漢字から成る複合名詞で、以下の両方の条件をみたすもの。

- a 複合されているそれぞれの要素の意味が参考図書類で確認でき、それらを総合すると複合名詞の意味になる。(○ 建設+事業=建設事業 × 交互+計算≠交互計算)
- b 国立国会図書館サーチでのその言葉の使用状況を確認し、目安として、当館所蔵和図書タイトル中で使われている実績が5～10件、あるいは雑誌記事索引の論題名中で使われている実績が10件、あるいは日本の法律名に使用されている。
(例:「知的障害者福祉法」→「知的障害者」「知的障害者福祉」)

例

林業土木

- ・ 典型的な形式

- ⑥-1 「○○統計」

例

医療統計

- ⑥-2 「○○教育」「○○研究」(当作業指針「[教育、研究・指導](#)」を参照。)

例

生物学研究

ニュージーランド研究

- ⑥-3 「○○料理」の形式のもの。(当作業指針「[各地の料理](#)」を参照。)

例

ミャンマー料理

⑥-4 「〇〇詩」「〇〇小説」「〇〇戯曲」「〇〇随筆」(当作業指針「[各地の文学](#)」を参照。)

例

オーストリア小説

(2) 原則として実績数の制限を設けませんが、目安として、おおむね 5 件ほど実績ができた時点で作成することとする。以下のものについては、実績 1 件目から新設することを可とする。

- ① 既設の件名標目では全く表せない主題
- ② 社会的要請で増加が見込まれる主題
- ③ 以下に挙げるような、固有名詞的性格をもつ主題
 国家名、民族・人種名、言語名、元素・化合物名、陶磁器名、動植物名(当作業指針「[動植物](#)」を参照。)
- ④ 【詳細規定】(1)に挙げたもののうち、
 - ・時代細目(一般)を伴う「世界史」および国、地域
 - ・「〇〇人△(××在留)」「華僑△(××在留)」の形式のもの
 - ・「〇〇語△(××用)」の形式のもの
 - ・「〇〇料理」のうち、上位に相当する件名(「料理」を除く)が存在しないもの
 - ・芸術分野の件名標目(演劇、音楽、絵画、雅楽、芸術、建築、彫刻、庭園、陶磁器、美術、舞踊)で、様式を表す「日本」「東洋」「イスラム」「西洋」を丸がっこで囲んで付加する場合

<別表>

	参考図書類による概念規定を必要とする	参考図書類による概念規定を必要としない
おおむね 5 件ほどの実績で作成	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・「料理△(○○)」 ・複合名詞 「○○統計」「○○教育」「○○研究」「○○料理」「○○詩」「○○小説」「○○戯曲」「○○随筆」等
実績 1 件目から作成	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の件名標目では全く表せない主題 ・社会的要請で増加が見込まれる主題 ・固有名的人格をもつ主題 	<ul style="list-style-type: none"> ・時代細目(一般)を伴う「世界史」および国、地域 ・「○○人△(××在留)」「華僑△(××在留)」 ・「○○語△(××用)」の形式のもの ※ ただし、「○○語」や「××」が既に件名標目として存在している場合。 ・「○○料理」のうち、上位に相当する件名(「料理」を除く)が存在しないもの ・芸術分野の件名標目で、様式を表す「日本」「東洋」「イスラム」「西洋」を丸がっこで囲んで付加する場合

主標目 普通件名

普通件名の NDLSH 収録基準

【細目付きではない件名標目】

- ・ 原則として収録対象とする。
- ・ ただし、以下のものは収録対象としない。

「主標目△(地名)」の形の件名標目

(主標目のスコープノートに「供与国(発生地、出身地、等もあり)はカッコに入れて示す」と指示のあるもの)

例

経済援助△(日本)

難民△(キューバ)

注:○○人△(××在留)、○○語△(××用)、芸術△(××)等は収録対象とする。

【細目付きの件名標目】

- ・ 原則として収録対象としない。
- ・ ただし、以下のものは収録対象とする。
 - (1) 一部の時代細目付き件名標目(当作業指針「[時代細目・時代区分基準・時代細目結合方法](#)」を参照。)
 - (2) 特殊細目付き件名標目(当作業指針「[特殊細目](#)」を参照。)

主標目 普通件名

適切な言葉の採用

- ・ 可能な限り、差別的な言葉を件名標目として採用しない。
（既設の件名標目のうち、差別的な言葉は可能な限り訂正を行う。）
- ・ どの言葉が件名標目としてふさわしいかは、時代によって変化しうるものであるため、件名標目に採用した言葉が適切でなくなった際には、積極的に訂正を行う。

主標目 普通件名

記号の省略

- ・ 普通件名新設時、根拠とする参考図書類に記号が使用されていた場合、原則として省略する。

例

タイトル リレーションシップ・マーケティング

件名標目 リレーションシップマーケティング

- ・ ただし、省略により名称の意味が損なわれる場合や二つの概念の並立を表す場合には、中点を使用する。

例

サッコ・ヴァンゼッティ事件 （複数の人名の区切りのため、中点を取ると意味が損なわれる）

遺跡・遺物 （遺跡および遺物を表す）

あられ・ひょう （あられおよびひょうを表す）

主標目 普通件名

丸がっこを伴う件名標目

- 丸がっこを伴う件名標目を使用するのは、以下の場合とする。なお、件名標目に丸がっこを用いて情報を付加する場合は、付加した情報以外の部分について、参考図書類による概念規定を必要とする。

(1) 限定語の付加

- 件名標目として採用した語だけでは意味が曖昧な場合(例 1)や、同じ語を複数の分野で使用する場合(例 2、例 3)は、限定語を補うことで件名標目の使用範囲を明確にする。限定語は丸がっこで囲んで付加する。

例 1

転写△(遺伝学)

例 2

救済△(宗教)

救済△(法律)

例 3

ロマン主義

ロマン主義△(美術)

ロマン主義△(文学)

ロマン主義△(音楽)

(2) 芸術分野における様式の付加

- 芸術分野の件名標目(演劇、音楽、絵画、雅楽、芸術、建築、彫刻、庭園、陶磁器、美術、舞踊)においては、各様式を表すために丸がっこを用いて情報を付加する。(当作業指針「[芸術](#)」を参照。)

丸がっこで囲んで付加する様式には以下のものがある。

① 日本様式

美術△(日本)

舞踊△(日本)

② 東洋様式

音楽△(東洋)

絵画△(東洋)

③ イスラム様式

建築△(イスラム)

陶磁器△(イスラム)

④ 西洋様式

芸術△(西洋)

彫刻△(西洋)

(3) 事件名、戦争名等の年代の付加

- ・ 事件名、戦争名等を表す件名標目には、その事件の発生年、戦争の開始年・終了年を丸がっこで囲んで付加する。(当作業指針「[戦争・事件・事故](#)」を参照。)

例

帝銀事件△(1948)

太平洋戦争△(1941-1945)

(4) その他、注記で指示する場合

- ・ 一部の件名標目においては、丸がっこを用いた情報の付加について、スコープノートにより指示を行う。

例

移民・植民

注記(スコープノート)

注記(スコープノート)

地理区分

受入地による地理区分△発生地はカッコに入れて示す△(例:△「移民・植民△(日本)△--△ブラジル」は、△ブラジルが受け入れた日本からの移民・植民を表す)

主標目 普通件名

普通件名新設時の参考図書類

(1) 参考図書

- ・ 辞書または便覧で、語句の定義が明確に記載されているもの。
- ・ 版次のあるものについては、最新版の使用を基本とする。

主な参考図書一覧

書名	出版者
岩波情報科学辞典	岩波書店
情報学事典	弘文堂
図書館情報学用語辞典	丸善出版
図書館用語集	日本図書館協会
医学用語シソーラス	医学中央雑誌刊行会
世界大百科事典	平凡社
哲学事典	平凡社
心理学辞典	有斐閣
APA心理学大辞典	培風館
現代倫理学事典	弘文堂
現代宗教事典	弘文堂
神道史大辞典	吉川弘文館
日本仏教史辞典	吉川弘文館
新キリスト教辞典	いのちのことば社出版部
新編日本史辞典	東京創元社
日本史広辞典	山川出版社
新編東洋史辞典	東京創元社
中国学芸大事典	大修館書店
西洋史辞典	東京創元社
最新地理学用語辞典	原書房
現代政治学事典	ブレーン出版
国際政治経済辞典	東京書籍
新法学辞典	日本評論社
有斐閣法律用語辞典	有斐閣
経済学辞典	岩波書店
有斐閣経済辞典	有斐閣
ビジネス・経営学辞典	中央経済社
基本経営学用語辞典	同文館出版

書名	出版者
金融用語辞典	東洋経済新報社
社会学事典	弘文堂
労働用語辞典	日刊労働通信社
社会福祉用語辞典	ミネルヴァ書房
福祉社会事典	弘文堂
学校教育辞典	教育出版
世界教育事典	ぎょうせい
日本生活史辞典	吉川弘文館
文化人類学事典	弘文堂
防衛用語辞典	国書刊行会
岩波理化学辞典	岩波書店
科学大辞典	丸善
マグローヒル科学技術用語大辞典	日刊工業新聞社
岩波数学辞典	岩波書店
数学小辞典	共立出版
朝倉数学辞典	朝倉書店
物理学辞典	培風館
化学辞典	東京化学同人
天文学辞典	地人書館
地学事典	平凡社
岩波生物学辞典	岩波書店
生態学事典	共立出版
最新医学大辞典	医歯薬出版
南山堂医学大辞典	南山堂
医学書院医学大辞典	医学書院
環境大事典	日刊工業新聞社
環境事典	旬報社
建築大辞典	彰国社
機械用語大辞典	日刊工業新聞社
原子力用語辞典	コロナ社
電気電子用語大事典	オーム社
エレクトロニクス用語事典	オーム社
家政学用語辞典	朝倉書店
調理用語辞典	全国調理師養成施設協会
最新農業小事典	農業図書
新獣医学辞典	チクサン出版社
森林・林業百科事典	丸善
水産・海洋辞典	水産社

書名	出版者
最新商業辞典	同文館出版
マーケティング辞典	同文館出版
現代交通観光辞典	創成社
海と空の港大事典	成山堂書店
観光学辞典	同文館出版
新潮世界美術辞典	新潮社
新編音楽中辞典	音楽之友社
映画大全集	メタモル出版
スポーツ科学辞典	大修館書店
言語学大辞典	三省堂
広辞苑	岩波書店
日本国語大辞典	小学館
集英社世界文学事典	集英社

(2) インターネット情報、オンライン版参考図書

- ・ 以下のものは、冊子体よりも優先してもよい。
[『日本法令索引』](#)
[『日本標準産業分類』](#)
 『医中誌 Web』内『医学用語シソーラス』
 『ジャパナレッジ Lib』内『日本国語大辞典』『世界大百科事典』
- ・ 上記以外は、以下のものに限定して使用することができる。ただし、原則として冊子体の参考図書を優先する。

① 官庁ホームページ

② 『ジャパナレッジ Lib』内で以下のもの

- 『日本大百科全書』
 (『ニッポニカ・プラス』は 2016 年 6 月『日本大百科全書』に統合)
- 『デジタル大辞泉』
- 『デジタル大辞泉プラス』
 (ただし、雑誌タイトル以外の商品名、キャラクター、ゲームソフトを除く)
- 『国史大辞典』
- 『現代用語の基礎知識』
- 『デジタル版集英社世界文学大事典』
- 『デジタル化学辞典(第 2 版)』
- 『法則の辞典』
- 『法律用語辞典(第 4 版)』

『能・狂言事典』

『歌舞伎事典』

③ 『[コトバンク](#)』内で以下のもの

『百科事典マイペディア』等、冊子体が存在する、またはその後継のもの
語句の解説が特定利用者向けではなく一般的なもの

④ 『朝日新聞クロスサーチ』内『知恵蔵』

⑤ 『[goo 辞書](#)』

⑥ 『JDreamⅢ』内『JST 科学技術用語シソーラス』

- ・ 記録方法については、当作業指針「[件名標目新設時の根拠の記録](#)」を参照。
- ・ 上記以外の参考図書について、当作業指針「主題別作業指針」の各項目に指示がある場合はそれに従う。

主標目 普通件名

普通件名「を見よ」参照

- ・ 標目形に採用しなかった語を参照形とすることにより、複数の語での検索を可能とする。参照形とする言葉には、以下の種類がある。

(1) 同じ概念に対する異なる表記形

例

標目形	デジタルカメラ
「を見よ」参照	ディジタルカメラ

(2) 概念に差違はあるものの、使い分けることが困難または使い分ける必要性が薄いもの

例

標目形	無線通信
「を見よ」参照	無線電信

(3) 頭字語(アクリニム)

例

標目形	地理情報システム
「を見よ」参照	GIS (GIS= <u>G</u> eographic <u>I</u> nformation <u>S</u> ystems)

(4) 略語のうち、人口に膾炙したもの
(採用基準の目安は、参考図書類に採用されているものとする)

例

標目形	プレゼンテーション
「を見よ」参照	プレゼン

(5) 基本件名標目表第4版(以下、BSH)の件名標目
当作業指針「[BSH](#)」を参照。

(6) LCSH の件名標目
当作業指針「[LCSH](#)」を参照。

主標目 普通件名

BSH

- ・ 個々の件名標目に対応する BSH の件名標目を「を見よ」参照に記録する。

【記録対象】

- ・ 「を見よ」参照として記録する BSH の件名標目は、当該件名標目と同一の概念のものを選択する。

【記録形式】

- ・ 「を見よ」参照が複数存在する場合、BSH の件名標目は最初に記録する。
記録する項目は以下のとおり。

- ① BSH の標目形
- ② ①の読み
ただし、NDLSH の標目形の読みと同一である場合は省略
- ③ BSH の典拠番号

例

NDLSH 標目形	犬
「を見よ」参照	いぬ△(犬)
	BSH4:△00037800

主標目 普通件名

LCSH

- ・ 個々の件名標目に対応する LCSH の件名標目を「を見よ」参照に記録する。

【記録対象】

- ・ 「を見よ」参照として記録する LCSH の件名標目は、当該件名標目と同一の概念のものを選択する。同一の概念が LCSH に存在しない場合、上位語を記録することはしない。
- ・ 件名標目が複数の定義を持つ場合、該当する LCSH の件名標目を複数記録する。
 - (ただし、件名新設の必要はないか等検討の上で行う。)
- ・ 同一の概念を持つ LCSH の件名標目が細目付き件名である場合も、「を見よ」参照として採用する。
- ・ 典拠番号(LC Control Number)が「sj」または「sp」で始まる LCSH の件名標目は採用しない。

【記録形式】

- ・ 「を見よ」参照が複数存在する場合、LCSH の件名標目はその一番下に記録する。
記録形式は以下のとおり。

(1) 「を見よ」参照

- ・ LCSH の形式を採用する。(末尾のピリオドは入れない。)

例

○ Online△library△catalogs

× Online△library△catalogs_

- ・ 細目付き件名は、LCSH と同様のサブフィールドに区切って記録するが、LCSH のサブフィールドが不明なものおよび 2011 年以前に記録したものは、細目の区切りとして「△--△」を使用する。

(2) 名称種類

- ・ LCSH の典拠番号を記録する。

例

「を見よ」参照 Alpaca
 名称種類 LCCN:△sh85003800

「を見よ」参照 Iwakura△Shisetsudan△(Japan)
 名称種類 LCCN:△n78011412

- ・ 確立した典拠データが存在しない場合は、アクセス日付(年月日)を付加する。

例

「を見よ」参照 Students△--△Uniforms
 名称種類 LCSH△(20090910)

主標目 普通件名

普通件名「をも見よ」参照(上位語・下位語・関連語)

- ・ 普通件名において、関連性の深い件名標目同士を相互に参照することにより、よりの確な検索を可能とする。このような参照を「をも見よ」参照と呼ぶ。
- ・ 「をも見よ」参照は、単に関連する件名標目へ導くだけでなく、件名標目同士の関係性を表示することにより、件名標目同士の階層構造を示し、個々の件名標目の定義を明確にする役割をも担う。
- ・ 「をも見よ」参照には、下記の3種類がある。

上位語(BT:Broader Term)

下位語(NT:Narrower Term)

関連語(RT:Related Term)

【原則】

- ・ NDLSH に収録する普通件名のみ、「をも見よ」参照を行う。
ただし、地名は「をも見よ」参照の対象とはしない。
- ・ 「をも見よ」参照の対象は、NDLSH 内における直近上位語、直近下位語、関連語とする。最上位語(TT:Top Term)は設定しない。
「をも見よ」参照は必須ではない。(基準を満たす件名標目が存在しない場合には、「をも見よ」参照は必要ない。)
- ・ 件名標目には分野により詳細度の違いがあるため、直近上位／下位とのレベルの差に違いが出てよいこととする。
- ・ 件名新設の際は、周辺領域の「をも見よ」参照の見直しを行い、適宜訂正を行う。
- ・ 「をも見よ」参照先の件名標目との使い分けをスコープノートに積極的に記録する。
- ・ 記録は、上位語(BT)、下位語(NT)、関連語(RT)の順とする。それぞれの中の順序は特に問わない。

【階層関係(上位語(BT)、下位語(NT))の基準】

(1) 階層関係の原則

- ・ 同一カテゴリーにおける件名標目の、直近の上位語(BT)、下位語(NT)とする。

注:カテゴリーとは、ここでは、件名標目の示す概念を分析して得られる属性(本質的な性質)を意味する。カテゴリーには具象的なものもあれば、抽象的なものもある。たとえば、「生物」「物」「行為」「事象」「場所」「学問分野」等。

例:「模倣」は[行為]のカテゴリーに属する

同一カテゴリーにおける関係とは、基本的な属性を共有する件名標目同士の関係といえる。

例:「イチョウ」と「サメ」は[生物]という属性を共有する

- ・ 階層関係の構築は、原則として主標目のみに着目して検討する。((5)④を参照)

(2) 階層関係の種類

- ・ 原則として以下の①～③の関係性にある場合に階層関係とすることができる。

① 類種関係(クラスとそのメンバー)

例

ゴリラ

上位語(BT): 類人猿 (ゴリラは類人猿の一種である)

ジェット機

上位語(BT): 航空機 (ジェット機は航空機の一種である)

鉄道政策

上位語(BT): 交通政策 (鉄道政策は交通政策の一種である)

② 部分と全体との関係(全体「X」がほぼ必ず、その一部分として「Y」を含む場合)

- ・ 条件: 以下の a～d のいずれかに適合すること

a 生物の組織および器官

例

末梢神経

上位語(BT): 神経系

(末梢神経は神経系の一種とはいえないが、神経系を構成する一部分である)

b 学問分野・研究領域

例

音韻論

上位語(BT): 言語学 (音韻論は言語学の一領域である)

c 階層的社會構造・制度

例

夫婦

上位語(BT): 家族 (夫婦は家族の一部分である)

公的扶助

上位語(BT): 社会保障 (公的扶助は社会保障制度を構成する一部分である)

d 上記以外の「部分と全体の関係」

- ・ 上記 3 例の関係から外れる「部分と全体の関係」についても、種類関係では階層関係が組めない場合のみ、階層関係とすることができる。
- ・ この場合、のちに種類関係での上位語に相当する件名標目が新設されたときは、そちらに階層関係を組替えて部分全体関係による階層関係は解除する。

例

子ども部屋

上位語(BT): 住宅建築

(「子ども部屋」の種類関係での上位語に相当するのは「部屋」であるが、NDLSH に「部屋」が存在しないため、a から c に該当しない部分と全体の関係にある「住宅建築」を上位語(BT)としている。後に件名標目「部屋」が新設された場合は上位語(BT): 部屋として、住宅建築との階層関係は解除する。)

海水浴場

○ 関連語(RT): 海岸 (【連想関係(関連語(RT))の基準】(2)②h 参照)

× 上位語(BT): 海岸

(「海水浴場」と「海岸」とは部分と全体の関係であるが、種類関係での上位語(BT)「保養地」が存在するため、「海岸」を上位語(BT)とすることはできない。)

③ 複合語件名(「○○と××」という形の件名標目)と個々の概念(要素)

例

宗教と科学

上位語(BT): 宗教

上位語(BT): 科学

(3) 重合階層関係

- ・ 一つの件名標目が、二つ以上の階層関係に属する場合もある。

例

無線 LAN

上位語(BT): 無線通信 (無線通信における種類関係)

上位語(BT): LAN (LAN における種類関係)

視神経

上位語(BT): 脳神経 (脳神経における種類関係)

上位語(BT): 眼 (眼における部分全体関係)

- ・ 複合語件名の場合、「○○と××」という複合語件名の形で直近上位の件名標目があれば、それも上位語(BT)に採用する。

例

共産主義と宗教

上位語(BT): 共産主義

上位語(BT): 宗教

上位語(BT): 社会主義と宗教 (共産主義 上位語(BT): 社会主義)

(4) 「をも見よ」参照注記(SA)の使用

- ・ 下位の件名標目の数が膨大な場合は、逐一対象となる件名標目を下位語(NT)で表すことをせず、「をも見よ」参照注記(SA)によって示す。なお、下位の件名標目からの上位語(BT)への参照も行わない。

例

言語

○ 注記(「をも見よ」参照注記) 個々の言語の件名をも見よ

× 下位語(NT): 英語、イタリア語、中国語、…

戦争

- 注記(「をも見よ」参照注記): 個々の戦争の件名をも見よ
- × 下位語(NT): ナポレオン戦争、日露戦争△(1904-1905)、…

(5) 階層関係における注意事項

① カテゴリー

- ・ 同一カテゴリーであっても、NDLSH 中に存在する直近以外のものは階層関係とはしない。

例

ゴリラ

- × 上位語(BT): 哺乳類 (ゴリラの直近上位は「類人猿」)

- ・ 同一カテゴリーに属さない場合は階層関係とはみなさない。

例

自動車

- 関連語(RT): 自動車産業 (【連想関係(関連語(RT))の基準】(2)②d 参照)
- × 上位語(BT): 自動車産業
(「自動車」は「輸送機械」のカテゴリー、「自動車産業」は「産業」のカテゴリーに属す。)

- ・ 特に学問と専門用語の関係に注意する。

例

整数論

- 上位語(BT): 代数学

整数

- × 上位語(BT): 代数学
(「整数論」であれば上位語(BT): 代数学となるが、「整数」自体は学問そのものではないので、同一カテゴリーではない。)

② 複数の要素をもつ件名標目

- ・ ある件名標目に、実際には下位概念となるような複数の要素が含まれていて、その内の一要素とのみ上位語(BT)とみなせる件名標目が存在する場合でも、それを上位語(BT)とはしない。

例

恩赦

× 上位語(BT):更生保護

(件名標目「恩赦」にはその下位概念として、法令恩赦と個別恩赦の二つの要素があるが、ともに個別の件名標目は設けずに、「恩赦」を使用している。このうち個別恩赦については件名標目「更生保護」の下位語にあたるが、「恩赦」と「更生保護」とを階層関係にはしない。)

③ NDC 階層と件名階層との関係

- ・ NDC も階層的な構造になっているが、件名標目の階層関係とは必ずしも一致するものではなく、以上の基準と一致しない点も多い。NDC の階層関係を参考とすることはできるが、そのみを根拠として階層関係を決定することはできない。上位語と下位語とで代表分類が大きく異なる場合もある。

例

NDC の項目	361.4	社会心理学
	361.45	コミュニケーション

コミュニケーション

○ 上位語(BT):行為 (代表分類:151.2)

コミュニケーション

× 上位語(BT):社会心理学

④ 「を見よ」参照と階層関係にある件名標目が存在する場合

- ・ 原則として、階層関係の構築は主標目のみに着目して行うため、「を見よ」参照についてのみ上位語(BT)や下位語(NT)に相当する件名標目が存在しても階層関係とはしない。ただし、「を見よ」参照と階層関係にある件名標目は、運用上の観点から関連性が深いと判断できるため、連想関係(関連語(RT))とする。

例

ユビキタスコンピューティング (「を見よ」参照:ユビキタス情報社会)

○ 関連語(RT):情報化社会

× 上位語(BT):情報化社会

(「を見よ」参照の「ユビキタス情報社会」と「情報化社会」との関係は階層関係に相当するが、主標目である「ユビキタスコンピューティング」と「情報化社会」とはカテゴリーが異なるため階層関係とはならない。)

⑤ 丸がっこによる限定詞を伴う件名標目

- ・ a△(b)という形式の件名標目については、おおむね上位語(BT):aとなることが多いが、上位語(BT):bとなる事例も存在するのでカテゴリーの判断に注意すること。また、a、b以外の語が上位語(BT)となる場合もある。

例

航空機△(農業)

上位語(BT):航空機 (カテゴリーは航空機)

古典学派△(経済学)

上位語(BT):経済学 (カテゴリーは経済学)

ラップ△(音楽)

上位語(BT):ブラックミュージック

上位語(BT):ダンス音楽

⑥ 複数の参考図書類間の定義のぶれへの対処

- ・ 同じ語であっても参考図書類により、定義されるカテゴリーが異なることもある。この場合、複数の件名標目と階層関係を組むことも可能であるが、当該件名標目のNDLSHにおける定義づけ、書誌データへの付与実績の傾向等を検討して適切に取捨する。

例

憑物 (世界大百科事典の定義:憑霊現象、広辞苑の定義:人にのりうつったものの霊)

上位語(BT):怪異

関連語(RT):靈魂

【連想関係(関連語(RT))の基準】

(1) 連想関係の原則

- ・ 階層関係には相当しないが、件名標目間に強い関係性があるため、その関係性を典拠データ中に明示することが適当である場合、同一カテゴリーの件名標目であるか異なるカテゴリーの件名標目であるかに関わらず、連想関係とすることができる。
- ・ ただし、(2)および(3)を参考として慎重に検討する。

(2) 連想関係の基準

- ・ 以下に示した関係性に相当する場合は、積極的に連想関係とする。

① 同一カテゴリーに属するもの

同一カテゴリーに属するが、概念が階層関係にあるのではなく、概念の重複が著しいもの。階層関係に近い関係を持つが、上下関係と断じ切れないものもここに含める。

例

宣伝

関連語(RT): 広告 (概念が著しく重複している)

祝祭日

関連語(RT): 休日

(祝祭日の多くは休日だが、休日ではない例もあるため、祝祭日の上位語(BT)が休日であるとは断定できない)

② 異なるカテゴリーに属するもの

a 学問分野とその対象

例

地震学

関連語(RT): 地震

b 人とその人の活動領域

例

物理学者

関連語(RT): 物理学

c 特定の対象を持つ行為、事象(制度、道具等)とその対象

例

濾過

関連語(RT): 濾過器 (濾過するための道具)

例

行政監査 (行政を対象とした行為)

関連語(RT):行政

関連語(RT):行政組織

労働基準法 (労働条件を対象とした法律)

関連語(RT):労働条件

児童福祉 (児童を対象とした活動)

関連語(RT):児童

d 産業とその対象

例

自動車産業 (自動車を対象とした産業)

関連語(RT):自動車

e 事象とその性質

例

犯罪

関連語(RT):違法性 (犯罪の性質に違法性が挙げられる)

f 行為、事象とその結果(強い因果関係を持つものに限る)

例

地震

関連語(RT):震災 (地震の結果、震災という災害が発生する)

工業

× 関連語(RT):環境問題

(工業は環境問題の原因となりうるが、工業以外の原因も多数存在するため、関連語(RT)として明示はしない)

g 行為、事象とその対抗概念

例

犯罪予防

関連語(RT): 犯罪

殺虫剤

関連語(RT): 害虫

- h 階層関係に相当しない部分全体関係(【階層関係(上位語(BT)、下位語(NT))の基準】(2)②を満たさないもの)

例

海水浴場

○ 関連語(RT): 海岸

× 上位語(BT): 海岸

- i 「を見よ」参照と階層関係にある件名標目(【階層関係(上位語(BT)、下位語(NT))の基準】(5)④参照)

(3) 連想関係における注意事項

① 連想関係の基準に適合しない例

- ・ (2)に挙げた例以外でも強い連想関係で結ばれる件名標目は存在する。その場合、慎重に検討した上で、連想関係とする。ただし、安易な連想関係の構築は、シソーラス構造の統制を妨げるので慎重に検討する。

例

耐震建築

上位語(BT): 耐震構造

署名

関連語(RT): 立法

② 連想関係とはしない例

- ・ 連想語からさらに連想を働かせてはいけない。また、主観的な連想による関連語(RT)は採用しないようにする。

例

議会

× 関連語(RT): 法律 (議会→立法→法律と連想を繰り返している)

芸術

- × 関連語(RT):爆発 (主観的な連想)
- ・ 共通の上位語(BT)を持つ件名標目同士でも、(2)を満たしていなければ、連想関係とはしない。

例

過失犯

- × 関連語(RT):危険犯 (ともに上位語(BT):犯罪)

【各主題・領域における注意事項】

歴史

- ・ 歴史上の事件とそれが生じた時代とは、階層関係・連想関係とはしない。

例

赤穂事件△(1701-1703)

- × 上位語(BT):日本△--△歴史△--△江戸初期
- ・ 各国の時代を表す件名標目(時代細目付き)同士は、階層関係とする。

例

日本△--△歴史△--△江戸初期

- 上位語(BT):日本△--△歴史△--△江戸時代
- ・ 時代が部分的にしか重なっていない場合は、階層関係とはしない。

【「をも見よ」参照の具体的事例】

例

心臓

- 上位語(BT):循環器 (臓器という同一カテゴリの中での直近上位)
- × 上位語(BT):内臓 (臓器という同一カテゴリではあるが、直近ではない)
- × 下位語(NT):心臓病 (同一カテゴリではない。臓器←心臓／疾病←心臓病)
- 関連語(RT):心臓病 (同一カテゴリではないが関連性が強い)
- × 関連語(RT):医学 (同一カテゴリではなく、関連性も弱い)

動物学

- 上位語(BT):生物学 (学問分野という同一カテゴリーでの直近上位)
- × 上位語(BT):動物 (学問分野←動物学／生物・学問対象←動物)
- 関連語(RT):動物 (動物は動物学の研究対象である)
- × 関連語(RT):植物学 (ともに BT:生物学だが、RT の基準は満たしていない)

主標目 普通件名

普通件名「をも見よ」参照注記(SA)

- 一つの件名標目から複数の件名標目へ導く場合、個別に「をも見よ」参照を行うのではなく、注記によって包括的に参照の指示を行う。これを「をも見よ」参照注記(SA)と呼ぶ。この注記を用いるのは以下の場合である。

(1) 細目への指示

- 件名標目を主標目としても細目としても使用する場合、「をも見よ」参照注記により、細目への指示を行う。

例

句読法

注記(「をも見よ」参照注記)

主題細目「句読法」をも見よ△(言語を表す件名の細目として用いる。△例:△中国語△--△句読法)

- 例では、件名標目「句読法」は、主標目としてだけでなく、各言語を表す件名標目に結合する細目としても使用することができる。「をも見よ」参照注記により、細目「句読法」への指示を行っている。
- 結合できる主標目の範囲に制限がある場合には、その旨も注記する。例では、結合できる主標目が各言語を表す件名標目に限定されることを示している。

(2) 下位語が多数存在する場合の指示

- 前項のとおり、下位概念に当たる件名標目が存在する場合は、「をも見よ」参照により下位語(NT)を表示する。ただし、件名標目によっては、下位概念に当たる件名標目の数が膨大となるため、「をも見よ」参照注記により、簡素化を図る。

例

民族

注記(「をも見よ」参照注記) 個々の民族の件名をも見よ△(例:△アイヌ)

「民族」という件名標目の下位概念として、「ダフル族」「カシナワ族」等個々の民族名が多数存在する。これらについては、個々に下位語を採用するのではなく、「をも見よ」参照注記により、一括して参照を行っている。

主標目 普通件名

スコープノート(SN)

- ・ 件名の使用範囲がわかりにくい場合や、類似件名との使い分けが難しい場合、および、使用にあたり留意すべき点がある場合に、件名付与作業の手がかりとなる情報を注記に記録する。これを、スコープノート(SN)と呼ぶ。
- ・ スコープノートの種類には、下記のようなものがある。

(1) 件名標目の使用範囲の限定

例

城跡

注記(スコープノート) 建物の残っていない歴史的な遺跡・遺物に使用.

(2) 類似する件名標目との使い分けの説明

例

学級通信

注記(スコープノート) 学校経営・学級経営の一環として教師が作成する通信に使用.

注記(スコープノート) 児童・生徒自身が作成する新聞には「学校新聞」△(典拠 ID:△00562176)△を使用.

「学級通信」と類似した件名標目「学校新聞」との使い分けを注記することにより、作業担当者によって使用方法に揺れが起こらないようにする。

(3) 主標目・細目の使い分けの指示

- ・ 細目としても使用できる件名標目の場合、主標目として使う場合と、細目として使う場合の使い分けの説明を、必要に応じて記録する。

例

会話

注記(「をも見よ」参照注記)

主題細目「会話」をも見よ△(言語を表す件名の細目として用いる。△例:△マラーティー語△--△会話)

注記(スコープノート)

数カ国語対照の会話書に使用.

注記(スコープノート)

個々の言語の会話書には細目「会話」

△(典拠 ID: s00564668)△を使用.

(4) 地理区分・主題区分の指示と開始時期、区分についての説明

- ・ 地理区分・主題区分の指示と、その開始時期を記録する。ただし、件名新設当初から区分可能とするのであれば、開始時期の記録は省略する。
- ・ 細目として使用できる件名標目の範囲に制限がある場合や、結合方法の説明が必要な場合は、区分指示の直後の注記に記録する。

例

校則

注記(スコープノート)

主題区分.

鳥獣害

注記(スコープノート)

地理区分△(20120530-)

人生訓

注記(スコープノート)

主題区分

注記(スコープノート)

読者対象による主題区分△(例:△人生訓△--△経営者)

「人生訓」の例では、細目として使用できるのは、人生訓の読者対象を表す件名標目に限定しており、経営者に対する人生訓ならば「人生訓△--△経営者」、女性に対する人生訓ならば「人生訓△--△女性」のように結合する。このような制限がある場合は、スコープノートとして記録する。

例

植民地

注記(スコープノート)	地理区分
注記(スコープノート)	植民地化された地域による地理区分.△宗主国はカッコに入れて示す△(例:△「植民地△--△アフリカ」はアフリカに存在する植民地を表す.△「植民地△(フランス)△--△アルジェリア」は,△フランスを宗主国とするアルジェリアに存在する植民地を表す)

件名標目「植民地」は、植民地化を行った国を表す場合は宗主国名を丸がっこで囲んで付加し(例:「植民地△(フランス)」)、植民地化された地域を表す場合は地名細目を用いる(例:「植民地△--△アフリカ」)。植民地化された地域、植民地化を行った国の双方が特定できる場合には、「植民地△(フランス)△--△アルジェリア」のように結合する。このような、細目結合時の特別な指示も、スコープノートとして記録する。

(5) その他、件名標目使用にあたり留意すべき事項

- ・ 細目結合時の特別な指示等、件名標目を使用するに当たって留意すべきことが存在する場合、その旨を記録する。

* 性質の異なるスコープノートは、分けて記録する。

例

地球温暖化

注記(スコープノート)	温室効果の結果としての気候変化,△及びその気候変化によって引き起こされる諸問題に使用. (当該件名標目の使用範囲の限定)
注記(スコープノート)	温室効果のみを取り上げた資料については「温室効果」△(典拠ID:△00576626)△を使用. (類似件名標目との使い分けの説明)

細目

事前結合方式

- ・ 件名標目は、用語同士をあらかじめ結びつけて主題を表現する。これを「事前結合方式」という。

例：「青森県におけるリンゴの栽培の歴史年表」

「リンゴ」という主題、「栽培」という行為、「青森県」という地域、「年表」という資料形式が含まれる。

件名標目 リンゴ△--△栽培△--△青森県△--△歴史△--△年表

- ・ 先頭の主題(主標目)に後ろから結びつく用語を特に「細目」と呼ぶ。細目は主題のさまざまな側面を表現する。細目は、(1)主題の地域を特定する「[地名細目](#)」、(2)地域を表す件名標目の細目として結合する「[地名のものと細目](#)」、(3)主題の時代を特定する「[時代細目](#)」、(4)主標目の後に主題を表す細目を結合することにより、件名標目の表す内容を詳細にする「[主題細目](#)」、(5)辞書、年表、名簿等資料の形式を表す「[形式細目](#)」、(6)特定の件名標目のもとでのみ使用できる「[特殊細目](#)」に大別できる。
- ・ 個々の細目については、当作業指針「[地名細目・地理区分基準](#)」「[地名のものと細目](#)」「[時代細目・時代区分基準・時代細目結合方法](#)」「[主題細目](#)」「[形式細目](#)」「[特殊細目](#)」を参照。
- ・ 細目を結合する際の基本的な順序は以下のとおりである。

主標目△--△主題細目△--△地名細目△--△時代細目△--△形式細目

例

日本中世の自然災害史の年表

件名標目 自然災害△--△日本△--△歴史△--△中世△--△年表

※仮に、扱われている時代が中世ではなく江戸時代であれば

件名標目 自然災害△--△日本△--△歴史△--△江戸時代△--△年表

※地域がヨーロッパであれば

件名標目 自然災害△--△ヨーロッパ△--△歴史△--△中世△--△年表

となる。

- ・ なお、地域性が優先される場合は以下の順序となる。

地名△--△地名のもとの細目△--△時代細目△--△形式細目

例

アフガニスタンの政治

件名標目 アフガニスタン△--△政治

19世紀アフガニスタン政治史

件名標目 アフガニスタン△--△政治△--△歴史△--△19世紀

- ・ また、[主題]△--△[主題細目]という結びつきについては、おおむね、[事物・具象]△--△[過程・行為]という順序に則している。

例

気候変化△--△シミュレーション

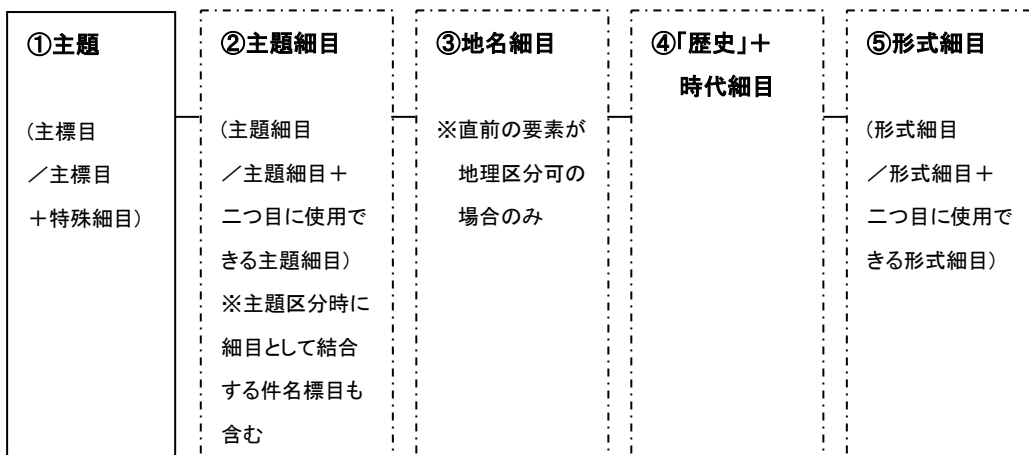
都市計画△--△シミュレーション

細目

結合順序

- 主標目が地名以外の場合と、地名の場合では結合順序が異なる。

【主標目が地名以外の場合】※実線は必須の要素、破線は必須ではない要素を表す。



例

公企業△--△会計△--△日本△--△歴史△--△昭和時代△--△書目
 <主題> <主題細目> <地名細目> <「歴史」+時代細目> <形式細目>
 (地理区分可)

有害物質△--△安全管理△--△法令△--△ドイツ
 <主題> <主題細目> <二つ目の主題細目><地名細目>
 (地理区分可)

主題となる①の件名に国名を丸がっこで囲んで付加する場合、結合する時代細目は①および③の地名どちらに結合するものでも使用できる。

例

- 移民・植民△(中国)△--△アメリカ合衆国△--△歴史△--△民国時代
- 移民・植民△(中国)△--△アメリカ合衆国△--△歴史△--△1901-1945

ただし、日本が①か③のどちらかに含まれる場合には、日本の時代細目を使用する。

例

- 移民・植民△(日本)△--△ブラジル△--△歴史△--△昭和前期
- × 移民・植民△(日本)△--△ブラジル△--△歴史△--△20世紀

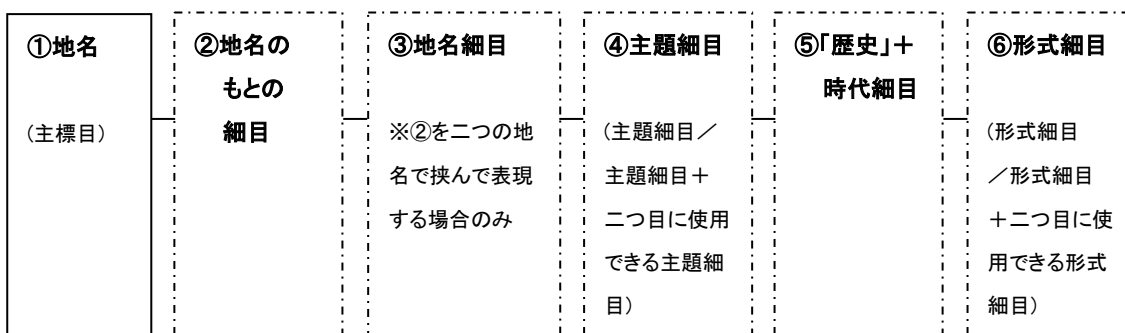
- 留学生△(中国)△--△日本△--△歴史△--△昭和時代
- × 留学生△(中国)△--△日本△--△歴史△--△民国時代

※ 主標目が「○○人(××在留)」の場合は、()の国の時代区分を使用する。

例

- 日本人△(アメリカ合衆国在留)△--△歴史△--△19世紀
- × 日本人△(アメリカ合衆国在留)△--△歴史△--△江戸末期

【主標目が地名の場合】※実線は必須の要素、破線は必須ではない要素を表す。



例

日本△--△政治△--△歴史△--△昭和時代△--△書目
 <地名> <地名のもとの細目> <「歴史」+時代細目> <形式細目>

日本△--△商業△--△法令△--△情報サービス
 <地名> <地名のもとの細目> <主題細目> <二つ目の主題細目>

- ・ ここで結合する時代細目は、主標目である①の地名に結合するものを使用する。

例

○ 日本△--△外国関係△--△アメリカ合衆国△--△歴史△--△平成時代△--△史料
 <地名> <地名のもとの細目> <地名細目> <「歴史」+時代細目> <形式細目>

× 日本△--△外国関係△--△アメリカ合衆国△--△歴史△--△1783-1865
 (「1783-1865」はアメリカ合衆国独自の時代細目なので、主標目が日本の場合には使用しない)

○ イギリス△--△外国関係△--△フランス△--△歴史△--△王政復古時代
 (「王政復古時代」はイギリスの時代細目)

× イギリス△--△外国関係△--△フランス△--△歴史△--△ルイ 14 世△(1643-1715)
(「ルイ 14 世△(1643-1715)」はフランスの時代細目)

細目

細目の結合の可否一覧(件名標目の種類別)

- ・ 個人名、家族名、団体名には細目を結合しない。
- ・ 細目を結合できる地名は、細目に使用できる地名件名の基準と同様とする。
(詳細は当作業指針「[地名細目・地理区分基準](#)」を参照。)

件名標目の種類	細目の結合	例
個人名	×	× 夏目,△漱石,△1867-1916△--△目録
家族名・氏族名	×	× 藤原△(氏)△--△歴史
団体名	×	× 国立国会図書館△--△歴史 × 東照宮△(日光市)△--△写真集 × 学士会△--△名簿
	×	× 成田空港△--△歴史
	×	× 主要先進国首脳会議△(2008)△--△写真集
地名	○	○ 東京都△--△名簿 ○ ヨーロッパ△--△政治 ○ 関東地方△--△地誌
	×	× 三浦郡△(神奈川県)△--△歴史 × 秩父地方△--△地誌 × 銀座△(東京都中央区)△--△歴史
	×	× シルクロード△--△地誌 × 富士山△--△歴史 × 琵琶湖△--△書目
統一タイトル 詳細は、当作業指針「 統一タイトル件名に使用する細目 」を参照。	○ ただし、細目「歴史」は×	○ 源氏物語△--△評釈 ○ 朝日新聞△--△索引 ○ 覚せい剤取締法△--△判例 ○ 国際電気通信条約△--△用語 × 源氏物語△--△歴史
普通件名	○	○ フィギュアスケート△--△写真集

※ 自然地名等に例外的に結合可能な細目については、当該指針「[自然地名](#)」を参照

細目

地名細目・地理区分基準

- ・ 件名標目の後に地名を表す細目を結合することにより、地域を特定することが可能である。これを地理区分と呼び、結合する細目を地名細目と呼ぶ。

例

看護教育

注記(スコープノート) 地理区分

- ・ 例のように地理区分の指示がある件名標目は、資料の内容に応じて「看護教育△--△日本」「看護教育△--△ヨーロッパ」のように地名細目を結合することができる。

【原則】

- ・ 普通件名のうち、概念的に地理区分可能なものは原則全て地理区分可能とし、細目指示注記を入れる。
- ・ ただし、固有名件名に細目を結合できないために、普通件名に細目を結合したものを重出する際は、地理区分はしない。

例 1

タイトル 国宝唐招提寺金堂修理工事報告書

○ 件名標目 1 唐招提寺△(奈良市)
 件名標目 2 寺院建築△--△保存・修復

× 件名標目 1 唐招提寺△(奈良市)
 件名標目 2 寺院建築△--△保存・修復△--△奈良県△--△奈良市

例 2

タイトル 特別史跡彦根城跡石垣保存修理工事報告書

○ 件名標目 1 彦根城
 件名標目 2 石垣△--△保存・修復

× 件名標目 1 彦根城
 件名標目 2 石垣△--△保存・修復△--△滋賀県△--△彦根市

- ・ 主題に合致する件名が地理区分できない場合、地理区分を目的とした上位件名の付与は行わない。

例

- タイトル 上方落語考究
- 件名標目 落語
- × 件名標目 大衆演芸△--△近畿地方

【細目に使用する地名の基準】

- ・ 地名細目として使用できる件名標目は、最小の行政単位の地名までとし、行政単位より狭い地名では地理区分を行わない(「太平洋戦争△(1941-1945)△--△会戦△--△硫黄島」等一部例外あり)。
- ・ 細目として使用する地名件名は下表のとおりとする。

	行政単位名	広範な地域名
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国名 ・ 都道府県名 ・ 市町村 ・ 東京都特別区 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の都道府県にまたがる地方名 (東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、東海地方、近畿地方、阪神地方、中国地方、山陰地方、山陽地方、瀬戸内海地方、四国地方、九州地方、北九州地方、南九州地方)
外国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国名 ・ 州名・省名 ・ 都市名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の国の総称 例: アジア、東南アジア、アジア△(東部)、ヨーロッパ、ベネルクス ・ 複数の国をまたがる広範な地域名 例: コーカサス、バスク地方 ・ 国家に属さない地域名 例: 極地、熱帯地方 ・ 一国内における方位による区分 例: アメリカ合衆国△(西部)、中国△(西南部)

- ・ 上記(表)以外の地名(自然地名等)は、原則として細目として使用しない。
また、上記(表)以外の地名(自然地名等)には、原則として細目を結合しない。

例

- 地域開発△--△千葉県
- × 地域開発△--△千葉県△--△印旛沼
- × 地域開発△--△印旛沼

- 関東地方△--△伝記
- × 富士山△--△伝記

- ・ 資料整理時点で、当該地域の最新の名称を付与する。

例

上福岡市生涯学習基本計画

○ 社会教育計画△--△埼玉県△--△ふじみ野市

× 社会教育計画△--△埼玉県△--△上福岡市

【地名細目の結合方法】

- ・ 日本については、国名、関東地方等複数の都道府県にまたがる地方名、都道府県名、政令指定都市名（東京都特別区を含む）は、地理区分できる件名標目に直接結合する。これを直接地理区分と呼ぶ。また、政令指定都市以外の市名および町村名は、都道府県名を間に挟んで地理区分を行う。このような上位の地名を挟んで行う地理区分を間接地理区分と呼ぶ。

日本	国名 広範な地域名 都道府県名 政令指定都市名	直接地理区分 例：気象△--△日本 気象△--△関東地方 気象△--△埼玉県 気象△--△さいたま市 気象△--△東京都台東区	
	政令指定都市以外の市町村名	間接地理区分 例：気象△--△埼玉県△--△川越市 気象△--△埼玉県△--△大利根町△(埼玉県)	
外国	アメリカ合衆国 以外	国名 広範な地域名	直接地理区分 例：気象△--△中国 気象△--△アジア△(東部) 気象△--△中国△(西南部)
		国より狭い行政単位名 (最新の国名に結合して 地理区分)	間接地理区分 例：気象△--△イギリス△--△スコットランド 気象△--△イギリス△--△ノーフォーク州 気象△--△イギリス△--△ロンドン
	アメリカ合衆国	国名 広範な地域名 州名 ワシントン(D.C.)	直接地理区分 例：気象△--△アメリカ合衆国 気象△--△アメリカ合衆国△(西部) 気象△--△カリフォルニア州 気象△--△ワシントン△(D.C.)
		州より狭い行政単位名	間接地理区分 例：気象△--△カリフォルニア州△--△ロサンゼルス

【地理区分の範囲の限定】

- ・ 日本固有の事物・概念等は日本国内の地名に限定した地理区分を行い、「日本」は地名細目としない。また、海外の相当物にも付与してよいが、その場合は地理区分をしない。ただし、外国の地名での実績の数に応じて、地理区分の範囲を広げることがある。

例

山車

注記(スコープノート) 地理区分

注記(スコープノート) 日本国内の地方名, △都市名による地理区分△(例:△山車△--△栃木県△--△佐野市)

タイトル 動く山・アジアの山車

○ 件名標目 山車

× 件名標目 山車△--△アジア

- ・ 日本国内のものに限定して使用する旨の注記がある場合は、日本国内の地名に限定した地理区分のみを行い、「日本」および外国の地名は地名細目としない。

例

埴輪

注記(スコープノート) 日本国内のものに使用.

注記(スコープノート) 地理区分.

注記(スコープノート) 日本国内の地方名,△都市名による地理区分△(例:△埴輪△--△埼玉県)

例

○ 件名標目 埴輪△--△関東地方

× 件名標目 埴輪△--△日本

× 件名標目 埴輪△--△中国

細目

地名のものの細目

- ・ 一部の件名標目は、地名を表す件名標目の細目として結合することにより、地域を特定することが可能である。このように結合する細目を地名のものの細目と呼ぶ。
- ・ 地名のものの細目の指示を注記に記録する。
- ・ 地名のものの細目としても使用できる件名標目は、「をも見よ」参照注記に指示を記録する。

例

〔細目〕

政治(細目)

注記(スコープノート) 地名のものの細目△(例:△オーストラリア△--△政治)

〔主標目〕

国境

注記(「をも見よ」参照注記) 地名のものの細目「国境」をも見よ△(例:△ロシア△--△国境△;△カンボジア△--△国境△--△ベトナム)

注記(スコープノート) 特定の国との間の国境の場合は、△細目「国境」の後に当該国名を結合する△(例:△「メキシコ△--△国境△--△アメリカ合衆国」はメキシコにおけるアメリカ合衆国との間の国境を表す)

【選定基準】

- ・ 地名のものの細目として使用する件名標目は、以下のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 国や地域の特性を表すもの(例:政治)
 - (2) 地名で挟んで表現するもの(例:国境)

【結合方法】

- ・ 地名のものの細目を結合できる地名件名は、地名細目に使用する地名件名の基準と同様とする。(詳細は、当作業指針「[地名細目・地理区分基準](#)」を参照。)
- ・ 地名細目とする際に間接地理区分となる地名の場合も、上位レベルの地名は主標目とせず、該当地名のみを主標目とする。

例

○ 川越市△--△歴史

× 埼玉県△--△川越市△--△歴史

細目

時代細目・時代区分基準・時代細目結合方法

- ・ 件名標目の後に時代を表す細目を結合することにより、時代を特定することが可能である。これを時代区分と呼び、結合する細目を時代細目と呼ぶ。

【原則】

- ・ 原則として全ての普通件名において時代区分可能とする。
- ・ 時代区分は日本地方史を除き、国名レベル以上でのみ行う。

例

- 芸術△--△フランス△--△歴史△--△19世紀
 - × 芸術△--△フランス△--△パリ△--△歴史△--△19世紀
- ※「パリ」は国より狭い地名であるため、時代区分を行わない。

- ・ 「細目一覧」の「4 時代細目」に掲載する時代細目一覧から該当する時代を選び結合することによって、時代区分を行う。
(詳細は【結合方法】を参照。)
- ・ 各国の時代細目は、原則として「4 時代細目 4.1 一般」(以下、「時代細目 一般」)に倣うこととするが、以下の国・地域については、「時代細目 一般」のほかに、各国独自の時代細目の使用を認める。
(詳細は【結合方法】(3) 独自の時代細目を使用する場合を参照。)

〈「時代細目 一般」のほかに独自の時代細目を使用できる国・地域(以下、「Aグループ」と呼称)〉
台湾、インド、イギリス、ドイツ、フランス、ロシア、アメリカ合衆国

- ・ 日本・朝鮮・中国については、それぞれの国の独自の時代細目のみを使用し、「時代細目 一般」は使用しない。

例

- 貨幣△--△中国△--△歴史△--△清時代
- × 貨幣△--△中国△--△歴史△--△19世紀

- ・ 普通件名の「を見よ」参照については、このルールによらず、独自の形式の記入を可とする。

例

標目形 マムルーク朝
「を見よ」参照 エジプト△--△歴史△--△1250-1517

【NDLSH 収録基準】

- ・ 原則として時代細目付き件名は NDLSH への収録対象とはしない。
- ・ ただし、以下(1)~(3)に挙げる時代細目付き件名については収録対象とする。

(1) 世界史△--△[時代細目]

(2) 日本・朝鮮・中国△--△歴史△--△[時代細目]

(3) [Aグループの国・地域]△--△歴史△--△[時代細目]

注:「時代細目 一般」に掲載される[時代細目]を結合した件名標目であっても収録対象とする。

【結合方法】

- (1) Aグループ・日本・朝鮮・中国以外の国・地域、および地理区分しない場合
- ・ 「細目一覧」の「時代細目 一般」を使用し、「歴史」を挟んで結合する。

例

スポーツ△--△インドネシア△--△歴史△--△1945-
 <主題> <地名細目> <「歴史」+時代細目>

ルーマニア△--△歴史△--△中世
 <地名> <「歴史」+時代細目>

社会保障△--△法令△--△スペイン△--△歴史△--△20世紀
 <主題> <主題細目> <地名細目> <「歴史」+時代細目>

イタリア△--△外国関係△--△ヨーロッパ△--△歴史△--△1945-
 <地名> <地名のものと細目> <地名細目> <「歴史」+時代細目>

国際政治△--△歴史△--△19世紀 (地理区分しない場合)
 <主題> <「歴史」+時代細目>

- (2) 日本・朝鮮・中国

- ・ 以下の場合「細目一覧」の「4 時代細目 4.2 日本」「4.3 朝鮮」および「4.4 中国」の中から、該当する国の時代細目を使用し、「歴史」を挟んで結合する。

- ① 標目もしくは地名細目として、「日本」「朝鮮」「中国」が使われている場合
- ② 「日本」「朝鮮」「中国」にしか当てはまらない概念の場合（「日本」で地理区分を行わないもの等（例：日本料理、町屋等）、および「中国語」等）

例

日本△--△歴史△--△昭和前期
 <地名> <「歴史」+時代細目>

カトリック教会△--△日本△--△歴史△--△安土桃山時代△--△史料
 <主題> <地名細目> <「歴史」+時代細目> <形式細目>

神社△--△歴史△--△江戸時代
 <主題> <「歴史」+時代細目>

朝鮮△--△歴史△--△李朝時代
 <地名> <「歴史」+時代細目>

租税制度△--△朝鮮△--△歴史△--△李朝時代
 <主題> <地名細目> <「歴史」+時代細目>

中国△--△歴史△--△三国時代
 <地名> <「歴史」+時代細目>

陶磁器△--△中国△--△歴史△--△元時代
 <主題> <地名細目> <「歴史」+時代細目>

(3) A グループの国・地域

- ・ 以下の場合には「時代細目 一般」に掲載する時代細目のほかに独自の時代細目も使用することができる。

- ① 主標目もしくは地名細目として【原則】の A グループに該当する国・地域が使われている場合
- ② A グループの国・地域にしか当てはまらない概念の場合（「アメリカ文学」「ドイツ語」等）

- ・ 「細目一覧」の「時代細目 一般」、「4 時代細目 4.5 台湾」から「4.11 アメリカ合衆国」を使用し、「歴史」を挟んで結合する。

例

フランス△--△歴史△--△19世紀

<地名> <「歴史」+時代細目一般の時代細目>

農村△--△ロシア△--△歴史△--△近代

<主題> <地名細目> <「歴史」+時代細目一般の時代細目>

インド△--△歴史△--△ムガル朝△(1526-1857)

<地名> <「歴史」+独自の時代細目>

イギリス△--△風俗・習慣△--△歴史△--△ヴィクトリア女王△(1837-1901)

<地名> <主題細目> <「歴史」+独自の時代細目>

(4) 日本国内の地方

(4)-1、沖縄県を除く日本各地

- ・ 以下の場合は、「細目一覧」の「4 時代細目 4.2.1 日本各地」を使用し、「歴史」を挟んで結合する。

- ① 主標目もしくは地名細目として、沖縄県を除く日本各地の地名が使われている場合
- ② 日本各地にしか当てはまらない概念の場合（「神田祭」「風の盆」等）

例

埼玉県△--△歴史△--△中世

内航海運△--△島根県△--△松江市△--△歴史△--△近世

神田祭△--△歴史△--△近世

(4)-2、沖縄県・沖縄県内の市町村

- ・ 以下の場合は、「細目一覧」の「4 時代細目 4.2.2 沖縄県」を使用し、「歴史」を挟んで結合する。

- ① 主標目もしくは地名細目として、沖縄県・沖縄県内の市町村が使われている場合
- ② 沖縄県・沖縄県内の市町村にしか当てはまらない概念の場合（「琉球料理」「沖縄問題」等）

例

沖縄県△--△歴史△--△1609-1879

宜野湾市△--△歴史△--△1972-

琉球文学△--△歴史△--△1945-1972

(5) 「歴史」を挟まずに時代細目を結合する場合

- ・ 時代細目が結合される主題が既に歴史の意味を含んでいる場合、「歴史」を挟まずに時代細目を結合する。

〈対象となる件名〉

世界史、法制史 等

例

○ 法制史△--△イギリス△--△中世

× 法制史△--△イギリス△--△歴史△--△中世

○ 世界史△--△21 世紀

× 世界史△--△歴史△--△21 世紀

細目

主題細目

- ・ 件名標目の後に主題を表す細目を結合することにより、件名標目の表す内容を詳細にすることが可能である。主題を表す細目を主題細目と呼ぶ。
- ・ 主題細目の指示を注記に記録する。
- ・ 主題細目としても使用する件名標目は、「をも見よ」参照注記に指示を記録する。

例

〔細目〕

価格(細目)

注記(スコープノート)

主題細目△(例:△医薬品△--△価格)

〔主標目〕

価格

注記(「をも見よ」参照注記)

主題細目「価格」をも見よ△(例:△医薬品△--△価格)

- ・ 結合先の件名標目に制限がある場合は、その内容を、「主題細目」の指示に続けて注記する。

例

〔細目〕

分析(細目)

注記(スコープノート)

主題細目△(自然科学分野の物質を表す件名の細目として用いる。△例:△マグネシウム△--△分析)△(技術分野の物質を表す件名の細目として用いる。△例:△排気ガス△--△分析)

注記(スコープノート)

抽象的な概念△(例:△無機化学△;△技術革新)△の細目としては使用しない。

- ・ 一部の主題細目は、他の主題細目に重ねて使用できる。

例

〔細目〕

法令(細目)

注記(スコープノート)

主題細目△(例:△環境問題△--△法令△--△イタリア)

注記(スコープノート)

二つ目の主題細目としても使用△(例:△有害物質△--△安全管理△--△法令△--△ドイツ)

例は、二つ目の主題細目としても使用できる場合である。主題細目を重ねて使用することにより、件名標目の表す内容をより詳細にすることが可能である。

- ・ 主題細目とする件名標目に地理区分の指示がある場合は、その主題細目に続けて地理区分を行うことができる。なお、地理区分はその直前の件名標目の地理区分指示に従って行うため、「[主標目]△--△[主題細目]」の形式においては、主標目の地理区分指示ではなく、主題細目の地理区分指示によって、地理区分を行う。

例

[細目]

化石(細目)

注記(スコープノート) 主題細目△(生物を表す件名の細目として用いる.△例:△鹿△--△化石△--△青森県△--△下田町△(青森県))

注記(スコープノート) 地理区分△(20040301-)

注記(スコープノート) 出土場所による地理区分.

- ・ ただし、地理区分は主標目の性質を考慮して行う。

例

○ 神社△--△法令

× 神社△--△法令△--△日本

細目

主題区分

- ・ 主題区分とは、その主題をさらに特定するために、件名標目を細目として結合する措置のことである。

例

図書分類

注記(スコープノート) 主題区分

この例では、「図書分類△--△医学」のように、件名標目の対象となる主題領域による細分が可能である。

- ・ 主題区分が可能な件名標目においては、細目としては使用できない件名標目をも細目として結合することができる。「労働問題」は細目としては使用できない件名標目だが、件名標目「図書分類」が主題区分可能であるため、「図書分類△--△労働問題」のように結合することができる。
- ・ 主題区分が可能な件名標目は、細目一覧「3.14 主題区分」に列記する。
- ・ 主題区分として使用する件名標目の範囲に制限がある場合は、その内容をスコープノートとして記録する。

例

入学試験

注記(スコープノート) 主題区分

注記(スコープノート) 教育機関名による主題区分△(例:△入学試験△--△大学)

細目

形式細目

- ・ 件名標目に形式を表す細目を結合することにより、資料の出版形式、叙述形式を表すことが可能である。形式を表す細目を形式細目と呼ぶ。
- ・ 形式細目の指示を注記に記録する。
- ・ 形式細目としても使用する件名標目は、「をも見よ」参照注記に指示を記録する。

例

〔細目〕

論文集(細目)

注記(スコープノート) 形式細目△(例:△情報理論△--△論文集)

〔主標目〕

論文集

注記(「をも見よ」参照注記) 形式細目「論文集」をも見よ△(例:△情報理論△--△論文集)

- ・ 結合先の件名標目に制限がある場合は、その内容を、「形式細目」の指示に続けて注記する。

例

〔細目〕

あらすじ(細目)

注記(スコープノート) 形式細目△(文学,△芸能を表す件名の細目として用いる.△
例:△文学△--△あらすじ△;△日本小説△--△歴史△--△
明治以後△--△あらすじ△;△オペラ△--△あらすじ)

- ・ 形式細目は、行政単位・広範な地域名に結合して使用することができる。

例

横浜市△--△写真集

細目

特殊細目

- ・ 特定の件名標目のもとでのみ使用できる細目を特殊細目と呼ぶ。特殊細目は、主標目に結合した形で、全てNDLSHに収録する。
- ・ 特殊細目は、細目一覧「5 特殊細目」に列記する。

例

議会△--△特権と免除

- ・ 特殊細目は限定的に使用する。細目は、一定のルールに従って一般的に運用するのが望ましいが、細目を使用せずに表現することが難しく、かつその細目を使用できる件名標目がごく限られる場合にのみ、特殊細目として運用する。次の例の細目「対独協力」は、「世界戦争△(1939-1945)」以外の件名標目に結合して使用することはできない。

例

世界戦争△(1939-1945)△--△対独協力

- ・ 特殊細目として使われる細目については、単独の件名標目を作成しない。「標目△--△特殊細目」の形で件名標目を作成し、NDLSHに収録する。

例

光学的性質（件名標目は作成せず）

金属△--△光学的性質（件名標目を作成しNDLSHに収録）

主題別作業指針 0類 総記

情報処理

【件名標目の使い分け】

- ・ 情報科学分野におけるデータの処理やコンピュータを用いた情報処理等を主題とする資料には、主に以下のように件名標目を付与する。

- ① コンピュータを利用した情報処理一般には、件名標目「情報処理」を付与する。

例

タイトル	最新情報処理概論
件名標目	情報処理

- ② データ提供サービスには、件名標目「情報サービス」を付与する。

例

タイトル	IT サービスマネジメントの仕組みと活用△:△ITIL 入門
件名標目	情報サービス

タイトル	わが国における医薬品△/△治験薬安全性情報管理の現状と問題点
件名標目	医薬品△--△情報サービス

- ③ 情報システムのしくみ・全体の管理には、件名標目「情報システム」を付与する。

例

タイトル	システムはなぜダウンするのか△:△知っておきたいシステム障害、信頼性の基礎知識
件名標目	情報システム

タイトル	流通システム標準化事業広報・普及活動報告書
------	-----------------------

○ 件名標目	商品流通△--△情報システム
--------	----------------

× 件名標目	商品流通△--△データ処理
--------	---------------

- ④ 個々のデータのデータ操作には、件名標目「データ処理」を付与する。

例

タイトル 昔の映像・音楽・写真をデジタル化する方法
 件名標目 データ処理

各分野における個別具体的なデータ操作には、主題細目「データ処理」を使用する。
 主題細目「データ処理」は、「〇〇の情報をデータ処理すること」「〇〇のデータを処理する技術」の意味で使用する。

例

タイトル JP1 によるジョブ管理の実践ノウハウ
 件名標目 経営情報△--△データ処理 （「経営情報をデータ処理する」の意味）

主題別作業指針 0 類 総記

ソフトウェア・プログラミング言語

- ・ 製品としてのコンピュータシステム・ソフトウェアを主題とする資料には、件名標目「ソフトウェア」を付与する。

例

タイトル ソフトウェアパターン
件名標目 ソフトウェア

- ・ 個々のプログラミング言語等の件名標目は作成しない。
- ・ 個々のプログラミング言語の特徴、原理、構成、機能など、言語に関する解説には、「プログラミング用言語」を付与する。

例

タイトル 基礎からの Java
件名標目 プログラミング用言語

- ・ プログラミング言語等を特定の目的に用いるための解説書には、目的を表す件名を付与する。

例

タイトル C 言語による画像処理プログラミング入門
件名標目 1 画像処理
件名標目 2 プログラミング△(コンピュータ)

タイトル HTML と CSS で基礎から学ぶ Web デザイン
件名標目 ウェブデザイン

主題別作業指針 0類 総記

「用語」「辞書」「便覧」

- ・ 用語集・辞書・便覧には、形式細目「用語」「辞書」「便覧」を使用する。

ただし、言語に関する参考図書については、当項目に定める条件を満たさなくても「辞書」を使用する
場合がある。詳細は当作業指針の8類「辞書」を参照のこと。

- ・ それぞれの形式細目の使い分けは、以下のとおりとする。

【用語】

- ・ 以下の条件を満たすものに使用する。
 - (1) 五十音順等の一定の音順で配列されている。
 - (2) 学術用語等の一覧、対応等ではあるが、語義・語釈・説明文がない。

例

微生物学△--△用語

英語△(医学用)△--△用語

【辞書】

- ・ 以下の条件を満たすものに使用する。
 - (1) 五十音順等の一定の音順で配列されている。
 - (2) 語義・語釈・説明文がある。
- ・ 音順排列ではないが、参考図書として使用できるものは、「便覧」として扱う。

例

洋菓子△--△辞書

民法△--△日本△--△辞書

ドイツ語△(情報処理用)△--△辞書

【便覧】

- ・ 以下の条件を満たすものに使用する。(以下の全てに該当する必要はない)

- (1) 参考図書として使用できる。
- (2) ある主題分野について、包括的に扱っている。
- (3) 項目が体系的に排列されている。
- (4) 各事項が体系的、要約的に解説されている。
- (5) 学術的数値、データが、図表等にまとめられている。
- (6) 索引が付いている。
- (7) 「事典」「便覧」「要覧」「ハンドブック」等がタイトルに含まれる。

例

水産業△--△便覧

主題別作業指針 0類 総記

図鑑

- 主標目が生物、鉱物の図鑑で、参考図書として使えるものについては、細目「図鑑」を使用する。細目「図鑑」を付与するものは、ある程度学術的、分析的な記述であり(記述が簡易であったり、主観的、情緒的であったりはしない)、学名なども付加されていることが望ましい。主標目が生物・鉱物の場合、図・写真が多用されていても、細目「図集」は用いない。

例

犬の図鑑

件名標目 犬△--△図鑑

- 生物・鉱物以外の図鑑には、細目「図鑑」は使用しない。

例

宇宙の図鑑

○ 件名標目 宇宙

× 件名標目 宇宙△--△図鑑

日本の歴史の図鑑

○ 件名標目 日本△--△歴史

× 件名標目 日本△--△歴史△--△図鑑

主題別作業指針 0類 総記

記念論文集

記念論文集には、普通件名「記念論文集」または形式細目「論文集」を使用する。使い分けは以下のとおりとする。

【普通件名「記念論文集」】

- ・ 記念論文集で、かつ主題が容易に特定できない場合に使用する。

例

タイトル	農協共済総合研究所創立 20 周年記念論文集
件名標目 1	記念論文集
件名標目 2	農協共済総合研究所

【形式細目「論文集」】

- ・ 主題が明確な資料には、形式細目「論文集」を使用する。
- ・ 形式細目「論文集」の使用方法については、「会議録」「論文集」「抄録」の項を見よ。

例

タイトル	明治大学法学部創立百三十周年記念論文集
件名標目 1	法律学△--△論文集
件名標目 2	明治大学法学部

- ・ 「記念論文集」は 2003 年 3 月以降、細目としては使用しない。

例

タイトル	憲法における普遍性と固有性△:△憲法学会五十周年記念論文集
○ 件名標目 1	憲法△--△日本△--△論文集
件名標目 2	憲法学会
× 件名標目 1	憲法△--△日本△--△記念論文集

※ 2020 年 12 月以前の記念論文集の書誌データには、その対象となっている個人名件名、団体名件名を付与していた(「日本目録規則 1987 年版改訂 3 版」24.1.0.1 ア)による。)。2021 年 1 月以降は、個人名件名、団体名件名を付与せず、その対象となっている個人、団体(被記念者)を著者標目

として記録する(「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」の「2-2. 創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとする個人」の(10)および「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」の「2-1. 創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとする団体」の(11)を参照。)

主題別作業指針 0類 総記

「会議録」「論文集」「抄録」

- ・ 会議録・論文集・抄録には、形式細目「会議録」「論文集」「抄録」を使用する。それぞれの形式細目の使い分けは、以下のとおりとする。

【会議録】

- ・ 機関が開催する会議の正式記録として、発表論文の全文、抄録、発表時の討論内容を収録した資料に使用する。
- ・ 原則として、書誌データの注記として「会期・会場」が記録される資料に使用する。
- ・ 学術論文とそれ以外の部分（口語体の部分、エッセイ、スライド原稿を貼付しただけの部分等）が混在している場合は、学術論文が全体のおおむね 8 割以上を占める場合に使用する。
- ・ 内容にオリジナリティがないものには使用しない。（研修会、講習会、概論等）

【論文集】

- ・ タイトル等からはっきり論文集とわかるものに使用する。
- ・ 学術論文集に限り使用する。
（学術論文とみなすかどうかは、文体、文献注の有無、等を参考に判断）
- ・ 学術論文とそれ以外の部分（口語体の部分、エッセイ、スライド原稿を貼付しただけの部分等）が混在している場合は、学術論文が全体のおおむね 8 割以上を占める場合に使用する。
- ・ 学術論文集であっても、単一の著者の論文集には使用しない。
- ・ その他、使用しない場合

(1) 会議録

(2) 講座もの

（あるテーマを総括的に学習する目的で出版者が企画し、有識者が執筆した叢書）

(3) 分担執筆もの（共著）

(体系的章立てが執筆に先行し、後から執筆者をあてたもの。内容細目は記録されていない)

(4) 内容にオリジナリティがないもの

【抄録】

- ・ 学術論文の要点をまとめた資料、抜粋した資料、等に使用する。

- ・ 学術論文の抄録であっても会議の抄録集、要旨集には使用しない。
(形式細目「会議録」を使用)

主題別作業指針 0類 総記

雑誌・新聞

【件名標目の付与基準】

- ・ 個々の雑誌または新聞が主題の資料には、雑誌名・新聞名を統一タイトル件名として付与する。

【件名標目の形式】

- ・ 原則として「雑誌名△(雑誌)」または「新聞名△(新聞)」の形で件名標目として採用する。

根拠とする参考図書類の優先順位

- ① 『世界大百科事典』
 - ② 『広辞苑』
 - ③ その他の参考図書類
 - ④ 国立国会図書館サーチ(当館所蔵資料に限る)
 - ⑤ 目録対象資料
- ・ タイトルからジャンル・形式が判断できる場合は、丸がっこを用いた情報の付加を省略してもよい。

例

エコノミスト△(新聞)

朝日新聞

赤い鳥△(雑誌)

テレビマガジン

- ・ 統一タイトル件名として採用できない場合は、「[主題]△--△雑誌」「[主題]△--△新聞」を付与する。

例: 経済誌の場合

経済△--△雑誌

主題別作業指針 0類 総記

団体史

当作業指針「[名称・組織変更した団体](#)」を参照。

主題別作業指針 0類 総記

会議

- ・ 会議名一般と個々の会議名については、以下のように普通件名と団体名件名を使い分ける。
- ・ 博覧会、スポーツ大会については、それぞれの項目を参照。

【新設基準】

- ・ 参考図書類の項目に存在する会議名は普通件名として採用し、存在しない場合は内容を表す件名を付与する。
- ・ 普通件名として採用する場合、会議一般を表す件名（「主要先進国首脳会議」等）をまず新設する。その上で、当該資料が個々の会議のみを扱っていたら、個々の会議名を団体名件名として新設する。

例

タイトル	国連持続可能な廃棄物管理会議に係る開催準備及び運営支援業務
普通件名	廃棄物処理

タイトル	G8 サミット体制とはなにか
普通件名	主要先進国首脳会議

タイトル	G8 北海道洞爺湖サミット関連資料集
団体名件名	主要先進国首脳会議△(2008)

【件名標目の形式】

- ・ 会議名一般を表す件名標目には、個々の会議についてのスコープノートを記録する。

例

普通件名	生物多様性条約締約国会議
注記(スコープノート)	個々の会議については団体名件名を使用△(例:△生物多様性条約締約国会議△(2010))

- ・ 個々の会議名には、開催年を丸がっこで囲んで付加する。開催国、開催地等を場所に関する注記として記録する。

例

団体名件名	全国健康福祉祭△(2011)
場所に関する注記	開催地:△熊本県

【「を見よ」参照】

- ・ 個々の会議の回次や開催地が判明した場合は、回次、開催年、開催地の順にスペースでつないで「を見よ」参照として記録する。
- ・ 個々の会議の略称は、「を見よ」参照に記録する。

例

標目形	主要先進国首脳会議△(2008)
「を見よ」参照	主要先進国首脳会議△(第 34 回△2008△北海道)
「を見よ」参照	北海道洞爺湖サミット

標目形	生物多様性条約締約国会議△(2010)
「を見よ」参照	生物多様性条約締約国会議△(第 10 回△2010△名古屋市)
「を見よ」参照	COP10
「を見よ」参照	国連地球生きもの会議

標目形	全国健康福祉祭△(2010)
「を見よ」参照	ねんりんピック石川

【歴史上の会議】

- ・ 歴史上の事件としての会議は、個々の会議名であっても普通件名とする。

例

普通件名	パリ平和会議△(1946)
------	---------------

主題別作業指針 1 類 哲学・宗教

人文・社会・科学技術書等

- ・ 個々の著作の研究書には、原則として統一タイトル件名を付与する。
- ・ 著作に対する典拠形アクセス・ポイントとしても使用する場合、件名標目の形式は「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの形式基準(2021年1月)」の「3. 著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準」に従う。著作に対する典拠形アクセス・ポイントとして使用しない場合、件名標目の形式は以下の規定に従う。

【根拠とする参考図書類の優先順位】

(1) 日本の古典籍

- ① 『国書総目録』（読み方がわからない場合は『国書読み方辞典』も参照）
または
『[国書データベース](#)』
- ② 『世界大百科事典』
- ③ 『広辞苑』
- ④ その他の参考図書類
- ⑤ 国立国会図書館サーチ(当館所蔵資料に限る)
- ⑥ 目録対象資料

(2) 漢籍

- ① 『中国学芸大事典』
- ② 『世界大百科事典』
- ③ 『広辞苑』
- ④ その他の参考図書類
- ⑤ 国立国会図書館サーチ(当館所蔵資料に限る)
- ⑥ 目録対象資料

(3) その他

- ① 『世界大百科事典』
- ② 『広辞苑』
- ③ その他の参考図書類

④ 国立国会図書館サーチ(当館所蔵資料に限る)

⑤ 目録対象資料

- ・ 統一タイトル件名として採用できる場合、著者が明らかであれば、統一タイトル件名と併せて個人名件名を付与する。
- ・ 統一タイトル件名として採用できない場合は、主題を表す普通件名を付与する。著者が明らかであれば、併せて個人名件名を付与する。
- ・ 中国の古典で、経典名と個人名件名が同一の場合は、経典名に「(経典)」を付加する。
また、経典名と同一の人名が必ずしもその経典の著者とは断定できないので(弟子等が編集しているため)、著者としての個人名件名は付与しない。

例

タイトル	「老子」の読み方
件名標目	老子△(経典)

ただし、その人物も主題となる資料ならば、個人名件名を併せて付与する。

例

タイトル	タオー老子
件名標目 1	老子△(経典)
件名標目 2	老子,△579?-499?B.△C.

主題別作業指針 1類 哲学・宗教

哲学

- ・ 独自の哲学学説、哲学体系を持つ哲学者・思想家とされる者の著作で、主題が容易に把握できない場合には、件名標目を付与しなくてもよい。

例

タイトル / 著者	論理学△/△ヘーゲル
件名標目	論理学

タイトル / 著者	方法序説△/△デカルト
件名標目	(付与しない)

主題別作業指針 1 類 哲学・宗教

宗教

【普通件名と団体名件名の使い分け】

- ・ 各宗教や各宗派を主題とする資料には、それぞれを表す件名標目を付与する。ただし、以下のとおり、普通件名と団体名件名とに区別する。
- ・ 古来からある宗教・宗派は、普通件名とする。
- ・ 新興宗教および古来からある宗教の支部は、宗教団体として扱い、団体名件名とする。

日本における「新興宗教」の定義は『広辞苑』を根拠とする。具体的には 1853 年（ペリー来航）を境と考える。

【新設基準】

- ・ 普通件名として扱うものについては、当作業指針「[普通件名新設基準](#)」を見よ。
- ・ 団体名件名として扱うものについては、『[宗教年鑑](#)』（文化庁ホームページ内）を根拠として作成する。『宗教年鑑』に掲載されていない団体は作成せず、普通件名も付与しない。

【細目の付与基準】

- ・ 普通件名として扱う宗教・宗派に結合する細目のうち、「感想・説教」「教義」「経典」「布教」については、以下の各宗派においては使用しない。

① 禅宗各派

- 禅宗△--△感想・説教
- × 曹洞宗△--△感想・説教 （「禅宗△--△感想・説教」を使用）
特に教団の特性を論じている場合には、「曹洞宗」等の宗派名を併せて付与する。

② 日蓮宗各派

- 日蓮宗△--△教義
- × 日蓮正宗△--△教義 （「日蓮宗△--△教義」を使用）
特に教団の特性を論じている場合には、「日蓮正宗」等の宗派名を併せて付与する。

- ・ 宗教団体として扱うものには、細目は付与しない。(団体名であるため)
(当作業指針「[細目の結合の可否一覧\(件名標目の種類別\)](#)」を参照。)

例

神恩教の教義

○ 神恩教

× 神恩教△--△教義

【統一タイトルを付与しない経典等について】

- ・ 宗教団体として扱う団体の経典等には、団体名を付与する。

主題別作業指針 1 類 哲学・宗教

寺社

- ・ 個々の寺院や神社を主題とする資料には、寺社名を団体名件名として付与する。
- ・ 寺社の団体名件名の形式は、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」の「8-20. 宗教団体」を参照。

主題別作業指針 1 類 哲学・宗教

仏典

- ・ 件名標目「仏典」は、仏典一般の研究書に付与する。ただし、「大蔵経」そのものにも、件名標目「仏典」を付与する。
- ・ 個々の仏典についての研究書には、原則として統一タイトル件名を付与する。その際、使用する参考図書類およびその優先順位は、以下のとおりとする。
 - ① 『大蔵経全解説大事典』(雄山閣)
 - ② 『仏書解説大辞典』(大東出版社)
 - ③ 『岩波仏教辞典』
 - ④ その他の参考図書類
 - ⑤ 国立国会図書館サーチ(当館所蔵資料に限る)
 - ⑥ 目録対象資料
- ・ 仏典の著者が明らかであれば、統一タイトル件名と併せて個人名件名を付与する。

主題別作業指針 2 類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

歴史

- ・ 歴史一般を主題とする資料には、件名標目「歴史」を使用する。世界の時間軸に則った体系的な資料には、件名標目「世界史」を使用する。
- ・ 各地の歴史や個々の事象の来歴については、細目「歴史」を使用する。

例

文房具△--△歴史

- ・ ただし、時代細目を伴う「歴史」は、本来の意味合いと異なり、時代区分を付与する為の符号として使用する場合がある。

例

江戸時代の絵画の作品集

件名標目 絵画△(日本)△--△歴史△--△江戸時代△--△画集

- ・ 資料で扱われている時代が、主題となる事象・事物の存続期間全体に相当する場合は、時代細目を付与しない。

例

タイトル 日本の鉄道 140 年の大雑学

件名標目 鉄道△--△日本△--△歴史

(日本の鉄道の営業開始は明治時代であるため、「鉄道△--△日本△--△歴史△--△明治以後」とはしない)

- ・ 主標目自体に歴史の意味が含まれる場合(「法制史」「世界史」等)、または主標目が歴史的イベントを表す場合(「明治維新」「関東大震災△(1923)」等)は、細目「歴史」を付与しない。
- ・ 形式細目「伝記」「図集」「画集」等を付与する資料は、歴史の流れではなく歴史上のある時点の事物を扱っているため、「○○△--△歴史△--△伝記」「○○△--△歴史△--△図集」「○○△--△歴史△--△画集」とはしない。

例

時代を限定しない、古い酒器の図集

○ 件名標目 酒器△--△図集

× 件名標目 酒器△--△歴史△--△図集

例

安土桃山時代の人物の叢伝

○ 件名標目 日本△--△歴史△--△安土桃山時代△--△伝記

例

日本の歴史上の人物の叢伝(時代非限定)

○ 件名標目 日本△--△伝記

× 件名標目 日本△--△歴史△--△伝記

- ・ 形式細目によっては「○○△--△歴史△--△形式細目」の形でも用いるため、判断に注意を要する。

例

日本の歴史の論文集

○ 件名標目 日本△--△歴史△--△論文集

主題別作業指針 2類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

地域研究

- ・ 国際的視点に基づく国および広範な地域に関する総合研究の理論・方法を主題とする資料には、以下のように件名標目を付与する。
- ・ 件名標目「〇〇研究」がすでに存在するならば、これを付与する。

例

日本研究

- ・ 「〇〇研究」の形式で参考図書類により根拠が得られれば、新設し付与する。
- ・ 「〇〇研究」の形で件名標目が存在せず、参考図書類による根拠も得られない場合は、国立国会図書館サーチでのその言葉の使用状況を確認する。目安として、当館所蔵和図書タイトル中で使われている実績が5～10件、あるいは雑誌記事索引の論題名中で使われている実績が10件程ある場合は、一般に流布している言葉と判断し、新設可とする。実績数が基準に満たない場合は、「〇〇」のみを付与する。

例

「ニュージーランド研究」の形で件名標目が存在せず、参考図書類による根拠も得られない場合は、使用状況を確認する。実績数が目安となる件数を満たす場合は、「ニュージーランド研究」を新設する。満たさない場合は、代わりに「ニュージーランド」を付与する。

- ・ 一国内の地域に関する総合的な学習研究活動の理論・方法には、地名のものの細目「地域学」を使用する。

例

佐賀県△--△地域学

主題別作業指針 2類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

遺跡・古墳等

- ・ 個々の遺跡・古墳・住居址等を主題とする資料には、その遺跡名・古墳名等を団体名件名として付与する。
- ・ 根拠とする参考図書

『世界大百科事典』

『広辞苑』

『コンサイス日本地名事典』

『コンサイス外国地名事典』

『角川日本地名大辞典』

『国史大辞典』

- ・ 以上の参考図書を優先するが、その他の参考図書類からも採用する。目録対象資料は原則として採用しないが、特段の事情がある場合には根拠としてもよい。

例

二里頭遺跡

(世界大百科事典に項目あり)

- ・ 参考図書類から根拠が得られず団体名件名を作成しない場合には、普通件名「古墳」等を地理区分して付与するか、地名件名に細目「遺跡・遺物」等を結合して付与する。

例

タイトル 猪方小川塚古墳と狛江古墳群：多摩川流域における古墳時代の狛江
件名標目 古墳△--△東京都△--△狛江市

タイトル 北の縄文鉾山・上岩川遺跡群
件名標目 三種町△(秋田県)△--△遺跡・遺物

- ・ ただし、個々の遺跡の発掘調査報告書には、地名件名に細目「遺跡・遺物」を結合して付与する。

例

タイトル 向大浦遺跡・上空野中丸遺跡
件名標目 阿賀町△(新潟県)△--△遺跡・遺物

主題別作業指針 2類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

史料

【普通件名「史料」】

- ・ 史料一般を主題とする資料には、件名標目「史料」を使用する。

例

タイトル	史料学入門
件名標目	史料

【形式細目「歴史△--△史料」】

(1) 使用法

- ・ 「史料」を形式細目として使用する場合は、「主標目△--△歴史△--△(時代細目)△--△史料」の形で使用する。
- ・ ただし、主標目がすでに「歴史」の意味を含んでいる場合、または主標目が歴史的事件を表す場合には、細目「歴史」を挟まずに使用する。

例

タイトル	大日本維新史料
件名標目	明治維新△--△史料

(2) 使用範囲

- ・ 公刊されることを意図していなかった古記録・日記・書簡などの一次文献資料を、各主題の歴史研究に資するために、編集を加えずに集成したものに使用する(翻刻を含む)。

例

タイトル	伊藤博文関係文書
件名標目	日本△--△政治△--△歴史△--△明治時代△--△史料 (伊藤博文による書簡・私文書から成る政治史料集)

(3) 使用不可事項

- ・ 過去に公刊された資料を、復刻集成したものには使用しない。

例

本タイトル 巻次 歌舞伎評判記集成.△第3期第1巻
 内容細目 自安永二年至安永四年
 ○ 件名標目 歌舞伎役者△--△歴史△--△江戸中期
 × 件名標目 歌舞伎役者△--△歴史△--△江戸中期△--△史料
 (江戸期に公刊された資料の復刻集成のため、細目「史料」は使用しない)

- ・ 集成するにあたって翻訳等を行ったものには使用しない。

例

本タイトル 巻次 世界史史料.△7
 内容細目 南北アメリカ△:△先住民の世界から19世紀まで
 ○ 件名標目 アメリカ△--△歴史
 × 件名標目 アメリカ△--△歴史△--△史料
 (一次史料を翻訳しているため、細目「史料」は使用しない)

- ・ 文字資料以外を集成したものには使用しない(例1)。ただし、上記「(2)使用範囲」に該当する史料と、その他の歴史資(史)料(遺物、金石文の拓影等)を併せて集成している場合には、使用してよい(例2)。

例1

タイトル 京丹後市の考古資料
 ○ 件名標目 京丹後市△--△遺跡・遺物
 × 件名標目 京丹後市△--△歴史△--△史料
 (考古資料のため、細目「史料」は使用しない)

例2

タイトル 巻次 吉川市史.△資料編
 件名標目 吉川市△--△歴史△--△史料
 (吉川市の歴史にかかわる古文書類、遺物、金石文の拓影等から成る史料集)

【普通件名「古文書」】

- ・ 古文書一般を主題とする資料には、件名標目「古文書」を使用する。

例

タイトル 古文書を楽しもう
 件名標目 古文書

- ・ 特定の時代に作成された古文書が主題の場合や、単なる材料として扱っている場合には使用しない。

例

タイトル	古文書徹底解釈紀州の歴史
○ 件名標目	紀の川市△--△歴史△--△近世
× 件名標目	紀の川市△--△歴史△--△近世 古文書△--△和歌山県△--△紀の川市

例

タイトル	江戸時代お金の計算△:△電卓を片手に古文書を読む
○ 件名標目	貨幣△--△日本△--△歴史△--△江戸時代
× 件名標目	貨幣△--△日本△--△歴史△--△江戸時代 古文書△--△日本

- ・ 特定の地域・時代における古文書の集成・翻刻には、件名標目「古文書」は使用しない。

例

タイトル	大日本古文書
件名標目	日本△--△歴史△--△史料

例

タイトル	正倉院古文書影印集成
件名標目	日本△--△歴史△--△奈良時代△--△史料

- ・ ただし、特定の時代に行われた古文書研究が主題の場合は、件名標目「古文書」に細目「歴史」を結合し、時代区分を行う。

例

タイトル	江戸国学者たちによる古文書研究
件名標目	古文書△--△日本△--△歴史△--△江戸時代 (「古文書」の参照形は「古文書学」)

主題別作業指針 2 類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

戦争・事件・事故

- 個々の戦争、事件、事故等を主題とする資料には、戦争名等を表す普通件名を付与する。普通件名を新設する場合には、当作業指針「[普通件名新設基準](#)」に従う。新設できない場合には、上位概念の普通件名を付与する。

例

タイトル	二・二六事件とは何だったのか
件名標目	二・二六事件△(1936)

タイトル	悲劇の真相△:△日航ジャンボ機事故調査の 677 日
件名標目	日航機墜落事故△(1985)

タイトル	英国高速鉄道ハットフィールド脱線事故の真相
件名標目	鉄道災害△--△イギリス

- 戦争名、事件名等を表す件名標目には、戦争の開始年・終了年やその事件の発生年を丸がっこで囲んで付加する。

例

世界戦争△(1914-1918)

南京事件△(1937)△--△歴史観

主題別作業指針 2 類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

会戦・合戦

【会戦】

- 近代における大部隊相互の戦闘には「会戦」を付与する。各戦争における個々の会戦には、主題細目「会戦」を使用する。

「(戦争名を表す普通件名)△--△会戦△--△(地名)」

- 一般に流布している名称は、適宜、参照形に追加する。

例

件名標目	世界戦争△(1939-1945)△--△会戦△--△レニングラード
参照形	レニングラード攻防戦△(1941-1944)

- ただし、例外的に一般に流布している名称で作成されているものもある。

例

タイトル	連合艦隊 vs バルチック艦隊△:△日本海海戦 1905
件名標目	日本海海戦△(1905)

【主題細目「会戦」地理区分の特例】

- 地名は、国名より狭い範囲であっても例外的に間接地理区分としない。

例

タイトル	クルスク大戦車戦
○ 件名標目	世界戦争△(1939-1945)△--△会戦△--△クルスク
× 件名標目	クルスク戦車戦 (←参照形とする)
× 件名標目	世界戦争△(1939-1945)△--△会戦△--△ロシア△--△クルスク

- また、地理区分の細目として通常は採用しない、行政単位より狭い地名についても「会戦」の地理区分には用いる。

例

タイトル	真珠湾攻撃
○ 件名標目	太平洋戦争△(1941-1945)△--△会戦△--△真珠湾
× 件名標目	真珠湾攻撃 (←参照形とする)
× 件名標目	太平洋戦争△(1941-1945)△--△会戦△--△ハワイ州

- ・ 現在は名称が変更されている地域で行われた戦闘であっても、会戦当時の地名で地理区分を可とする。

例

件名標目 世界戦争△(1939-1945)△--△会戦△--△スターリングラード
 ※ 現在の地名はヴォルゴグラード

- ・ 地域が特定できれば、海戦や空戦であっても細目「会戦」を用いて地理区分し、地域が特定できない場合には、「[戦争名]△--△海戦」「[戦争名]△--△空戦」等を付与する。

例

タイトル 海戦史話
 件名標目 世界戦争△(1914-1918)△--△海戦

【合戦】

- ・ 日本国内の近世初頭までの戦闘には「合戦」を付与する。

例

合戦△--△新潟県

主題別作業指針 2類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

藩

- 江戸時代のそれぞれの「藩」について論じた資料には、件名標目「〇〇藩」を付与する。藩は団体名件名とする。(当作業指針「[団体名件名新設・付与基準](#)」を参照。)

例

タイトル	佐賀藩の制度と財政
件名標目	佐賀藩

- 同名の藩が複数存在する場合、その藩が位置する現在の県名を丸がっこで囲んで付加する。

例

松山藩△(岡山県)

- 藩の別名は参照形に記録する。

例

土佐藩	
「を見よ」参照	高知藩

主題別作業指針 2類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

時代細目(朝鮮)

【独自の時代細目】

- ・ 朝鮮の時代細目は、細目一覧「4.3 朝鮮」にあるものを使用する。

【複数の国が割拠した時代(三国時代)の扱い】

- ・ 複数の国が割拠した時代(三国時代)における時代細目は以下のとおりとする。

(1) 個別の国・地域は、その国号、呼称による直接区分

例

朝鮮△--△歴史△--△百済

(2) 馬韓、弁韓、辰韓についてはそれぞれ「百済」「加羅諸国」「新羅」を使用する。

(3) 新羅は三国時代も統一時代もともに「朝鮮△--△歴史△--△新羅」を使用する。

【楽浪郡以外の漢設置諸郡】

- ・ 楽浪郡以外の漢設置諸郡(玄菟郡、真番郡、臨屯郡、帯方郡)も「朝鮮△--△歴史△--△楽浪郡時代」を使用する。

主題別作業指針 2類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

時代細目(中国)

【独自の時代細目】

- ・ 中国の時代細目は、細目一覧「4.4 中国」にあるものを使用する。

【国号による間接時代区分】

- ・ 以下の条件に該当する国々については【独自の時代細目】に挙げた時代細目のもとで、さらに国号による細目を付す間接区分の形式をとる。

- (1) 同一国号だが一時的な滅亡により時期区分がなされる国(漢、晋、宋)

例

中国△--△歴史△--△漢時代△--△前漢

注:新は漢時代の細目とする。例:中国△--△歴史△--△漢時代△--△新(未設)

南明は細目とはしない。

唐時代における武周・大燕(安氏)は細目としない。

- ・ 該当する時代細目、およびその細目となりうる国号は以下のとおり(下線は未設)

漢時代	前漢、 <u>新</u> 、後漢
晋時代	西晋、東晋
宋時代	北宋、南宋

- (2) 戦国、三国、五胡十六国、南北朝、五代(五代十国)を構成した国々

例

中国△--△歴史△--△三国時代△--△魏

注:春秋時代については、現時点では国号による細目を採用せず、個々の国についても「歴史△--△春秋時代」とする。

北朝・南朝それぞれの通史については「北朝」「南朝」の区分を用いる。

例

中国△--△歴史△--△南北朝時代△--△北朝

- ・ 該当する時代細目、およびその細目となりうる国号等は以下のとおり(下線は未設)

戦国時代	燕、趙、韓、魏、齊、秦、楚、宋、越、中山、東周 ※ (巴蜀は含まない)
三国時代	魏、呉、蜀(蜀漢)
五胡十六国時代	前涼、前趙、前燕、成漢、後趙、前秦、西涼、北燕、北涼、後燕、夏、 西秦、南涼、南燕、後涼、後秦、西燕、冉魏、代、翟魏、後蜀
南北朝時代	北魏、東魏、西魏、北齊、北周、宋、齊、梁、陳、北朝、南朝
五代時代	後梁、後唐、後晋、後漢、後周、前蜀、後蜀、呉、南唐、荆南、 呉越、閩、楚、南漢、北漢

※参考図書から根拠が得られる場合、新たな細目の新設も可能とする。

【国号による直接時代区分】

- ・ 遼、西夏、金については「中国△--△歴史」のもとで国号による直接時代区分とする。

例

中国△--△歴史△--△遼

注：渤海、南詔(未設)、大理(未設)、西遼(未設)、北元(未設)は中国史とはしない。

主題別作業指針 2類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

家族名件名(氏)と(家)の使い分け

当作業指針の家族名件名「[家族名件名\(氏\)と\(家\)の使い分け](#)」を参照。

主題別作業指針 2 類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

国名

【件名標目の形式】

- ・ 国名件名は、基本的に[外務省ホームページ\(国・地域\)](#)に依拠する。
(ただし、国によっては、同ホームページとは異なる形を採用する。)
- ・ 「王国」「共和国」等、政体を表す言葉は、原則として採用しない。
(外務省ホームページ(国・地域)に依拠する場合でも、政体を表す言葉ははずすので、その形では採用しない。)

例

- オーストリア
- × オーストリア共和国

- ・ ただし、政体を表す言葉を付与しないと同名の国家と区別できない等の場合には採用する。

例

- コンゴ民主共和国
- コンゴ共和国

【付与基準】

- ・ 国名は、おおむね 19 世紀末以前と以後とに分けて運用する。

国名	付与基準
歴史上の国名 (19 世紀末以前)	<p>【地理的範囲がおおむね現在と変わらない、または現在の国家につながると一般に考えられている歴史上の国名(王朝名)】</p> <p>原則 1: 整理時点で最新の国名を使用する。 (それぞれの時代細目については、当作業指針「時代細目・時代区分基準・時代細目結合方法」を参照。)</p>

国名	付与基準
<p>歴史上の国名 (19 世紀末以前)</p>	<p>【地理的範囲が大幅に現在と異なる歴史上の国名】</p> <p>原則 1: 著作の内容にあわせて、新設可とする。</p> <p>原則 2: 歴史上の用語と考え、それ以上の時代区分はしない。 ただし、古代ローマについては例外として時代区分可とする。 例: 古代ローマ△--△歴史△--△共和政時代</p> <p>注:「地理的範囲が大幅に現在と異なる」とは</p> <p>(1) 現在の国境と比較して、3 か国以上にまたがる場合 例: モンゴル帝国</p> <p>(2) 現在の 1 か国の領域内で過去の同時期に 3 か国以上が割拠し、かつそのいずれも主要な国とは扱えない場合 例: コーカンド・ハン国</p> <p>おおむね以上の原則に従い作業するが、個々の地域の事情、日本における研究事情にあわせて個別に判断する場合もある。</p>

国名	付与基準
<p>近代国家 (19世紀末以後)</p>	<p>【地理的範囲が変わらない、単なる名称変更の場合】</p> <p>原則1: 標目形を新名称に訂正する。 すなわち、著作の内容にかかわらず最新の名称が常に付与されることとなる。</p> <p>注: 旧植民地も地理的範囲の変更を伴わずに独立した場合は、名称変更と同じ扱いにする。 例: ジンバブエ</p> <p>注: 一地域が独立して国になった場合、名称変更と同じ扱いにする。 例: バングラデシュ ← 東パキスタン</p> <p>注: 州が独立して国になった場合、州は団体名・地名件名なので変更不可。 国名を普通件名として新設して、著作の内容によって、使い分ける。 例: 東ティモール州 (団体名件名) 東ティモール (普通件名)</p> <p>【地理的範囲が異なるもの】</p> <p>原則1: 現在の国家の地理的範囲と一致しない国名は、著作が扱う時間的範囲で最新の名称を付与する。</p> <p>原則2: 典拠データの「をも見よ」参照はしない。 「を見よ」参照にもしない。 歴史的経緯を記録し、複雑な場合はスコープノートにも記録する。</p>

国名	付与基準
	<p>◆-● 分裂前の朝鮮は 「朝鮮」</p> <p>◆-▲ 分裂前を含む朝鮮民主主義人民共和国は 「朝鮮民主主義人民共国」</p> <p>◆-■ 分裂前を含む大韓民国は 「大韓民国」</p> <p>▲ 分裂後の朝鮮民主主義人民共和国は 「朝鮮民主主義人民共和国」</p> <p>★ 分裂後の朝鮮半島全土は 「朝鮮」 ((1)の例との相違点)</p> <p>◆-● 現朝鮮民主主義人民共和国の領土内でも分裂前の朝鮮時代を扱っていれば「朝鮮」</p> <p>(3) 統合の例</p> <p>タンガニカ →</p> <p>ザンジバル →</p> <p>タンザニア</p> <p><地理> <時間></p> <p>■ 統合前のタンガニカは 「タンガニカ」</p> <p>★ 統合前のタンガニカとザンジバルは 「タンガニカ」+「ザンジバル」</p> <p>■-▲ 統合前のタンガニカを含むタンザニアは 「タンザニア」</p> <p>▲ 統合後のタンザニアは 「タンザニア」</p> <p>▲ 統合後のタンザニアの旧タンガニカに相当する地域は「タンザニア」あるいは地域名(州名)を新設</p> <p>(4) 一時的な分裂後の統合の例 (ドイツ、ベトナム、イエメン)</p> <p>ドイツ →</p> <p>ドイツ連邦共和国</p> <p>ドイツ民主共和国 →</p> <p>ドイツ</p>

国名	付与基準
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="443 367 549 398"><地理></div> <div data-bbox="746 367 852 398"><時間></div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <p style="text-align: center;">(全体を表す地名はドイツ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆-● 分裂前のドイツは 「ドイツ」 ◆-▲ 分裂前を含むドイツ連邦共和国は 「ドイツ連邦共和国」 ★ 分裂中のドイツ全土は 「ドイツ」 ((3)の例との相違点) ▲-■ ドイツ連邦共和国から統一後のドイツは 「ドイツ」 ◆-■ 分裂前のドイツから統一後のドイツは 「ドイツ」 <p>注: 連邦(ソ連を除く)について 連邦全体については連邦名を使用。 連邦を構成する各地域が国家を名乗る場合は、それぞれの国家名を使用。 連邦解体後も、それぞれの国家名を使用。(例: ユーゴスラビア、セルビア・モンテネグロ、アラブ首長国連邦、ローデシア・ニアサランド連邦)</p> <p>注: ソ連について ソ連全体については「ロシア」を使用。 ソ連国内の共和国については共和国名と独立後の国名を使い分け、著作が扱う時間的範囲で最新の名称を付与する。</p> <p>注: 中国について (当作業指針「時代細目(中国)」を参照。)</p>

主題別作業指針 2 類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

個々の国名

【歴史上の国名(19世紀以前)】

(1) イラン

- ・ ペルシャ帝国は現在のイランにつながるものとする。
ただし、ペルシャ帝国は多くの参考図書類でアケメネス朝のみをさす。650年以前のイラン(アケメネス朝、アルケサス朝、ササン朝)を指す国名としては使用しない。ペルシャ帝国は「イラン△--△歴史△--△古代」の「を見よ」参照に追加するにとどめる。
- ・ サファヴィー朝は、現在のイランよりやや広い範囲であり、独自に使用する。
- ・ カジャール朝は、現在のイランとほとんど変わらない範囲であり、「イラン△--△歴史△--△近代」の参照に追加する。

(2) インド(「時代細目 一般」以外の時代細目も持つ地域)

- ・ 北部の王朝を現在の国家につながるものとする。
北部の王朝: マウリア→(クシャナ)→グプター→ヴァルダナ→プラティハール→(ガズニ)→(ゴール)→デリー・スルタン朝→ムガル帝国 ()内は除く
- ・ 中南部の王朝名は単独で新設可とする。
- ・ インド独自の時代細目は、細目一覧「4.6 インド」に列記する。

(3) カンボジア(「時代細目 一般」の細目のみ使用できる)

- ・ クメール王国は多くの参考図書類で、現カンボジアにつながる国家として認識されている。重要主題ではあるが、カンボジア史の書誌データへの付与実績があまりなく、特に今後も増えることは予想できないため、「カンボジア△--△歴史」の「を見よ」参照に追加するにとどめる。

(4) 蒙古

- ・ 「モンゴル帝国」「蒙古」「モンゴル」についての使い分けは以下のとおりとする。

「モンゴル帝国」 分裂前、あるいは分裂後の各地におけるモンゴル政権(例:キプチャク・ハン国、元を含む)について複数取り上げる場合に使用
個々のハン国について単独で取り上げる場合は、各国の件名を使用(例:キプチャク・ハン国)
元について単独で取り上げる場合は「中国△--△歴史△--△元時代」を使用

「蒙古」	モンゴルと内蒙古自治区を併せた領域について使用 現代モンゴルまで含む歴史は「モンゴル△--△歴史」
「モンゴル」	現在の国家、および名称変更前のモンゴル人民共和国に使用

【20 世紀以降の国名】

(1) バングラデシュ(東パキスタン):分離独立の例 1

- ・ 英領インドのベンガル州東部が 1947 年のパキスタン独立時にその一部(東パキスタン)となる。1971 年、パキスタンから東パキスタンが分離独立、バングラデシュとなる。
- ・ 1971 年以前のパキスタンの状況(東西パキスタン間の距離、東パキスタンの人口がパキスタン全人口の過半数を占める点等)を考慮し「東パキスタン」の扱いは次項のようにする。
- ・ 「東パキスタン」を「バングラデシュ」の「を見よ」参照として、東パキスタン時代の資料にも「バングラデシュ」を付与する。
- ・ バングラデシュ独立後もパキスタン自体は名称変更がないため「パキスタン」を継続使用。

(2) エリトリア:分離独立の例 2

- ・ 近代以前は、エジプト、エチオピア、トルコ等一定した所属をもたなかった。1890 年、エチオピアが現エリトリア地域をイタリアへ割譲、イタリアの植民地となる。1941 年～1952 年までイギリス植民地。1952 年、エチオピアが併合するも、1960 年代から独立運動が起こり内戦へと発展する。1993 年、エチオピアより独立。
- ・ 上記の経緯から、エチオピアとの一体感は低く、別々の地域と判断できるため、暫定的に、独立以前のエリトリア地域についても「エリトリア」を使用とする。
- ・ エリトリア独立後もエチオピア自体は名称変更がないため「エチオピア」を使用。

(3) オランダ領東インド(現インドネシア):独立した植民地の例外

- ・ 1602 年オランダ東インド会社設立。1619 年ジャカルタ(バタビア)を領有。17 世紀、ジャワ島内で植民地を拡大。19 世紀以後、ジャワ島外へ植民地を拡大、1915 年ころ現インドネシア全体を植民地とする。
- ・ オランダ領東インドとインドネシアとでは独立前後の領域はほぼ一致しているが、現インドネシア全体がオランダ植民地であった期間は短く、実際にはオランダ領東インドと土着の王国が並存していた期間が長い。そのため、「オランダ領東インド」は「インドネシア」の「を見よ」参照ではなく、独立した件名標目とする。

(4) イエメン:統合の例外

- ・ 19 世紀初めまでは南北イエメンともオスマントルコ領。
- ・ 北は 1918 年にイエメン王国が独立、1962 年に共和制に。1990 年に南北統一。
- ・ 南は 1839 年～1888 年にかけてイギリスによるアデン植民地の拡大があり、1882 年から 1914 年までアデン保護領。1959 年にイギリス保護領南アラビア首長国連邦が成立し、1962 年に同保護領南アラビア連邦となる。1967 年、南イエメン人民共和国として英から独立。1970 年、イエメン人民民主主義共和国。1990 年、南北統一。
- ・ 1967 年の「南イエメン人民共和国」独立から 1990 年の南北統一までの南イエメンについては「イエメン民主人民共和国」を使用。それ以外の時期は南イエメン地域が主題であっても「イエメン」を使用。

(5) ユーゴスラビア：分裂した連邦の例 1

- ・ ユーゴスラビア社会主義連邦共和国（以下、旧ユーゴ）を形成した各国の経歴は以下のとおり。

	スロベニア	クロアチア	ボスニア・ヘルツェゴビナ	セルビア	モンテネグロ	マケドニア
	オーストリア・ハンガリー帝国			セルビア王国	モンテネグロ王国	セルビア支配下
1918	セルビア人クロアチア人スロベニア人王国					
1929	ユーゴスラビア王国					
1941	枢軸国占領下	クロアチア独立国		ドイツ占領(傀儡国家)	枢軸国占領下	枢軸国占領下
1945	ユーゴスラビア連邦人民共和国					
1963	ユーゴスラビア社会主義連邦共和国					
1991	独立	独立	ユーゴスラビア社会主義連邦共和国			
1992			独立	ユーゴスラビア連邦共和国	独立	
1995			連合国家制	ユーゴスラビア連邦共和国		
2003				セルビア・モンテネグロ		
2006				セルビア	モンテネグロ	

- ・ 1918 年のセルビア人クロアチア人スロベニア人王国成立から、1992 年のユーゴスラビア社会主義連邦共和国消滅までの期間で、いずれかの構成国に限定しないユーゴスラビア一般については「ユーゴスラビア」を使用する。
- ・ 各構成国を個別に主題とした資料については、これを件名標目として付与する。例えば、ユーゴスラビア時代の資料であっても、クロアチアに限定していれば「クロアチア」を使用する。（ユーゴスラビア構成国は歴史的には個々の独立性も高く、ユーゴスラビアの地理的範囲が単独の政権を持つようになったのは 20 世紀以降であるため）

- ・ 1992年に成立したセルビア共和国とモンテネグロ共和国により構成されるユーゴスラビア連邦共和国および2003年に改名したセルビア・モンテネグロについては「セルビア・モンテネグロ」を使用する。

(6) ローデシア・ニアサランド連邦: 分裂した連邦の例 2

- ・ ローデシア・ニアサランド連邦を構成した各地域の経歴は以下のとおり。

	ジンバブエ	ザンビア	マラウイ
	イギリス南アフリカ会社統治ローデシア		英保護領ニアサランド
1923	英自治植民地南ローデシア	英直轄植民地北ローデシア	英保護領ニアサランド
1953	ローデシア・ニアサランド連邦		
1964	ローデシア(独立)	ザンビア(独立)	マラウイ(独立)
1978	ジンバブウェ・ローデシア		
1980	ジンバブエ		

- ・ ローデシア・ニアサランド連邦時代であっても、個々の植民地に限定した資料であれば、それぞれの件名標目を使用する。例えば、ローデシア・ニアサランド連邦時代の北ローデシアに関する資料には「ザンビア」を付与。
- ・ 南北ローデシアを合わせた地理的範囲としての「ローデシア」については、「ジンバブエ」と「ザンビア」を併せて付与する。

主題別作業指針 2類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

日本の旧国名

- 日本の旧国名は、件名標目には用いない。以下の基準に従い、現在の地方名・都道府県名に置き換える。

- 旧国全体を扱っている場合は、NDLC 項目名に従い、現在の地方名または都道府県名を一つだけ付与する。

例：武蔵国の植物

植物△--△埼玉県

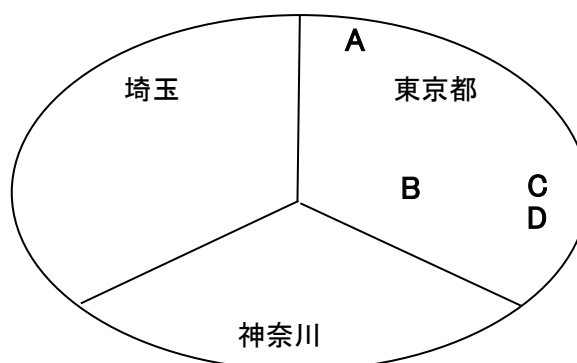
- 旧国の一部を扱っている場合は、原則に従い(当作業指針「[地名件名新設・付与基準](#)」を参照)、一定のまとまりが三つまでの場合は個別に市町村郡の最新の名称を付与。四つ以上は当該地域を含む現在の都道府県名を付与する。

例：武蔵国は現在の埼玉県、東京都、神奈川県にまたがる。

武蔵国全体が主題の場合は、NDLC 項目名に従って「埼玉県」を付与。

武蔵国内の四つの地域(ABCD)が主題で、ABCD 全て現在の東京都内であれば、「東京都」を付与。

武蔵国(NDLC 項目名は「埼玉県」)



主題別作業指針 2 類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

郡(日本)

- ・ 郡は自治体名ではなく地名と考える。

主題別作業指針 2 類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

行政単位より狭い地域(日本)

- 行政単位より狭い地域を主題とする資料には、当該地域を含む最小の行政単位の最新の名称を付与する。(当作業指針「[地名件名新設・付与基準](#)」を参照。)

例：下保谷の農業

下保谷を含む最小の行政単位は保谷市だったが、2001年保谷市は田無市と合併して西東京市となった。合併前の下保谷が主題であっても、合併後に資料を整理する場合、「西東京市△--△農業」を付与する。

- 行政単位より狭い地域の地名件名の新設は以下の①②の条件に合致する場合に限る。

① 以下の参考図書から根拠が得られるもの

『世界大百科事典』

『広辞苑』

『コンサイス日本地名事典』

『角川日本地名大辞典』

② その地域の独自性、実績数等を慎重に判断し、必要と思われるもの

- 行政単位より狭い地名件名は以下のとおり行政単位と組み合わせて使用する。
政令指定都市の行政区は行政単位とはみなさず、行政単位より狭い地域とする。

例

「銀座の歴史」

件名標目 1 東京都中央区△--△歴史

件名標目 2 銀座△(東京都中央区)

「浅草の祭り」

件名標目 1 祭礼△--△東京都台東区

件名標目 2 浅草△(東京都台東区)

「南区の歴史」

件名標目 1 横浜市△--△歴史

件名標目 2 横浜市南区

主題別作業指針 2類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

外国の地名

- 以下の参考図書から根拠が得られる都市名・地名は、地名件名として新設および細目としての使用を可とする。

『新地名表記の手引』

『世界大百科事典』

『広辞苑』

『コンサイス外国地名事典』

上記以外の参考図書類は原則として根拠としないが、特段の事情がある場合にはその他の参考図書類を根拠としてもよい。

参考図書により都市名・地名の表し方に違いがある場合には、『新地名表記の手引』を優先する。

(1) 地方のうち、行政単位と同じ範囲を表すもの

- 都市名のうち行政単位を表す語(市・町等)は標目形に含めない。

例

タイトル 流体都市を構築せよ!△:△世界民衆都市ニューヨークの形成

○ 件名標目 ニューヨーク

× 件名標目 ニューヨーク市

- 都市より上位の地名は、原則として「○○州」の形とする。

例

タイトル トスカーナ地方のワイン

○ 件名標目 ワイン△--△イタリア△--△トスカーナ州

× 件名標目 1 ワイン△--△イタリア

件名標目 2 トスカーナ地方

- ③ フランス、スペインに限っては、例外的に「○○地方」の形での地名件名の 신설、細目としての使用を可とする。

該当する既存件名：アルザス地方、ロレーヌ地方、プロヴァンス地方、ラングドック地方、ブルゴーニュ地方、ブルターニュ地方、アンダルシア地方、カタルーニャ地方、ガリシア地方

例

タイトル	ブルゴーニュ地方のワイン
○ 件名標目	ワイン△--△フランス△--△ブルゴーニュ地方
× 件名標目 1	ワイン△--△フランス
件名標目 2	ブルゴーニュ地方

「アルザスロレーヌ地方」「ノルマンディ地方」については、(2)②を見よ。

「バスク地方」については、(3)を見よ。

- ④ 韓国および朝鮮の都市名・地名は漢字形を優先して採用する。
読みは上記の参考図書類・目録対象資料から採用するが、参考図書により読みが異なる場合には、『新地名表記の手引』を優先する。

例

タイトル	京畿道
件名標目	京畿道

- ⑤ 中国の都市名・地名については、「中国の地名」を参照。

(2) 地方のうち、行政単位と異なる範囲を表す地名件名

※ 신설については、その国における地域性、地方の独自性、実績数等を十分考慮して判断する。

- ① 地方行政単位より狭い範囲を表す地名件名は、行政単位と組み合わせて使用する。

例

タイトル	ルール工業地域
○ 件名標目 1	ノルトラインヴェストファーレン州△--△工業
件名標目 2	ルール地方
× 件名標目	ルール地方△--△工業

② 地方行政単位より広い範囲を表す地名件名は、国名と組み合わせて使用する。

該当する既存件名：トランシルヴァニア地方、ワラキア地方、モラビア地方、アナトリア地方、アルタイ地方、アルザスロレーヌ地方、ノルマンディ地方、バイカル地方、メソポタミア地方

例

タイトル ノルマンディ地方のワイン

○ 件名標目 1 ワイン△--△フランス

件名標目 2 ノルマンディ地方

× 件名標目 ワイン△--△フランス△--△ノルマンディ地方

(3) 国をまたぐ場合、国家に属さないもの

※ 新設については、その地方の独自性、実績数等を十分考慮して判断する。

- ・ 地名のもとの主題区分、地名細目としての使用可。

該当する既存件名：カスピ海地方、バルト海沿岸地方、ヒマラヤ地方、ライン地方、ウスリー地方、黒海沿岸地方、南極地方、北極地方、熱帯地方、バスク地方、極東△(ロシア)等

例

○ 昔話△--△バスク地方

× 昔話△--△スペイン△--△バスク地方

× 昔話△--△フランス△--△バスク地方

(4) 外国の一国内の方位・方角による区分

※ 新設については、その国における地域性、地方の独自性、実績数等を十分考慮して判断する。

- ・ 「国名△(○○部)」の形とする。
- ・ 地名のもとの主題区分、地名細目としての使用可。

例

○ イタリア△(北部)△--△紀行

○ 農業政策△--△中国△(東北部)

× 北イタリア△--△紀行

(5) 海外領土

- ・ 地名のもとの主題区分、地名細目としての使用可。

例

タイトル ニューカレドニア カナク・アイデンティティの語り

件名標目 民族問題△--△ニューカレドニア△(フランス領)

主題別作業指針 2類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

中国の地名

【中国(中華人民共和国)の地名】

(1) 省級(省、自治区、直轄市)

- ① 省:「省」は標目形に含める。

例:河北省 →標目形は「河北省」

- ② 自治区:「〇〇自治区」を標目形に含める場合と含めない場合とがある。

a 広西チワン族自治区、寧夏回族自治区:「自治区」も標目形に含める。

b 西藏自治区、新疆維吾爾自治区、内蒙古自治区:
自治体名ではなく一般的な地名(チベット、新疆、内蒙古)を標目形として作成。

例:新疆維吾爾自治区 →標目形は「新疆」として作成。

- ③ 特別市:「市」は標目形に含めない。

例:北京市 →標目形は「北京」

- ④ 特別行政区:「特別行政区」は標目形に含めない。

例:香港特別行政区 →標目形は「香港」

注:ただし、省級の面積を持つ特別行政区が設置された場合は再検討を要す。

(2) 地級・県級

- ・ 原則として『新地名表記の手引』を根拠とする。
- ・ 中国の地名であっても、漢語以外の言語に基づく地名と判断される場合はカタカナ表記を標目形とする。参考図書を根拠として判断すること。(代表的参考図書における判断基準は【代表的参考図書における標目形採用基準】を参照。)

また、標目形にカタカナ表記を採用する場合は、漢字表記を「を見よ」参照とする。

例：烏魯木斉市(Ürümqi:ウイグル語の地名)

→「ウルムチ」を標目形とし、「烏魯木斉」を「を見よ」参照とする。

- ・ 行政区分を表す語(市・県等)は標目形に含めない。

例：貴陽市 →「貴陽」を標目形とする。

例：チャハル旗 →「チャハル」を標目形とし、「察哈爾」を「を見よ」参照とする。

注：ただし、「県」を除くと漢字一文字になる場合は県を含める。

例：定県 →標目形は「定県」(×「定」)

- ・ 「区」は特段の事情が無い限りは新設せず、上位の市を件名標目として付与する。直轄市の区も地級市の区も区別しない。

例：北京市宣武区 →「北京」を付与。

- ・ 地級行政区分の中に同名の県級行政区分が存在する例が見られるが、このようなケースでは両者の区別が困難なので同じ地名件名を使用する。

例：遼陽市(地級) →「遼陽」を付与。

遼陽県(県級) →「遼陽」を付与。

- ・ 参考資料から根拠が得られない場合、県級以上の地名は正式名称が判明すればその形で新設する。漢字表記の地名のよみは漢字の日本語読みとする。原則として漢音を採用するが、わが国で広く使用されている慣用音があるときは、慣用音を採用する。目録対象資料に表示されている読みが規定と異なる場合は採用せず、「を見よ」参照に記録する。

例：朝陽市(地級)→「朝陽」を標目形、「チョウヨウ」をよみとする。

- ・ 「* * △(※※省)」という形式、あるいはこれに類似した形式の件名標目が多数存在するが、これらの件名標目は不使用とする。付与したい地名件名がこの形式でしか存在しない場合は当作業指針に従って新設する。

(3) 郷鎮級以下

- ・ 『新地名表記の手引』掲載の地名のみ新設可とする。(新設に際しての注意点は【代表的参考図書における標目形採用基準】を参照。)

例:蘇州市周荘鎮(『新地名表記の手引』に記載なし) →「蘇州」を付与。

- ・ 既存の件名標目については『新地名表記の手引』に掲載されていないものも使用可能とする。

【台湾の地名】

- ・ 原則として当作業指針「[地名件名新設・付与基準](#)」に従う。
- ・ 「市」「県」等の行政区分を表す語は標目形に含まない。(直轄市も同様)

【代表的参考図書における標目形採用基準】

- ・ 例は各参考図書における表記例

(1) 新地名表記の手引

- ・ 『新地名表記の手引』(3)中国の地名における表記を標目形とする。

- ① 丸がっこ内に漢字表記があるもの:丸がっこ内の漢字表記を標目形とする。

例:シャーシー(沙市) Shashi →「沙市」を標目形、「サシ」をよみとする。

- ② 丸がっこ内にカタカナと漢字双方の表記があるもの:丸がっこ内の漢字表記を標目形とする。

例:アモイ(シアメン 厦門) Amoy(Xiamen) →「厦門」を標目形、「アモイ」をよみとする。

- ③ 漢字表記が入る丸がっこがないもの:

カタカナの表記を標目形とする。分かれば漢字表記を「を見よ」参照とする。

例:カシュガル Kashgar(Kaxgar) →「カシュガル」を標目形、「喀什」を「を見よ」参照とする。

- ④ 行政区分を表す語が後ろにつくもの(盟・旗):

地名部分のみを標目形とする。分かれば漢字形を「を見よ」参照とする。

例：チャハル旗 Chahar (Qahar) Qi (察哈爾)

→「チャハル」を標目形、「察哈爾」を「を見よ」参照とする。

- ⑤ 県級未満の地名、および直轄市の区については同名の地名が存在する可能性があるため、所属する県級以上の地名あるいは直轄市名を限定詞として付加する。

例：タークー(大沽) Dagū →「大沽△(天津)」を標目形とする。

(2) 平凡社 世界大百科事典 2009年改訂新版

- ・ 見出し語がひらがな、あるいは見出し語の次に漢字表記となる場合は漢字形を標目形とし、それ以外はカタカナ形を標目形とする。

例：きょう 貴陽 Gui yang →「貴陽」を標目形とする。

例：ペキン 北京 Bei jing →「北京」を標目形とする。

例：シリンホト Xilin hot 錫林浩特

→「シリンホト」を標目形、「錫林浩特」を「を見よ」参照とする。

(3) 広辞苑

- ・ 見出し語の【 】内に漢字表記のみの場合は漢字形を標目形とする。アルファベット形の表記がある場合はカタカナ形を標目形とする。

例：シリンホト【Xilinhot・錫林浩特】

→「シリンホト」を標目形、「錫林浩特」を「を見よ」参照とする。

注：広辞苑では「ウルムチ」の見出しが「ウルムチ【烏魯木齊】」となっており、漢語の地名と同様に扱っている。このような場合、注記内の綴りが中国語のピンインとは異なる表記となる点から判別が可能である（「ウルムチ」では広辞苑の綴りは Ürümqi; Urumchi）だが、ピンインは Wulumuqi となる）。

(4) コンサイス外国地名事典

- ・ 見出し語がカタカナ表記の場合カタカナ形を標目形とし、ひらがな表記の場合は漢字形を標目形とする。

例：きょう2 貴陽 コエイヤン Guiyang Kueiyang Kweiyang →「貴陽」を標目形とする。

例:カシュガル 喀什 Kashi K'ashih Kashgar

→「カシュガル」を標目形、「喀什」を「を見よ」参照とする。

【中国・台湾の行政区分】

- ・ 中国:地方政府(いわゆる自治体)は省級、地級、県級、郷鎮級の4ランクに分かれる。

省級:省、自治区、特別市、特別行政区

地級:市、地区、自治州、盟

県級:市、県、自治県、旗、区、経済区

郷鎮級:鎮、郷、街区

〈地級市と県級市〉

- ・ 地級政府にも県級政府にも「市」という呼称がある。これは、地級政府所在地に指定された県級市の市政府が地級市の政府も兼ねているためである。日本で例えれば、千葉市役所が千葉県庁の機能も兼ねている、という状態に相当する。
- ・ 台湾:日本と非常に似ており、違いは直轄市が存在する程度である。(実際には中国と同じような区分だが、省級は台湾省しか維持できてないので、1998年ころに省級政府を凍結した。)

県級:県、直轄市

市郷級:市、郷

主題別作業指針 2類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

台湾、香港、チベット

	原則	地理区分	時代区分
台湾	国家に準じた扱いとする	直接地理区分 ○ 企業法△--△台湾 台湾内の都市名も細目として使用可 ○ 都市計画△--△台湾△--△台南	可 ○ 台湾△--△歴史△--△1945- 独自の時代区分も採用可 ○ 台湾△--△歴史△--△日本統治時代
香港	都市名として扱う	間接地理区分 ○ 都市計画△--△中国△--△香港 × 都市計画△--△香港 香港内の都市名は細目として使用不可	不可 × 香港△--△社会△--△歴史△--△1945-
チベット		間接地理区分 ○ 薬用植物△--△中国△--△チベット × 薬用植物△--△チベット	不可 × チベット△--△歴史△--△1945-

主題別作業指針 2類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

紀行・案内記・探検記

【紀行・案内記】

- 地名のものと細目「紀行」「案内記」には、細目「歴史」および時代細目を結合しない。

例

タイトル	東方見聞録
件名標目	○ アジア△--△紀行
	× アジア△--△紀行△--△歴史△--△13世紀

- 資料で扱われている時代が特に重要だと判断した場合にのみ、時代細目を含む件名標目を付加してもよい。

例

タイトル	ゴードン・スミスの見た明治の日本
件名標目 1	日本△--△紀行
件名標目 2	日本△--△社会△--△歴史△--△明治時代

【探検記】

- 特定の地域の探検記には地名件名に地名のものと細目「探検」を結合して付与する。

例

タイトル	南極大紀行
件名標目	南極地方△--△探検

- ただし、学術研究のための探検には、普通件名「学術探検」を地理区分して付与する。

例

タイトル	南極からのメッセージ△:△地球環境探索の最前線
件名標目	学術探検△--△南極地方

- 地名のものと細目「探検」は、海洋を表す件名の細目としても使用する。

例

タイトル	太平洋探検
件名標目	太平洋△--△探検

主題別作業指針 2 類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

自然地名

個々の山岳、河川、湖、温泉、街道、海洋、砂漠、洞窟、峠、島嶼、沼、岬、峰等を主題とする資料には、その山岳等を地名件名として付与する。

- 以下の参考図書で根拠が得られるものは地名件名として採用する。

『新地名表記の手引』
『世界大百科事典』
『広辞苑』
『コンサイス日本地名事典』
『コンサイス外国地名事典』
『角川日本地名大辞典』

上記以外の参考図書類は原則として根拠としないが、特段の事情がある場合にはその他の参考図書を根拠としてもよい。

外国の自然地名で、参考図書により表し方に違いがある場合には、『新地名表記の手引』を優先する。

- 地名件名として採用できない場合には、普通件名を付与する。

例

山岳△--△長野県

- 自然地名は、原則として NDLSH には収録しない(海洋名は除く)。当該作業指針「[地名件名の NDLSH 収録基準](#)」参照。
- 自然地名の地名細目としての使用は不可。ただし、海洋名と島名についてのみ、使用できる場合がある。詳細は当該作業指針「[海洋](#)」「[島](#)」参照。
- 自然地名への細目の結合は原則不可。ただし以下のように例外的に認められているものがある。

(1) 「芸術上」「美術上」「文学上」「紀行」「案内記」「写真集」

例

セーヌ川△--△美術上

(2) 地名の種類によって個別に認められているもの。詳細は以下の表を参照。

地名	地名件名の例	例外的に結合できる細目	細目結合の例
海洋	太平洋 地中海 インド洋	「探検」	インド洋△--△探検
湾・海峡	ペルシャ湾 駿河湾マラッカ海峡 津軽海峡		
山岳・山脈	ヒマラヤ山脈 ロッキー山脈 富士山 剣岳	「登山」	富士山△--△登山 飛騨山脈△--△登山
河川	ドナウ川 ナイル川 利根川		
湖	五大湖 琵琶湖		
温泉	蔵王温泉		
街道	シルクロード 日光街道		
砂漠	サハラ砂漠 ゴビ砂漠 タクラマカン砂漠		
谷・峡谷	グランドキャニオン 黒部峡谷		
洞窟	フゴッペ洞窟		
峠	カイバル峠 碓氷峠		
島嶼	ボルネオ島 江ノ島 伊豆諸島 五島列島	※以下の島嶼のみ結合可能 ・ 日本の都道府県をまたぐ島および外国の国をまたぐ島 例) 南西諸島△--△歴史 ボルネオ島△--△地誌 ・ 北方領土(千島等)、竹島、尖閣諸島 例) 尖閣列島△--△歴史 (詳細は当該作業指針「 島 」参照)	
沼	印旛沼		
岬	ホルン岬 佐多岬		

地名	地名件名の例	例外的に結合できる細目	細目結合の例
半島	バルカン半島 能登半島		

主題別作業指針 2類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

島

- ・ 個々の島を主題とする資料には、その島を地名件名として付与する。ただし、島名は件名標目として必要な場合のみ付与する。

例

タイトル 佐渡政党史稿

件名標目 1 佐渡市△--△行政△--△歴史

件名標目 2 政党△--△新潟県△--△佐渡市△--△歴史

(佐渡島自体が主題として扱われているわけではないので、件名標目「佐渡島」は付与しない。)

以下の参考図書で根拠が得られるものは地名件名として採用する。

『世界大百科事典』

『広辞苑』

『コンサイス日本地名事典』

『コンサイス外国地名事典』

『角川日本地名大辞典』

上記以外の参考図書類は原則として根拠としないが、特段の事情がある場合にはその他の参考図書類を根拠としてもよい。

- ・ 以下の場合に限り、所在地を丸がっこで囲んで付加する。
 - ① 地名新設で使用する参考図書を参照し、同名の島が複数存在するものについては、都道府県名を付加する。
 - ② ①のうち、同一都道府県内に同名の島があれば、更に下の行政単位名を付加する。

例：硫黄島(読み：イオウジマ) (鹿児島県内に二つあり)

硫黄島△(鹿児島県三島村) (郡は不要)

硫黄島△(鹿児島市)

- ③ 「東・西・南・北」「大・中・小」「本」「神」等の一般的な名称の島については、上記参考図書において唯一の島であっても、②のレベルまで付加する。

例

本島△(丸亀市)

- ・ 地名件名として採用できない場合には、普通件名を付与する。

【日本国内の島】

- ・ 特に指示のある場合を除き、地名のもとの主題区分、地名細目としての使用を不可とする。
- ・ 該当する島を含む行政単位の名称と、島名を、併せて付与する。
行政単位は、最小かつ整理時点で最新の名称を使用する。

例：行政単位より狭い島の場合

「式根島の動物」

件名標目 1 動物△--△東京都△--△新島村△(東京都)

件名標目 2 式根島

(式根島を含む最小の行政単位は新島村。新島村は新島と式根島から成る。)

「江ノ島の神社」

件名標目 1 神社△--△神奈川県△--△藤沢市

件名標目 2 江の島

例：行政単位と同じ島の場合

「八丈島の漁業」

件名標目 1 漁業△--△東京都△--△八丈町△(東京都)

件名標目 2 八丈島

例：行政単位をまたぐ、または行政単位より広い島の場合

「淡路島の花」

件名標目 1 花△--△兵庫県

件名標目 2 淡路島 (淡路市、洲本市、南あわじ市から成る。)

- ・ 例外として、都道府県をまたぐ島は、地名のもとの主題区分、地名細目としての使用を可とする。

例

「南西諸島史」

南西諸島△--△歴史

「南西諸島の自然保護」

自然保護△--△南西諸島（直接地理区分）

（南西諸島は鹿児島県、沖縄県にまたがる。）

- ・ 例外として、北方領土（千島等）、竹島、尖閣諸島は、地名のもとの主題区分、地名細目としての使用を可とする。（千島（北方領土）、竹島、尖閣列島等）

例

「北方領土の漁業」

漁業△--△千島（直接地理区分）

【外国の島】

- ・ 特に指示のある場合を除き、地名のもとの主題区分、地名細目としての使用を不可とする。
- ・ 該当する島を含む国名と、島名を、併せて付与する。

例：国より狭い島の場合

「クレタ島の思い出」

件名標目 1 ギリシア△--△紀行

件名標目 2 クレタ島

- ・ 例外として、国をまたがる島は、地名のもとの主題区分、地名細目としての使用を可とする。

例：国をまたがる島の場合

博物誌△--△ボルネオ島（直接地理区分）

（ボルネオ島はインドネシア、マレーシア、ブルネイにまたがる。）

- ・ ただし、各国に限定する必要がある場合は、国名で地理区分し、島名を併せて付与する。

例：インドネシアに属するボルネオ島に限定する場合

件名標目 1 博物誌△--△インドネシア

件名標目 2 ボルネオ島

主題別作業指針 2 類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

土木構造物・建築物

当作業指針の主題別 5 類「[土木構造物・建築物](#)」を参照。

主題別作業指針 2類 歴史・世界史・文化史・地理・地誌・紀行

海洋

- 海洋は自然地名であり、原則として地名細目としては使用しないが、海に関する件名で地理区分を行うものについては、海洋名による区分も可能とする。

例

タイトル	プラスチックスープの海△△北太平洋巨大ごみベルトは警告する
件名標目	海洋廃棄物△--△北太平洋

- 海洋名による地理区分を行う場合には、主標目にも注記を記入する。

例

海洋廃棄物	
注記(スコープノート)	海洋名による地理区分も可.

- 湾名は地理区分に使用しない。

例

タイトル	蘇る有明海
件名標目 1	海洋汚染△--△九州地方
件名標目 2	水質管理
件名標目 3	有明海

(有明海は湾である)

タイトル	東京湾魚の自然誌
件名標目 1	魚△--△関東地方
件名標目 2	東京湾

- 探検は海洋を表す件名の細目としても使用可とする。

例

タイトル	太平洋探検
件名標目	太平洋△--△探検

主題別作業指針 3 類 社会科学

社会科学書

当作業指針の主題別 1 類「[人文・社会・科学技術書等](#)」を参照。

主題別作業指針 3 類 社会科学

選挙

【選挙結果調】または【選挙の記録】

地方公共団体の選挙管理委員会が刊行する「選挙結果調」または「選挙の記録」(地方選挙を含む。)には、次のように件名を付与する。

一つ目の件名標目には、件名「選挙」に選挙の調査を行った範囲で地理区分して付与する。その際、地方選挙であっても件名には「選挙」を使用する。

資料の内容が地方選挙の場合には、二つ目以降の件名に「地方選挙△--△(地名細目)」を付与する。地名には選挙を実施した地方公共団体名が入る。

例1 衆議院選挙について東京都文京区で調査を行った場合

タイトル	選挙の記録
出版者	東京都文京区選挙管理委員会
件名標目	選挙△--△東京都文京区△--△統計

例2 衆議院選挙と知事選挙、県議会議員選挙等が同時に実施され、神奈川県横須賀市で調査を行った場合

タイトル	神奈川県知事選挙・神奈川県議会議員選挙・横須賀市議会議員選挙・第21回参議院議員通常選挙結果調
出版者	横須賀市選挙管理委員会
件名標目 1	選挙△--△神奈川県△--△横須賀市△--△統計
件名標目 2	地方選挙△--△神奈川県
件名標目 3	地方選挙△--△神奈川県△--△横須賀市

例3 千葉県議会選挙について市川市で調査を行った場合

タイトル	選挙結果調
出版者	市原市選挙管理委員会
件名標目 1	選挙△--△千葉県△--△市原市△--△統計
件名標目 2	地方選挙△--△千葉県

例4 都知事選挙と杉並区長選挙について杉並区で調査を行った場合

タイトル	選挙の記録
出版者	杉並区選挙管理委員会
件名標目 1	選挙△--△東京都杉並区△--△統計

件名標目 2 地方選挙△--△東京都
 件名標目 3 地方選挙△--△東京都杉並区

【選挙結果調】または【選挙の記録】以外の選挙についての資料

選挙の種類により、以下の件名を使い分ける。

地理区分は資料全体で扱われている範囲で行う。

件名*1	件名の使用範囲	例
選挙	さまざまな選挙の総称および一般的な選挙論に使用	タイトル「現代選挙論」 件名標目 選挙△--△日本
国政選挙	各国の国会議員選挙に使用	タイトル「日本人の選択 :総選挙の戦後史」 件名標目 国政選挙△--△日本△--△歴史△--△1945-
大統領選挙	各国の大統領選挙に使用	タイトル「アメリカ大統領はこうして選ばれる」 件名標目 大統領選挙△--△アメリカ合衆国
地方選挙	地方公共団体の長および地方議会議員を選出する選挙に使用 選出対象は二つ目以降の件名で表す	タイトル「現代日本の地方選挙と住民意識」 件名標目 地方選挙△--△日本
		タイトル「問答式選挙運動早わかり :地方議会議員立候補者の手引」 件名標目 1 地方選挙△--△日本 件名標目 2 地方議会△--△日本 件名標目 3 選挙運動
		タイトル「女性市長はこうして生まれた :続・湘南ひらつか市長選物語」 件名標目 1 地方選挙△--△神奈川県△--△平塚市 件名標目 2 市長△--△平塚市
		タイトル「2014 年都知事選挙の教訓」 件名標目 1 地方選挙△--△東京都 件名標目 2 知事△--△東京都

* 1 件名のインデントは件名の上位語・下位語の関係を表す(選挙は国政選挙・大統領選挙・地方選挙の上位語であることを表す)

資料の内容によって上の表に例示していない件名を付与するものもある。

例
 タイトル IT 時代の政治活動と秘書の役割
 件名標目 1 インターネット選挙運動△--△日本
 件名標目 2 議員秘書

主題別作業指針 3類 社会科学

条例

- ・ 条例集・例規集および条例の解説を主題とする資料には、主題細目「条例」および地名のものの細目「条例」を使用する。

例

タイトル	空き家等の適正管理条例
件名標目	空き家△--△条例△--△日本

タイトル	神奈川県条例集
件名標目	神奈川県△--△条例

タイトル	静岡県教育関係例規集
件名標目	静岡県△--△教育△--△条例

- ・ ただし、以下の条件を全て満たす場合には、条例の総称を普通件名として作成する。
 - (1) 参考図書類で総称の根拠が得られること
 - (2) おおむね5件ほどの実績ができていること
 - (3) 当該条例が全国の自治体で制定されているか、制定されつつあることが参考図書類で確認できること

例

タイトル	企業・自治体・警察関係者のための暴力団排除条例入門
件名標目	暴力団排除条例

- ・ 条例の総称が普通件名として存在する場合、各自治体の条例は、普通件名を地理区分して付与する。

例

タイトル	横浜市個人情報の保護に関する条例の解釈・運用の手引
件名標目	個人情報保護条例△--△横浜市

- ・ 個々の条例(各自治体の条例)について、統一タイトル件名を新設することはしない。条例の主題を表す普通件名に細目「条例」を付けて地理区分する。

例

タイトル	北海道水産業・漁村振興条例の解説
○ 件名標目	漁業△--△条例△--△北海道
× 件名標目	北海道水産業・漁村振興条例

主題別作業指針 3 類 社会科学

法令資料および法令に関する図書

- (1) ある主題に関する複数の法令には、その主題を表す普通件名に細目「法令」を加えて付与する。

例

金融△--△法令

- (2) 個々の法律には、その法律名を統一タイトル件名として付与する。その法律が通称をもつ場合は、通称を統一タイトル件名とする。(当作業指針の主題別 3 類「[個々の法律名](#)」を参照。)

例

ストーカー規制法

省エネルギー法

- (3) 一般的に「〇〇法」と呼ばれ、固有の法律を示す場合にも、外国の同種の法令や〇〇に関する法令を表す場合にも使われるものは、その呼称を普通件名として付与する。

例

民法

食品衛生法

独占禁止法

- (4) 通則的法典を構成する部分で、一般的に独立して「〇〇法」と呼ばれる分野には、その名称を普通件名として付与する。

例

物権法

親族法

- (5) 成文法ではないが、法学上の特定分野としてまとめられる主題には、その分野名を普通件名として付与する。

例

企業法

民事法

- (6) 各国・地域の法令集には、各国・地域名に細目「法令」を加えて付与する。

例

日本△--△法令

(7) 各国・地域の法律事情については、件名標目「法律」を国名による地理区分を行って付与する。

例

法律△--△フランス

(8) 外国の個々の法律には、その法律名ではなく、その法律が扱っている主題を表す件名標目に細目「法令」を加えて付与する。

例

タイトル	ドイツにおける新たなエネルギー事業法
件名標目	エネルギー△--△法令△--△ドイツ

(9) 個々の条約にはその条約名を統一タイトル件名として付与する。

主題別作業指針 3類 社会科学

判例

- 判例集および判例の解説を主題とする資料には、主題細目「判例」を使用する。
- 主題細目「判例」は、「法令」を挟まず、主題を表す件名標目に直接結合する。

例

- 警察△--△判例△--△日本
- × 警察△--△法令△--△判例△--△日本

- 法律で規定された概念と、法律そのものの両方の件名標目がある場合には、概念を優先させて付与する。

例

- 商標△--△判例△--△日本
- × 商標法△--△判例△--△日本

- その主題を表すのに、法律そのものの件名標目しかない場合には、法律名の細目とする。

例

民法△--△判例

- 法律の総論の細目とはしない。

例

- | | |
|----------|----------------|
| タイトル | 判例刑法総論 |
| ○ 件名標目 1 | 刑法総論 |
| 件名標目 2 | 刑法△--△判例△--△日本 |
| × 件名標目 | 刑法総論△--△判例 |

主題別作業指針 3類 社会科学

個々の法律名

- ・ 個々の法律を主題とする資料には、その法律名を統一タイトル件名として付与する。

【統一タイトル件名作成のタイミング】

- ・ 資料整理時点で法案の段階:作成しない。「〇〇△--△法令」を付与する。
- ・ 資料整理時点で法律として成立:作成する。目録対象資料が「案」の段階でも作成する。

【件名標目の形式】

- ・ 参考図書類で通称の根拠が得られれば、通称を件名標目とする。ただし、慣用されていない略称・複数の法律の総称は件名標目としない。使用する参考図書類およびその優先順位は、以下のとおりとする。

- ① 「[日本法令索引](#)」
- ② 「[e-Gov 法令検索](#)」
- ③ 『現代用語の基礎知識』、その他の参考図書
- ④ 所管官庁ホームページ
- ⑤ 雑誌記事索引
- ⑥ 目録対象資料

- ・ 通称を件名標目とする場合、「を見よ」参照に正式名称を記録する。

例

標目形	労働契約承継法
「を見よ」参照	会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律
根拠	現代用語の基礎知識△2001
注記	2000年5月31日公布,△2001年4月1日施行.

- ・ 正式名称を件名標目とする場合、「を見よ」参照に略称等を記録する。

例

標目形	保健師助産師看護師法
「を見よ」参照	保助看法

【法律の公布日等】

- ・ 法律の公布日等を、注記として記録する。記録の順序は成立日、公布日、施行日とし、公布日は必ず確認し、記録する。

例

標目形 消費者安全法
注記 2009 年 6 月 5 日公布.

標目形 環境衛生法
「を見よ」参照 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
注記 1957 年 6 月 3 日公布,△1957 年 9 月 2 日施行.

【法律が全部改正もしくは改題された場合】

(1) 全部改正された場合

法律が全部改正された場合は、標目形の変更の有無にかかわらず別の典拠を作成する。
全部改正で標目形に変更がない場合には、新しい標目に公布年を付加する。

例:「不動産登記法」が 2004 年に全部改正(題名変更なし)

旧法の標目形 不動産登記法
注記(スコープノート) 全部改正△(2004 年 6 月 18 日)△以後には「不動産登記法△(2004)」
△(典拠 ID:△001131643)△を使用。
注記 1899 年 2 月 24 日公布,△2004 年 6 月 18 日全部改正.

新法の標目形 不動産登記法△(2004)
注記(スコープノート) 全部改正△(2004 年 6 月 18 日)△以前には「不動産登記法」△(典拠
ID:△00645405)△を使用。
注記 2004 年 6 月 18 日全部改正.

例:「清掃法」が 1970 年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(通称:廃棄物処理法)に全
部改正

旧法の標目形 清掃法
注記(スコープノート) 全部改正△(1970 年 12 月 25 日)△以後には「廃棄物処理法」△(典拠
ID:△00644928)△を使用。
注記 1954 年 4 月 22 日公布,△1970 年 12 月 25 日全部改正.

新法の標目形 廃棄物処理法
 「を見よ」参照 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 注記(スコープノート) 全部改正△(1970年12月25日)△以前には「清掃法」△(典拠ID:△00638428)△を使用.
 注記 1970年12月25日全部改正.

(2) 全部改正ではない題名改正の場合

- ① 標目形に変更があった場合、別典拠を作成する。

例:「債権譲渡特例法」(通称)が2004年に「動産・債権譲渡特例法」(通称)へ題名改正

旧法の標目形 債権譲渡特例法
 「を見よ」参照 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律
 注記(スコープノート) 題名改正△(2004年12月1日)△以後には「動産・債権譲渡特例法」△(典拠ID:△001131658)△を使用.
 注記 1998年6月12日公布,△2004年12月1日題名改正.

新法の標目形 動産・債権譲渡特例法
 「を見よ」参照 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律
 注記(スコープノート) 題名改正△(2004年12月1日)△以前には「債権譲渡特例法」△(典拠ID:△00715681)△を使用.
 注記 2004年12月1日題名改正.

- ② 法律が題名改正しても標目形としている通称が変わらない場合、同一典拠を使用する。
 題名改正後の法律名を「を見よ」参照へ追記する。

例:「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」が「中心市街地の活性化に関する法律」に改題したが、通称「中心市街地活性化法」は変更なし

標目形 中心市街地活性化法
 「を見よ」参照 中心市街地の活性化に関する法律
 ※(新正式名)
 「を見よ」参照 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律
 ※(旧正式名)
 注記 2006年6月7日「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」から「中心市街地の活性化に関する法律」へ題名改正

主題別作業指針 3類 社会科学

年齢層

【若年層】

- ・ 「児童」「少年」「青年」はおおむね以下の年齢集団を指すものとする。

「児童」→小学生

「少年」→小・中学生

「青年」→高校生から20代前半くらいまで

(「青少年」は「青年」+「少年」)

- ・ ただし、過度に厳密な運用はしない。
- ・ 例えば、主として小学生に相当する年齢集団を主題にしているが、厳密に小学生だけに限定できない内容でも(幼児、中学生が含まれる場合でも)、「児童」を使用できる。

【「小学生」等との使い分け】

- ・ 件名標目「小学生」「中学生」「高校生」は学校生活、学校教育、教育制度(義務教育、学制等)等の観点で扱われるものに限定して使用し、同程度の年齢集団であってもこの観点に限定されない場合は「児童」「少年」「青年」「青少年」を使用する。

【中高年齢層】

- ・ 「中高年齢者」「高齢者」はおおむね以下の年齢集団を指すものとする。

「中高年齢者」→65歳未満

「高齢者」→65歳以上

主題別作業指針 3類 社会科学

教育、研究・指導

- ・ 教育、研究(制度・事情等)を扱った資料には、「○○教育」「○○研究」の形で普通件名を付与する。教育、研究の双方を扱っている場合には、「○○教育」「○○研究」を重出する。(両方扱っている場合でも、細目「研究・指導」は使用しない。)
- ・ 指導、研究の理論や具体的な指導、研究の方法(論文作成法等)を扱っている場合は、主題細目「研究・指導」を使用する。
- ・ 学校教科の研究書・指導書については、当該作業指針「[教科別教育](#)」を見よ。

【普通件名「○○教育」「○○研究」新設基準】

- ・ 「○○教育」「○○研究」の形で件名標目が存在せず、参考図書類による根拠も得られない場合は、国立国会図書館サーチでのその言葉の使用状況を確認する。目安として、当館所蔵和図書タイトル中で使われている実績が5～10件、あるいは雑誌記事索引の論題名中で使われている実績が10件程ある場合は、一般に流布している言葉と判断し、新設可とする。実績数が基準に満たない場合は、「○○」のみを付与する。

例

「生物学研究」の形で件名標目が存在せず、参考図書類による根拠も得られない場合は、使用状況を確認する。実績数が目安となる件数を満たす場合は、「生物学研究」を新設する。満たさない場合は、代わりに「生物学」を付与する。

【主題細目「研究・指導」】

- ・ 幼児・初等・中等教育、特別支援教育における教育内容
使用しない。

例

- 音楽科
- × 音楽科△--△研究・指導

- 版画
- × 版画△--△研究・指導

- ・ 特定言語の一般学習書
使用する。

例

英語△--△研究・指導

ただし、会話、文法等各言語の個別主題の学習書には、「研究・指導」を付与しない。(当作業指針の主題別8類「[言語](#)」を参照。)

- ・ 書の研究書・指導書
「書△--△研究・指導」は「習字教本」的な書き順の指導、添削等、古文書の読み方等に限定して付与する。
五体字典や、書跡に基づく字体例等、一般的な書の事例集は「書法△(書)」を付与する。

主題別作業指針 3 類 社会科学

教科別教育

【教科名】

- ・ 「〇〇科」の形式の件名標目は、日本の初等・中等教育、特別支援教育における教科名を表すものとする。

例

タイトル	フィンランドの算数・数学教育
○ 件名標目	数学教育△--△フィンランド
× 件名標目	数学科

【研究書・指導書】

- ・ 初等・中等教育のうち、各教科の研究書・指導書・教育事情には、原則として各教科名を表す件名を教育機関名による主題区分をして付与する。

例

タイトル	最新初等科音楽教育法
○ 件名標目	音楽科△--△小学校
× 件名標目	音楽教育

- ・ ただし、各教科名を表す件名を新設しがたい場合には、「〇〇教育」の形の件名を教育機関名による主題区分をして付与する。特に高等学校における歴史・地理・物理・化学・地学・生物教育については、対応する科目名がないため、「〇〇教育」の形の件名を主題区分して付与する。

例

タイトル	新しい小学校英語科教育法
件名標目	英語教育△--△小学校 (件名「英語科」が存在しないため)

タイトル	高校化学の教え方
件名標目	化学教育△--△高等学校

- ・ 主題区分を行う教科名・教育名は、細目一覧「3.14.1 学校教科名」に列記する。

- ・ 教育機関名の区分が不明瞭な場合には、科目名のみを付与する。

例

タイトル 実践「総合的な学習」ハンドブック
○ 件名標目 総合学習

(対象教育機関を限定しないハンドブック)

- ・ 各教科の特定の内容を扱った研究書・指導書には、教科名と内容を表す件名を併せて付与する。内容を表す件名には、「○○教育」の形の件名が存在すれば優先して付与する。内容を表す件名には教育機関名による主題区分をせず、細目「研究・指導」も付与しない。

例

タイトル 中学校新社会科公民の実践課題に応える授業デザイン
件名標目 1 社会科△--△中学校
件名標目 2 公民教育

タイトル 小学校で読ませたい常用漢字
件名標目 1 国語科△--△小学校
件名標目 2 常用漢字

- ・ ただし、小・中学校の国語科の授業で行われる習字の研究書・指導書には、教科名は付与しない。

例

タイトル 「書く力」を育てる小学校国語書写の授業プラン
件名標目 習字

- ・ 特定地域の教科の研究書等は、主題区分に続けて地理区分を行う。ただし、日本国内全般の教科の研究書等には、「△--△日本」を付与しない。

例

タイトル 横浜版学習指導要領指導資料.△国語科編
件名標目 国語科△--△小学校△--△横浜市

タイトル 図でみる日本の算数・数学授業研究
 ○ 件名標目 算数科
 × 件名標目 算数科△--△小学校△--△日本

- ・ 学校教科の研究書・指導書には、細目「研究・指導」を付与しない。

例
 タイトル 音楽科では何を指導しているのか
 ○ 件名標目 音楽科
 × 件名標目 音楽△--△研究・指導

- ・ 教える科目が不明瞭な場合には、その資料の主題を付与する。

例
 タイトル 身近な環境への気づきを高める環境教育手法
 ○ 件名標目 環境教育

小学校・中学校の教科名は、文部科学省 HP の学習指導要領に従い、以下の形式を使用する。

科目名・学習内容	教育機関	件名の形式	内容を表す件名(例)
総合学習	小学校	総合学習△--△小学校	
	中学校	総合学習△--△中学校	
国語科	小学校	国語科△--△小学校	言語教育、文学教育、俳諧、和歌、漢字、作文、児童詩、朗読法、読書指導、ローマ字
	中学校	国語科△--△中学校	言語教育、文学教育、作文、文法、日本語△--△語彙、朗読法、読書指導
習字	小学校	習字	
	中学校	習字	

科目名・学習内容	教育機関	件名の形式		内容を表す件名(例)
社会科	小学校	社会科△--△小学校		公民教育、経済教育、NIE、郷土教育、歴史教育、地理教育、政治教育
	中学校	社会科△--△中学校		公民教育、法教育、歴史教育、地理教育、政治教育
算数科・数学科	小学校	算数科 算数科は小学校のみなので主題区分しない		小数、分数、整数、和算
	中学校	数学科△--△中学校		コンピュータ教育
理科	小学校	理科△--△小学校		理科△--△実験、観察
	中学校	理科△--△中学校		理科△--△実験、観察
生活科	小学校	生活科 生活科は小学校のみなので主題区分しない		
音楽科	小学校	音楽科△--△小学校		合唱、リズム
	中学校	音楽科△--△中学校		合唱、雅楽
図画工作科	小学校	図画工作科 図画工作科は小学校のみなので主題区分しない		児童画、版画、絵画
美術科	中学校	美術教育△--△中学校		デザイン
技術・家庭科	小学校	家庭科△--△小学校		衣服、家族、消費、住教育
	中学校	技術・家庭科 技術・家庭科は中学校のみなので主題区分しない		環境教育、消費者教育、コンピュータ教育
保健体育	小学校	保健	学校健康教育△--△小学校	
		体育	体育△--△小学校	マット運動、跳び箱運動、体育ダンス、鉄棒運動、水泳、サッカー
	中学校	保健	学校健康教育△--△中学校	性教育

科目名・学習 内容	教育機関	件名の形式		内容を表す件名(例)
		体育	体育△--△中学校	体育ダンス、武道、柔道、 剣道
道徳	小学校	道徳教育△--△小学校		
	中学校	道徳教育△--△中学校		
外国語教育 (実質は英語)	小学校	英語教育△--△小学校		
	中学校	英語教育△--△中学校		英語△--△文法、 英語△--△語彙、 英語△--△会話、 英語△--△作文

高等学校の科目名は、以下のとおりとする。

科目名・学習 内容	件名の形式		内容を表す件名(例)
総合学習	総合学習△--△高等学校		
国語科	国語科△--△高等学校		言語教育、文学教育、 古典教育、漢文
地理歴史	世界史	歴史教育△--△高等学校+世界史	
	日本史	歴史教育△--△高等学校+日本△- -△歴史	
	地理	地理教育△--△高等学校	
公民	現代社会 公共 倫理 政治・経済	公民教育△--△高等学校 (現代社会、公共、倫理、政治・経済 の科目の資料にも、1件目に公民教 育△--△高等学校を付与する)	政治教育
数学科	数学科△--△高等学校		コンピュータ教育
理科	全般	理科△--△高等学校	
	物理	物理教育△--△高等学校	物理学△--△実験、 力学、原子力教育
	化学	化学教育△--△高等学校	化学△--△実験
	地学	地学教育△--△高等学校	宇宙、気象、地震
	生物	生物教育△--△高等学校	生物学△--△実験

例

タイトル	戦後における中学校古典学習指導の考究
件名標目 1	国語科△--△中学校△--△歴史△--△1945-
○ 件名標目 2	古典教育
× 件名標目 2	古典教育△--△日本△--△歴史△--△1945-

主題別作業指針 3 類 社会科学

会戦

当作業指針の主題別 2 類「[会戦・合戦](#)」を参照。

主題別作業指針 4 類 自然科学・医学・薬学

科学技術書

当作業指針の主題別 1 類「[人文・社会・科学技術書等](#)」を参照。

主題別作業指針 4類 自然科学・医学・薬学

図鑑

当作業指針の主題別0類「[図鑑](#)」を参照。

主題別作業指針 4類 自然科学・医学・薬学

生物・鉱物の参考図書

生物・鉱物の参考図書に付与する件名の形式細目は、以下のとおりとする。

(1) 【目録】

主標目が生物・鉱物の場合、特定の機関等で保存・管理・育成されている生物・鉱物の目録には、形式細目「目録」を使用する。

ある地理的範囲に生息している生物や産出する鉱物の一覧には、形式細目「目録」は使用せず、参考図書であれば、形式細目「便覧」等を付与する。

例

タイトル	国立科学博物館附属自然教育園動植物目録
件名標目	生物△--△目録

例

タイトル	奄美群島植物目録
○ 件名標目	植物△--△鹿児島県
× 件名標目	植物△--△鹿児島県△--△目録

生物・鉱物の標本目録には、主題細目「標本」および形式細目「目録」を付与する。

例

タイトル	西宮市貝類館収蔵標本目録.△第1号
件名標目	貝△--△標本△--△目録

(2) 【辞書】

個々の品種名等の一覧で、語義語釈のあるものは形式細目「辞書」を用いる

例

タイトル	植物観察図解事典
件名標目	植物△--△辞書（参照形：「植物△--△名彙△--△辞書」）

(3) 【名彙集】

個々の品種名等の一覧で語義語釈の無いものには、形式細目「名彙集」を付与する。

例

タイトル	日本植物名彙
○ 件名標目	植物△--△名彙集
× 件名標目	植物△--△用語

(4) 【[図鑑](#)】

生物・鉱物の図鑑には形式細目「[図鑑](#)」を使用する。詳細は主題別 0 類「[図鑑](#)」参照。

主題別作業指針 4 類 自然科学・医学・薬学

動植物

- 動物と植物を扱った資料には、件名「生物」を付与する。

例

タイトル	東京いきもの図鑑
○ 件名標目	生物△--△東京都
× 件名標目 1	動物△--△東京都
件名標目 2	植物△--△東京都

- 個々の動植物名は、以下の参考図書のいずれかから根拠が得られれば、普通件名として採用する。ただし、独立して項目が存在する場合に限る。

『世界大百科事典』

『広辞苑』

- 個々の品種名においても同様の扱いとする。
上記の二つの参考図書のいずれかで根拠が得られるものは採用し、得られないものは上位語を件名標目として付与する。

例

ダックスフント

→件名標目として採用可（世界大百科事典、広辞苑とも項目あり）

例

ブービエ・デ・フランダース

→件名標目として採用不可（世界大百科事典、広辞苑とも項目なし）

件名標目「犬」を付与

- 標目形はカタカナを基本とする。上記の二つの参考図書で漢字・ひらがな形の根拠しか得られなかった場合も、標目形はカタカナで作成する。この場合も上記の参考図書を根拠として記録する。

例

オタマジャクシ（広辞苑には「おたまじゃくし」の項目あり）

→標目形として採用可

根拠に「広辞苑」を記録

- ・ 標目形と異なる漢字形は積極的に「を見よ」参照とする。
- ・ 以下のいずれかにあてはまる場合には、標目形を漢字形とする。
 - (1) 識別の必要があるもの
 - (2) カタカナで1文字のもの
 - (3) よみがすぐわかるもので、かつ一般的に漢字の方がその動植物を容易に想像できるもの
- ・ 同音異義語の件名標目が存在し、漢字形でも区別できない場合には、標目形に丸がっこを用いて情報を付加する。付加する語は、当該件名標目の NDLC 代表分類記号の項目名をそのまま採用する。

例

標目形 邯鄲△(昆虫類)
代表分類記号 RA531 (昆虫類)

標目形 ムラサキ△(被子植物)
代表分類記号 RA347;△RB194
(RA347 は被子植物、RB194 は個々の草花。RA(生物学)とRB(農林水産学)では RA(生物学)を優先する。)

標目形 トウジン△(魚類)
代表分類記号 RA554 (円口類・魚類)
(RA554 の項目名は「円口類・魚類」だが、付加する語は「円口類」または「魚類」とする。)

注：同音異義語の典拠が現段階で存在しなくても、常識的に考えて区別の必要があると判断できれば、あらかじめ付加する。

【詳細規定】

- ・ 「○○」が「○○科」の総称である場合、資料のタイトルに「○○科」とあっても、標目形は「○○」とする。

例

トビウオ （トビウオ科の総称）

○ トビウオ

× トビウオ科

鵜 （ペリカン目ウ科の総称）

○ 鵜

× 鵜科

- ・ 「○○」が「○○科」の総称ではない場合、資料が「○○科」全体を扱っていれば、標目形は「○○科」とする。

例

セリ （セリはセリ科の総称ではない）

→セリ科全体の資料には「セリ科」を付与

→セリのための資料には「セリ」を付与

主題別作業指針 4 類 自然科学・医学・薬学

闘病記・看病記

当作業指針の主題別 5 類「[闘病記・看病記](#)」を参照。

主題別作業指針 5 類 技術・工学・家政学・生活科学

土木構造物・建築物

- ・ 個々の空港・鉄道・駅・城・灯台・塔・ビル・工場・発電所・住宅（個人の住宅を除く）・港・ダム・道路・広場・橋梁・堤防・水道・水路・運河・トンネル等を主題とする資料には、その土木構造物名・建築物名を団体名件名として付与する。

- ・ 根拠とする参考図書

『世界大百科事典』

『広辞苑』

『コンサイス日本地名事典』

『コンサイス外国地名事典』

『角川日本地名大辞典』

- ・ 以上の参考図書を優先するが、その他の参考図書類からも採用する。参考図書類から根拠が得られない場合には、目録対象資料を根拠としてもよい。
- ・ 架空の土木構造物・建築物、計画段階で実現していない土木構造物・建築物の場合、団体名件名は新設せず、それを表す普通件名を付与する。

例

タイトル 幻の武州鉄道

件名標目 地方鉄道△--△東京都△--△歴史

- ・ 個々の土木構造物・建築物について述べられている資料であっても、その主題に対してよりふさわしい件名を付与する場合がある。

例

タイトル エジプトアラブ共和国カイロ都市高速道路優先整備区間 F/S△:△最終報告書△:△要約編

件名標目 技術援助△(日本)△--△エジプト

- ・ 建築物の移築に関する資料で、普通件名を付与する際は、移築前の所在地で地理区分する。(移築されても、その建築物の性質は、従来建てられていた場所によって決定されると考えられるため。)

例

ネパールから日本へ移築した民家

○ 件名標目 民家△--△ネパール

× 件名標目 民家△--△日本

【著者名典拠との使い分け】

- ・ 土木構造物・建築物の標目形と経営主体である組織の標目形が同一となる場合、同一典拠を使用する。標目形が異なる場合は別典拠とする。

例：標目形が同一の場合

団体名件名 帝国ホテル

注記(履歴) 株式会社

注記(スコープノート) 建造物にも使用.

(経営主体の正式名称は株式会社帝国ホテルのため、標目形は「帝国ホテル」となる。)

例：標目形が異なる場合

団体名件名 1 京都タワー

注記 建造物.

注記(スコープノート) 経営主体には京都タワー株式会社△(典拠 ID:△00290203)△を使用.

「建造物」の注記は、件名として使用する典拠を作成する際に経営主体が別典拠となることが判明した場合は記録する。「京都タワー株式会社」の典拠ができた場合は、二つ目の注記を追加する。この場合、一つ目の注記は削除しなくてよい。

団体名件名 2 京都タワー株式会社

注記(スコープノート) 建造物には京都タワー△(典拠 ID:△00954043)△を使用.

いずれかの典拠しか存在しない場合、注記は不要である。

主題別作業指針 5 類 技術・工学・家政学・生活科学

鉄道

当作業指針の主題別 6 類「[鉄道](#)」を参照。

主題別作業指針 5類 技術・工学・家政学・生活科学

各地の料理

- ・ 各地の料理を扱った資料には、原則として「〇〇料理」の形で普通件名を付与する。

【新設基準】

- ・ 「地名＋料理」という形の件名標目(例:フランス料理)については、該当する地名が既にNDLSHに存在していれば「〇〇料理」という形で参考図書類から根拠が得られなくても新設可能とする。
- ・ ただし、原則として国レベル以上の地名に限定する。国レベル未満の地名(州、省、都市名等)による料理名の件名標目(例:テキサス料理)は実績多数等特段の事情が存在する場合のみ可能とする。

主題別作業指針 5類 技術・工学・家政学・生活科学

闘病記・看病記

- ・ 闘病記・看病記には、以下のように件名標目を付与する。
- ・ 病名を表す件名標目に、件名標目「闘病・看病」を併せて付与する。

例

件名標目 1 リウマチ

件名標目 2 闘病・看病

- ・ 病名の実績が目安として5件に満たない場合、あるいは参考図書類で根拠がとれず病名を新設できない場合は、体の部位を表わす件名に主題細目「疾患」を結合した件名標目に、「闘病・看病」を併せて付与する。

例

件名標目 1 胸部△--△疾患

件名標目 2 闘病・看病

- ・ その闘病記・看病記から容易に病名が判明しない場合は、件名標目「闘病・看病」のみを付与する。
- ・ また、必要に応じて、「交通事故」等、他の件名標目を追加することも可能である。
- ・ 文学者の闘病記・看病記は、文学作品として扱い、件名標目は付与しない。
- ・ 自伝の一部としての闘病記・看病記は、従来どおり個人伝記として扱い、個人名件名のみを付与する。

主題別作業指針 6 類 産業

博覧会

- ・ 博覧会一般と万国博覧会一般には、それぞれ普通件名「博覧会」「万国博覧会」を付与する。
- ・ 個々の博覧会には、以下の基準に従って団体名件名を付与する。

【万国博覧会とは】

BIE(博覧会国際事務局)※1 の承認のもと、国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会。登録博覧会と認定博覧会の 2 種類がある。

	登録博覧会 (旧一般博)	認定博覧会 (旧特別博)
開催期間	6 週間以上 6 ヶ月以内	3 週間以上 3 ヶ月以内
特徴	二つの登録博覧会には少なくとも 5 年以上の間隔を置く。	会場規模は 25 ヘクタール以内で、一つの参加国に割り当てられる面積は 1,000 平米以内。 認定博覧会は、二つの登録博覧会の間に一回だけ開催できる。 国際園芸博覧会※2
開催実績(例)	愛・地球博(2005 年・日本) 上海博(2010 年・中国)	サラゴサ博(2008 年・スペイン) 麗水(ヨス)博(2012 年・韓国) 国際花と緑の博覧会(1990 年・日本)※2

※1 BIE(博覧会国際事務局)とは

1928 年、国際博覧会条約の成立を機に発足。万博が国際博覧会条約に則り開催されるよう監督するために設立された国際機関。パリに本部を構え、2017 年 9 月現在、170 カ国が加盟。

※2 国際園芸家協会が認定した国際園芸博覧会のうち、BIE が認定したものが認定博覧会として扱われる。

(経済産業省 HP 等より)

【新設基準】

- ・ 個々の万国博覧会には、「万国博覧会」に開催年と開催地を付加して、団体名件名として新設する。ただし国際園芸博覧会は、BIE の認定の有無にかかわらず、万国博覧会として扱わない。

- 万国博覧会以外の個々の博覧会は、参考図書類の項目に存在する場合には団体名件名として新設し、存在しない場合は普通件名「博覧会」に地名細目を結合して付与する。

【件名標目の形式】

- 個々の万国博覧会の件名標目には、開催年、開催地の順にスペースでつないで付加する。博覧会の通称は「を見よ」参照に記録する。

例

万国博覧会△(1851△ロンドン)

標目形 万国博覧会△(2005△愛知)

「を見よ」参照 愛地球博

- 万国博覧会以外の個々の博覧会は、参考図書類に記載のある形式を採用する。その際、必要があれば開催年・開催地を注記に記入する。また、参考図書類に記載のある国際園芸博覧会は、開催年、開催地とともに「を見よ」参照に記録する。

例

標目形 沖縄国際海洋博覧会

注記 開催年:△1975

標目形 国際花と緑の博覧会

「を見よ」参照 国際園芸博覧会△(1990△大阪)

	万国博覧会 (認定博覧会・登録博覧会)	万国博覧会以外の博覧会	
		参考図書類に記載あり	参考図書類に記載なし
件名標目の形式	万国博覧会△(2005△愛知) 万国博覧会△(2008△サラゴサ)	沖縄国際海洋博覧会 国際花と緑の博覧会	博覧会△--△タイ

主題別作業指針 6 類 産業

園芸植物・畜産動物・ペット

当作業指針の主題別 4 類「[動植物](#)」を参照。

主題別作業指針 6 類 産業

鉄道

- ・ 鉄道または地方鉄道を主題とする資料には、普通件名「鉄道」あるいは「地方鉄道」を地理区分して付与する。

例

タイトル ドラマチック鉄道史
件名標目 鉄道△--△日本△--△歴史

タイトル 大手民鉄の素顔
件名標目 地方鉄道△--△日本

- ・ 個々の鉄道会社を主題とする資料には、当該鉄道会社の団体名件名を付与する。

例

タイトル JR はなぜ変わったか
件名標目 東日本旅客鉄道株式会社

タイトル 京王電鉄ものがたり
件名標目 京王電鉄株式会社

- ・ 個々の路線を主題とする資料には、当該路線名を団体名件名として付与する。

例

タイトル 東海道新幹線 50 年
件名標目 東海道新幹線

タイトル 湘南を走った小さな汽車
件名標目 湘南軽便鉄道

- ・ 個々の路線とそれを運営する鉄道会社の両方を扱っている資料で、当該鉄道会社の運営する範囲と路線がほぼ一致する場合、鉄道会社の団体名件名のみを付与する。

例

タイトル 経営再建嵐の百日△:△しなの鉄道のマーケティング
 件名標目 しなの鉄道株式会社

- ・ 4つ以上の路線を主題とする資料は、個々の鉄道会社の場合は当該鉄道会社の団体名件名を付与する。ただし、国鉄各線の場合は普通件名「鉄道」を地理区分して付与する。

例

タイトル 東急電鉄各駅停車
 (東横線、田園都市線、大井町線、多摩川線など、東急各線を扱っている)
 件名標目 東急電鉄株式会社

タイトル 国鉄電車編成表
 件名標目 鉄道△--△日本

- ・ 複数の鉄道会社の場合は普通件名「鉄道」あるいは「地方鉄道」を地理区分して付与する。

例

タイトル いま乗っておきたいローカル線!△:△厳選 56 路線
 件名標目 地方鉄道△--△日本

- ・ 新幹線は、普通件名「新幹線」あるいは団体名件名「〇〇新幹線」を付与する。

例

タイトル 新幹線のすべて△:△現役全 9 形式パーフェクトガイド
 件名標目 新幹線

タイトル 東海道新幹線クイズ 100
 件名標目 東海道新幹線

主題別作業指針 6 類 産業

放送番組

- ・ 個々の放送番組(テレビドラマ・ラジオ番組等)を主題とする資料には、参考図書類で根拠が得られれば、当該放送番組名を統一タイトル件名として付与する。
- ・ 使用する参考図書類およびその優先順位は、以下のとおりとする。
 - ① 『世界大百科事典』
 - ② 『広辞苑』
 - ③ 『現代用語の基礎知識』
 - ④ その他の参考図書類
- ・ 統一タイトル件名として採用する場合、タイトルの後に「(放送番組)」を付加する。テレビドラマは、タイトルの後に「(テレビドラマ)」を付加する。

例

おかあさんといっしょ△(放送番組)

冬のソナタ△(テレビドラマ)

- ・ 統一タイトル件名として採用できない場合は、普通件名を付与する。

例

子供番組

- ・ シリーズとしての放送番組には、全体を包括する名称があれば、その名称を統一タイトル件名とする。

主題別作業指針 7 類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

芸術

- ・ 芸術分野における地名の扱いは、以下のとおりとする。

(1) 丸がっこで囲んで地名を付加

様式を表す

例

絵画△(日本) (伝統的な日本様式の絵画)

(2) 地理区分

地域を表す

例

絵画△--△日本 (日本における絵画一般。日本様式の外、油絵等の洋画も含む。)

- ・ 各様式を表す件名標目は、以下の〈対象となる件名標目〉に以下のように丸がっこで囲んで様式を付加する。

日本様式…… * * △(日本) 例:美術△(日本)

東洋様式…… * * △(東洋) 例:美術△(東洋)

イスラム様式… * * △(イスラム) 例:美術△(イスラム)

西洋様式…… * * △(西洋) 例:美術△(西洋)

〈対象となる件名標目〉

演劇、音楽、絵画、雅楽、芸術、建築、彫刻、庭園、陶磁器、美術、舞踊

※雅楽には「(日本)」のみ付記可能

【日本様式】

- ・ 日本様式に限定して使用する。
- ・ 日本国内の地域名で地理区分を行う。「(日本)」での地理区分は不可。

- ・ 以下のようにスコープノートに記録する。

注記(スコープノート)1	伝統的な日本様式の * * について使用.
注記(スコープノート)2	日本における,△様式を問わない * * 一般については「 * * △--△日本」を使用.
注記(スコープノート)3	日本国内の地方名,△都市名による区分△(例:△ * * △(日本)△--△京都市)

例

- 絵画△(日本) (日本画一般)
- 絵画△(日本)△--△石川県 (石川県の日本画)
- 絵画△--△石川県 (石川県における絵画一般(油絵等日本様式以外を含む))

【東洋様式】

- ・ 東洋様式に限定して使用する。
- ・ 地理区分不可(各地の東洋様式の芸術には、様式を付加しない件名標目を地理区分して使用する。)
- ・ 以下のようにスコープノートに記録する。

注記(スコープノート)1	伝統的な東洋様式の * * 一般について使用.
注記(スコープノート)2	アジアにおける,△様式を問わない * * 一般については「 * * △--△アジア」を使用.
注記(スコープノート)3	アジアの特定地域における伝統的な様式の * * については「 * * △--△(地名細目)△」を使用△(例:△中国の伝統的な様式の * * には「 * * △--△中国」を使用,△なお「 * * △--△中国」は様式を問わない中国の * * 一般にも使用)

例

- 舞踊△(東洋) (伝統的な東洋様式の舞踊一般)
- 舞踊△--△アジア (アジアにおける舞踊一般(バレエ等東洋様式以外を含む))
- 舞踊△--△中国 (中国における伝統的な様式の舞踊)
- 舞踊△--△中国 (中国における舞踊一般(バレエ等中国様式以外を含む))

【イスラム様式】

- ・ イスラム様式に限定して使用する。地理区分不可(各地のイスラム様式の芸術には、様式を付加しない件名標目を地理区分して使用する。)
- ・ 以下のようにスコープノートに記録する。

- 注記(スコープノート)1 伝統的なイスラム様式の**について使用。
- 注記(スコープノート)2 イスラム圏における△様式を問わない**一般については「**△--△イスラム圏」を使用。
- 注記(スコープノート)3 特定地域におけるイスラム様式の**については「**△--△(地名細目)△」を使用△(例:△中近東におけるイスラム様式の**には「**△--△中近東」を使用。△なお「**△--△中近東」は様式を問わない中近東の**一般にも使用)

例

- 美術△(イスラム) (イスラム美術一般)
- 美術△--△イスラム圏 (イスラム圏における美術一般(イスラム様式以外を含む))
- 美術△--△中近東 (中近東におけるイスラム様式の美術)
- 美術△--△中近東 (中近東における美術一般(イスラム様式以外を含む))
- 建築△(イスラム) (イスラム建築一般)
- 建築△--△スペイン (スペインにおけるイスラム建築)

【西洋様式】

- ・ 西洋様式に限定して使用する。
- ・ 地理区分不可(各地の西洋様式の芸術には、様式を付加しない件名標目を地理区分して使用する。)
- ・ 以下のようにスコープノートに記録する。

- 注記(スコープノート)1 伝統的な西洋様式の**一般について使用。
- 注記(スコープノート)2 欧米における△様式を問わない**一般については「**△--△ヨーロッパ」等を使用。
- 注記(スコープノート)3 欧米の特定地域における伝統的な様式の**については「**△--△(地名細目)△」を使用△(例:△フランスの伝統的な様式の**に

は「* * △--△フランス」を使用.△なお「* * △--△フランス」は様式を問わないフランスの* * 一般にも使用)

例

建築△(西洋) (西洋様式の建築一般)

建築△--△ヨーロッパ (ヨーロッパにおける建築一般)

建築△--△フランス (フランスにおける伝統的な様式の建築)

建築△--△フランス (フランスにおける建築一般(伝統的な様式以外を含む))

陶磁器△--△日本 (日本における西洋様式の陶磁器)

【「建築△(西洋)」「近代建築」「洋館」の使い分け】

- ・ 伝統的な西洋様式の建築には、「建築△(西洋)」を使用する。
- ・ 19世紀末以降の近代建築には、「近代建築」を使用する。近代建築とは、以下の基本的性格を持つ建築とする。
 - (ア) 過去の様式の模倣から離脱した抽象的造形の追及
 - (イ) 工業技術や工業製品(鉄、ガラス、コンクリート)を使用した構造の採用
 - (ウ) 工業化された社会に適合した機能的建築の推進
- ・ 「建築△(西洋)」「近代建築」は地域を特定しない場合に使用する。地域が特定できる場合には「建築△--△(地名細目)」を使用する。
- ・ 明治から昭和前期に建てられた日本の西洋建築には、「洋館」を使用する。

【芸術分野の件名標目付与方法一覧】

※「△--△[地名細目]」は該当する地名による地理区分を表す(例:美術△(日本)△--△東京都江戸川区)

種類	様式	地理的範囲			
		特定せず	日本(国レベル)	日本(地方レベル)	その他
演劇	特定せず	演劇	演劇△--△日本	演劇△--△[地名細目]	演劇△--△[地名細目]
	日本様式	演劇△(日本)	演劇△(日本)	演劇△(日本)△--△ [地名細目]	演劇△--△[地名細目]
	東洋様式	演劇△(東洋)	演劇△--△日本	演劇△--△[地名細目]	演劇△--△[地名細目]
	イスラム様式	演劇△(イスラム)	演劇△--△日本	演劇△--△[地名細目]	演劇△--△[地名細目]
	西洋様式	演劇△(西洋)	演劇△--△日本	演劇△--△[地名細目]	演劇△--△[地名細目]
音楽	特定せず	音楽	音楽△--△日本	音楽△--△[地名細目]	音楽△--△[地名細目]
	日本様式	音楽△(日本)	音楽△(日本)	音楽△(日本)△--△ [地名細目]	音楽△--△[地名細目]
	東洋様式	音楽△(東洋)	音楽△--△日本	音楽△--△[地名細目]	音楽△--△[地名細目]
	イスラム様式	音楽△(イスラム)	音楽△--△日本	音楽△--△[地名細目]	音楽△--△[地名細目]
	西洋様式	音楽△(西洋)	音楽△--△日本	音楽△--△[地名細目]	音楽△--△[地名細目]
絵画	特定せず	絵画	絵画△--△日本	絵画△--△[地名細目]	絵画△--△[地名細目]
	日本様式	絵画△(日本)	絵画△(日本)	絵画△(日本)△--△ [地名細目]	絵画△--△[地名細目]
	東洋様式	絵画△(東洋)	絵画△--△日本	絵画△--△[地名細目]	絵画△--△[地名細目]
	イスラム様式	絵画△(イスラム)	絵画△--△日本	絵画△--△[地名細目]	絵画△--△[地名細目]
	西洋様式	絵画△(西洋)	絵画△--△日本	絵画△--△[地名細目]	絵画△--△[地名細目]
芸術	特定せず	芸術	芸術△--△日本	芸術△--△[地名細目]	芸術△--△[地名細目]
	日本様式	芸術△(日本)	芸術△(日本)	芸術△(日本)△--△ [地名細目]	芸術△--△[地名細目]
	東洋様式	芸術△(東洋)	芸術△--△日本	芸術△--△[地名細目]	芸術△--△[地名細目]
	イスラム様式	芸術△(イスラム)	芸術△--△日本	芸術△--△[地名細目]	芸術△--△[地名細目]
	西洋様式	芸術△(西洋)	芸術△--△日本	芸術△--△[地名細目]	芸術△--△[地名細目]

種類	様式	地理的範囲			
		特定せず	日本(国レベル)	日本(地方レベル)	その他
建築	特定せず	建築	建築△--△日本	建築△--△[地名細目]	建築△--△[地名細目]
	日本様式	建築△(日本)	建築△(日本)	建築△(日本)△--△ [地名細目]	建築△--△[地名細目]
	東洋様式	建築△(東洋)	建築△--△日本	建築△--△[地名細目]	建築△--△[地名細目]
	イスラム様式	建築△(イスラム)	建築△--△日本	建築△--△[地名細目]	建築△--△[地名細目]
	西洋様式	建築△(西洋)	建築△--△日本	建築△--△[地名細目]	建築△--△[地名細目]
			洋館 (明治から昭和前期に建てられたものに限定して使用)	洋館△--△[地名細目] (明治から昭和前期に建てられたものに限定して使用)	
近代建築	近代建築	建築△--△日本	建築△--△[地名細目]	建築△--△[地名細目]	
彫刻	特定せず	彫刻	彫刻△--△日本	彫刻△--△[地名細目]	彫刻△--△[地名細目]
	日本様式	彫刻△(日本)	彫刻△(日本)	彫刻△(日本)△--△ [地名細目]	彫刻△--△[地名細目]
	東洋様式	彫刻△(東洋)	彫刻△--△日本	彫刻△--△[地名細目]	彫刻△--△[地名細目]
	イスラム様式	彫刻△(イスラム)	彫刻△--△日本	彫刻△--△[地名細目]	彫刻△--△[地名細目]
	西洋様式	彫刻△(西洋)	彫刻△--△日本	彫刻△--△[地名細目]	彫刻△--△[地名細目]
庭園	特定せず	庭園	庭園△--△日本	庭園△--△[地名細目]	庭園△--△[地名細目]
	日本様式	庭園△(日本)	庭園△(日本)	庭園△(日本)△--△ [地名細目]	庭園△--△[地名細目]
	東洋様式	庭園△(東洋)	庭園△--△日本	庭園△--△[地名細目]	庭園△--△[地名細目]
	イスラム様式	庭園△(イスラム)	庭園△--△日本	庭園△--△[地名細目]	庭園△--△[地名細目]
	西洋様式	庭園△(西洋)	庭園△--△日本	庭園△--△[地名細目]	庭園△--△[地名細目]

種類	様式	地理的範囲			
		特定せず	日本(国レベル)	日本(地方レベル)	その他
陶磁器	特定せず	陶磁器	陶磁器△--△日本	陶磁器△--△ [地名細目]	陶磁器△--△ [地名細目]
	日本様式	陶磁器△(日本)	陶磁器△(日本)	陶磁器△(日本)△--△ [地名細目]	陶磁器△--△ [地名細目]
	東洋様式	陶磁器△(東洋)	陶磁器△--△日本	陶磁器△--△ [地名細目]	陶磁器△--△ [地名細目]
	イスラム様式	陶磁器△ (イスラム)	陶磁器△--△日本	陶磁器△--△ [地名細目]	陶磁器△--△ [地名細目]
	西洋様式	陶磁器△(西洋)	陶磁器△--△日本	陶磁器△--△ [地名細目]	陶磁器△--△ [地名細目]
美術	特定せず	美術	美術△--△日本	美術△--△[地名細目]	美術△--△[地名細目]
	日本様式	美術△(日本)	美術△(日本)	美術△(日本)△--△ [地名細目]	美術△--△[地名細目]
	東洋様式	美術△(東洋)	美術△--△日本	美術△--△[地名細目]	美術△--△[地名細目]
	イスラム様式	美術△(イスラム)	美術△--△日本	美術△--△[地名細目]	美術△--△[地名細目]
	西洋様式	美術△(西洋)	美術△--△日本	美術△--△[地名細目]	美術△--△[地名細目]
舞踊	特定せず	舞踊	舞踊△--△日本	舞踊△--△[地名細目]	舞踊△--△[地名細目]
	日本様式	舞踊△(日本)	舞踊△(日本)	舞踊△(日本)△--△ [地名細目]	舞踊△--△[地名細目]
	東洋様式	舞踊△(東洋)	舞踊△--△日本	舞踊△--△[地名細目]	舞踊△--△[地名細目]
	イスラム様式	舞踊△(イスラム)	舞踊△--△日本	舞踊△--△[地名細目]	舞踊△--△[地名細目]
	西洋様式	舞踊△(西洋)	舞踊△--△日本	舞踊△--△[地名細目]	舞踊△--△[地名細目]

【詳細規定】

- 各様式を表す件名標目のうち、「○○<対象となる件名標目>」のいずれかの形で参考図書類による根拠が取れる場合、その他の件名標目も新設可とする。

○○に該当するもの：

エスキモー、メソポタミア、クレタ(ミノス)、カシミール、ペルシャ、クメール、エトルリア

<対象となる件名標目>

演劇、音楽、絵画、芸術、建築、彫刻、庭園、陶磁器、美術、舞踊

例

エトルリア芸術

「エトルリア芸術」の形では根拠が取れないが、世界大百科事典に「エトルリア美術」の項目があるので新設可。

- ・ 「〇〇＜対象となる件名標目＞」の形で、いずれも参考図書類による根拠が取れない場合は、件名標目を新設しない。

例

インディアン美術

「インディアン＜対象となる件名＞」の形ではいずれも根拠が取れず。

「美術△--△(地名細目)」 「インディアン(または個々の部族名)」を付与する。

主題別作業指針 7 類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

図録

- ・ 芸術系の図録には、形式細目「図集」を付与する。

例

タイトル	ヨーロッパ美術への招待
件名標目	美術△(西洋)△--△歴史△--△19世紀△--△図集

- ・ 形式細目「図集」は芸術作品の種類・様式を表す件名に結合する。芸術上の主義・運動、芸術家のグループを表す件名(「○○主義」「○○ズム」「○○派」「○○運動」等の形式のもの)には結合しない。

例

○	ポップアート△--△図集
○	ロマネスク△--△図集
×	キュビズム△--△図集
×	ラファエル前派△--△図集

- ・ 芸術上の題材に対しては、形式細目「図集」は付与しない。

例

タイトル	日本の図像櫻
件名標目 1	美術△(日本)△--△図集
○ 件名標目 2	桜△--△美術上
×	件名標目 2 桜△--△美術上△--△図集

- ・ 絵画の図録には、形式細目「画集」を付与する。

例

タイトル	イラストレーターズショウ
件名標目	イラストレーション△--△日本△--△画集

主題別作業指針 7 類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

美術作品

- ・ 個々の美術作品を主題とする資料には、参考図書類で根拠が得られれば、当該作品名を統一タイトル件名として付与する。
- ・ 著作に対する典拠形アクセス・ポイントとしても使用する場合、件名標目の形式は「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの形式基準(2021年1月)」の「3. 著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準」に従う。著作に対する典拠形アクセス・ポイントとして使用しない場合、件名標目の形式は以下の規定に従う。
- ・ 使用する参考図書類およびその優先順位は、以下のとおりとする。
 - ① 『世界大百科事典』
 - ② 『広辞苑』
 - ③ 『新潮世界美術辞典』
 - ④ その他の参考図書類
- ・ 統一タイトル件名として採用できる場合、作品の成立に責任のある人名が明らかであれば、統一タイトル件名と併せて個人名件名を付与する。
- ・ 統一タイトル件名として採用できない場合は、個人名件名を付与する。

主題別作業指針 7類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

漫画作品

- ・ 個々の漫画作品を主題とする資料には、原則として当該漫画作品名を統一タイトル件名として付与する。
- ・ 統一タイトル件名として採用する場合、タイトルの後に「(漫画)」を付加する。

例

ドラゴンボール△(漫画)

- ・ 個人名・団体名件名は併せて付与しない。
- ・ 作家論には個人名・団体名件名のみを付与し、普通件名は付与しない。
- ・ シリーズとしての漫画作品に対しては、全体を包括する名称があれば、その名称を統一タイトル件名として採用する。

例

ムーミン△(漫画)

センゴク△(漫画)

主題別作業指針 7類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

写真集

- ・ 個々の主題における写真集には、形式細目「写真集」を用いて、「被写体名△--△写真集」の形で付与する。「○○写真△--△写真集」とはしない。

例

タイトル	電子顕微鏡でみるいのちの風景
件名標目 1	生物△--△写真集
件名標目 2	顕微鏡写真（「顕微鏡写真△—△写真集」とはしない。）

- ・ 観賞用の写真集には件名標目を付与しない。

主題別作業指針 7 類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

音楽作品

- ・ 個々の音楽作品を主題とする資料には、参考図書類で根拠が得られれば当該作品名を統一タイトル件名として付与する。

【件名標目の根拠】

- ・ 使用する参考図書類およびその優先順位は、以下のとおりとする。

(1) 日本の古典音楽

- ① 『国書総目録』（読み方がわからない場合は『国書読み方辞典』も参照）
または
[『国書データベース』](#)
- ② 『世界大百科事典』
- ③ 『広辞苑』
- ④ 『邦楽曲名事典』
- ⑤ 『邦楽百科辞典』
- ⑥ 『標準音楽辞典』
- ⑦ その他の参考図書類

(2) 中国の古典音楽

- ① 『中国学芸大事典』
- ② 『世界大百科事典』
- ③ 『広辞苑』
- ④ 『標準音楽辞典』
- ⑤ その他の参考図書類

(3) 西洋音楽・オペラ

- ① 『世界大百科事典』
- ② 『広辞苑』
- ③ 『クラシック音楽作品名辞典』
- ④ 『標準音楽辞典』
- ⑤ 『新編音楽中辞典』
- ⑥ その他の参考図書類

(4) その他の地域の音楽

- ① 『世界大百科事典』
- ② 『広辞苑』
- ③ その他の参考図書類

(5) その他流行歌・民謡・童謡・唱歌等

- ① 『世界大百科事典』
- ② 『広辞苑』
- ③ 『日本民謡大事典』
- ④ 『昭和流行歌総覧』
- ⑤ その他の参考図書類

- ・ 統一タイトル件名として採用できる場合、参考図書類によって作品の成立に責任のある人名が明らかであれば、後述の【統一タイトル件名に併せて付与する個人名件名】の表に従って、統一タイトル件名と併せて個人名件名を付与する。

【件名標目の形式】

- ・ 作品に通称があれば、通称を標目形とする。
特にクラシック音楽の通称は、『クラシック音楽作品名辞典』で調べる。

通称を標目形とする場合、正式名称は参照形とする。

例

標目形	アイネ・クライネ・ナハトムジーク
「を見よ」参照	セレナード第 13 番ト長調
「を見よ」参照	Serenata△Nr.13△‘Eine△kleine△Nachtmusik’ △(4 楽章)△K.525
根拠	クラシック音楽作品名辞典△第 3 版
標目形	6 つの無伴奏チェロ組曲
「を見よ」参照	6△Suiten△fur△Violoncello△allein
「を見よ」参照	BWV.1007-1012
根拠	クラシック音楽作品名辞典△第 3 版

標目形 第九交響曲 (世界大百科事典の形を優先)
 「を見よ」参照 交響曲第9番二短調「合唱付き」 (標準音楽辞典から正式名称を記録)
 「を見よ」参照 Symphonie△Nr.9△'Choral'△(4楽章)△op.125
 根拠 世界大百科事典△2009年改訂新版

- ・ 複数の作曲家が同名の曲を書いている場合には、一曲目から作曲家名(原則として姓)を付加する。

例
 バッハ作曲によるマタイ受難曲
 →クラシック音楽作品名辞典の作品名日本語索引より、複数作家による同名曲あり
 標目形 マタイ受難曲△(Bach)

- ・ 同一作曲家による同一曲名が複数存在する等の場合は、作品名等を付加する。

例
 モーツァルト作曲による「6つのメヌエット」
 標目形 6つのメヌエット△(K.105)

- ・ 流行歌・民謡・童謡・唱歌等については、ジャンル・形式を付加する。

例
 いい日旅立ち△(流行歌)

【統一タイトル件名に併せて付与する個人名件名】

- ・ 統一タイトル件名として採用する場合、参考図書類によって作品の成立に責任のある人名が明らかならば、以下の表に従って、統一タイトル件名と個人名件名を併せて付与する。

	統一タイトル件名に併せて付与する個人名件名
日本の古典音楽	作曲者
中国の古典音楽	作曲者
西洋音楽・オペラ	作曲者(ただし、編曲者が主と判断される場合は編曲者)
その他の地域の古典音楽	作曲者
流行歌・民謡・童謡・唱歌等	付与しない(ただし、資料の主題に応じて、作詞者、作曲者、歌手等の個人名件名を併せて付与してもよい)

主題別作業指針 7 類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

演劇・舞台芸術

- ・ 個々の演劇・舞台芸術を主題とする資料には、参考図書類で根拠が得られれば、当該作品名を統一タイトル件名として付与する。

- ・ 使用する参考図書類およびその優先順位は、以下のとおりとする。

(1) 日本の伝統的な舞台芸術

- ① 『国書総目録』（読み方がわからない場合は『国書読み方辞典』も参照）
または
『[国書データベース](#)』
- ② 『世界大百科事典』
- ③ 『広辞苑』
- ④ その他の参考図書類

なお、歌舞伎と人形浄瑠璃は、文学作品と演劇・舞台芸術名で同じ件名標目を使用する。

(2) 中国の演劇・舞台芸術

- ① 『中国学芸大事典』
- ② 『世界大百科事典』
- ③ 『広辞苑』
- ④ その他の参考図書類

(3) その他の演劇等

- ① 『世界大百科事典』
- ② 『広辞苑』
- ③ 『イギリス・アメリカ演劇事典』
- ④ 『バレエ音楽百科』
- ⑤ その他の参考図書類

- ・ 統一タイトル件名として採用する場合、原則としてジャンル・形式を付加する。

例

くるみ割り人形△(バレエ)

- ・ 統一タイトル件名として採用できない場合は、普通件名を付与する。

例

演劇△--△日本

- ・ 個人名・団体名件名は併せて付与しない。

主題別作業指針 7 類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

映画作品

- ・ 個々の映画作品を主題とする資料には、参考図書類で根拠が得られれば、当該映画作品を統一タイトル件名として付与する。
- ・ 使用する参考図書類およびその優先順位は、以下のとおりとする。
 - ① 『世界大百科事典』
 - ② 『広辞苑』
 - ③ 『映画大全集』
 - ④ その他の参考図書類
- ・ 統一タイトル件名として採用する場合、タイトルの後に「(映画)」を付加する。

例

ローマの休日△(映画)

- ・ 個人名・団体名件名は併せて付与しない。
- ・ 作家論には個人名・団体名件名のみを付与し、普通件名は付与しない。
- ・ 統一タイトル件名として採用できない場合は、普通件名を付与する。

例

映画△--△日本

- ・ シリーズとしての映画作品に対しては、全体を包括する名称があれば、その名称を統一タイトル件名として採用する。

例

スター・ウォーズ△(映画)

- ・ アニメーション映画は、当作業指針の主題別 7 類「[アニメーション](#)」を参照。

主題別作業指針 7類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

アニメーション

- ・ 個々のアニメーション作品を主題とする資料には、参考図書類で根拠が得られれば、当該アニメーション作品を統一タイトル件名として付与する。
- ・ 使用する参考図書類およびその優先順位は、以下のとおりとする。
 - ① 『世界大百科事典』
 - ② 『広辞苑』
 - ③ 『アニメ作品事典』
 - ④ その他の参考図書類
- ・ 統一タイトル件名として採用する場合、タイトルの後に「(アニメーション)」を付加する。アニメーション映画にも「(アニメーション)」を付加する。

例

ニャッキ△(アニメーション)

となりのトトロ△(アニメーション)

- ・ 個人名・団体名件名は併せて付与しない。
- ・ 作家論には個人名・団体名件名のみを付与し、普通件名は付与しない。
- ・ 統一タイトル件名として採用できない場合は、普通件名を付与する。

例

アニメーション△--△日本

- ・ シリーズとしてのアニメーション作品に対しては、全体を包括する名称があれば、その名称を統一タイトル件名として採用する。

例

ドラえもん△(アニメーション)

主題別作業指針 7 類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

テレビドラマ

当作業指針の主題別 6 類「[放送番組](#)」を参照。

主題別作業指針 7類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

スポーツ大会

- ・ スポーツ大会一般には普通件名を付与し、個々のスポーツ大会には、団体名件名を付与する。

【新設基準】

- ・ 参考図書類の項目に存在するスポーツ大会名は普通件名として採用し、存在しない場合はスポーツ名を付与する。
- ・ 普通件名として採用する場合、その大会一般を表す件名標目（「オリンピック競技」等）をまず新設する。その上で、当該資料が個々の大会（長野オリンピック等）のみを扱っていたら、個々の大会名を団体名件名として新設する。

【件名標目の形式】

- ・ 大会一般を表す件名標目には、個々の大会についてのスコープノートを記録する。

例

普通件名	パラリンピック
注記(スコープノート)	個々の大会については団体名件名を使用△(例:△パラリンピック△(1964))

- ・ 複数の競技に同じ名称の大会が存在する場合は、競技名を丸がっこで囲んで付加する。

例

普通件名	ワールドカップ△(サッカー)
------	----------------

注: 同じ名称の大会名の典拠が現段階で存在しなくても、常識的に考えて区別の必要があると判断できれば、あらかじめ付加する。「ワールドカップ」の名称は、バレーボール等でも使用している。

- ・ 個々の大会の標目形には、開催年を丸がっこで囲んで付加する。

例

団体名件名	ワールドカップ△(サッカー)△(2002)
-------	-----------------------

- ・ 一国内の大会で、同一年に複数回同じ大会が開催された場合は、開催年のみ丸がっこで囲んで付加する。

例

団体名件名 国民体育大会△(1989)

- ・ 国際的な大会で、同一年に複数回同じ大会が開催された場合は、開催年の後に時季をスペースでつないで記録する。

例

団体名件名 オリンピック競技△(1984△冬季)

【NDLSH 収録基準】

- ・ その大会一般を表す件名標目は、NDLSH に収録する。
- ・ 個々の大会を表す件名標目は団体名件名であるため、NDLSH に収録しない。

例

普通件名 ワールドカップ△(サッカー) (NDLSH に収録)

団体名件名 ワールドカップ△(サッカー)△(2002)
(NDLSH に収録しない)

【注記】

- ・ 開催国(開催地)を場所に関する注記として記録する。

例

場所に関する注記 開催地:△ミュンヘン

- ・ 開催国(開催地)が複数にまたがる場合は、「, △」(コンマ、スペース)でつないで追い込みで記録する。

例

場所に関する注記 開催地:△青森県,△山形県,△埼玉県

【「を見よ」参照】

- ・ 回次や開催地が判明した場合は、回次、開催年、開催地の順にスペースでつないで「を見よ」参照として記録する。

例

標目形 国民体育大会△(1989)

「を見よ」参照 国民体育大会△(第 44 回△1989△北海道)

- ・ 国際的な大会で、時季ごとに回次をカウントしているものに関しては、回次の前に時季を記載する。

例

標目形 パラリンピック△(2016)

「を見よ」参照 パラリンピック△(夏季第 15 回△2016△リオデジャネイロ)

※ 夏季パラリンピックの第 15 回であって、パラリンピックの通算第 15 回目ではない。

主題別作業指針 7類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

ゲーム

- ・ 個々のゲームは統一タイトル件名としては採用しない。
- ・ 普通件名を付与する。

例

コンピューターゲーム

主題別作業指針 8類 言語

言語

- 各言語や諸語を扱った資料には、言語名や諸語名を表す普通件名を付与する。

例

タイトル	日本語の歴史
件名標目	日本語△--△歴史

タイトル	印欧語
件名標目	インド・ヨーロッパ語族

- 各言語や諸語について、言語学上の各分野や品詞等について論じた資料には、それぞれの言語名を表す件名標目のもとに、言語を表す件名の細目として用いる主題細目を結合して付与する。

例

タイトル	英語の構文とその意味
件名標目	英語△--△構文論

タイトル	ロシア語の運動の動詞
件名標目	ロシア語△--△動詞

- 特定言語の一般学習書には、それぞれの言語のもとに細目「研究・指導」を付与する。ただし、会話、文法等各言語の個別主題の学習書には、細目「研究・指導」を付与しない。

例

タイトル	フランス語の入門
件名標目	フランス語△--△研究・指導

例

タイトル	理工系の英語
件名標目	英語△(科学技術用)△--△研究・指導

タイトル	フランス語文法入門
件名標目	フランス語△--△文法

- ・ 「〇〇語△(××用)」の形式の件名は、〇〇語を外国語とする者向けに書かれた資料に用いる。

例

タイトル	日本でバリバリ働こう!中級・ビジネス日本語会話編
件名標目	日本語△(会社実務用)△--△会話

例

タイトル	できる大人の敬語の使い方
× 件名標目	日本語△(会社実務用)△--△敬語
○ 件名標目1	ビジネスマナー
件名標目2	日本語△--△敬語

主題別作業指針 8類 言語

辞書

言語に関する参考図書のうち、下記のいずれかに該当するものには、形式細目「辞書」を使用する。

- (1) 当作業指針 0類「用語」「辞書」「便覧」での「辞書」の使用条件を満たすもの。
- (2) 各言語の語彙(類語・古語・外来語等)に関する参考図書で、対象語彙を集成した形式のもの。
一定の音順で配列されているかどうかや、語義・語釈・説明文の有無は問わない。

例

タイトル	現代用語の基礎知識
件名標目	日本語△--△新語△--△辞書

主題別作業指針 9 類 文学

各地の文学

- ・ 各地の文学を主題とする資料については、以下の形式で「〇〇文学」等の普通件名を付与する。

【新設基準】

(1) 「地名＋文学」

- ・ 「地名＋文学」という形の件名標目(例:フランス文学)については、該当する地名が既に NDLSH に存在していれば「〇〇文学」という形で参考図書類から根拠が得られなくても新設可能とする。
- ・ ただし、原則として国レベル以上の地名に限定する。国レベル未満の地名(州、省、都市名等)による件名標目は実績が多数存在する等特段の事情が存在する場合のみ可能とする。

(2) 「地名＋小説」「地名＋詩」「地名＋戯曲」「地名＋随筆」

- ・ 上記の形の件名標目(例:オーストリア小説)については、上位語に該当する「地名＋文学」の件名標目(例:オーストリア文学)が既に NDLSH に存在していれば、「〇〇小説」「〇〇詩」「〇〇戯曲」「〇〇随筆」という形で参考図書類から根拠が得られなくても新設可能とする。

主題別作業指針 9 類 文学

文学作品

- ・ 個々の文学作品を主題とする資料には、当該作品名を統一タイトル件名として付与する。

例

吾輩は猫である

- ・ 著作に対する典拠形アクセス・ポイントとしても使用する場合、件名標目の形式は「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの形式基準(2021年1月)」の「3. 著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準」に従う。著作に対する典拠形アクセス・ポイントとして使用しない場合、件名標目の形式は以下の規定に従う。

【件名標目の根拠】

- ・ 使用する参考図書類およびその優先順位は、以下のとおりとする。

(1) 日本の古典籍

- ① 『国書総目録』（読み方がわからない場合は『国書読み方辞典』も参照）
または
『[国書データベース](#)』
- ② 『世界大百科事典』
- ③ 『広辞苑』
- ④ その他の参考図書類
- ⑤ 国立国会図書館サーチ(当館所蔵資料に限る)
- ⑥ 目録対象資料

(2) 中国文学

- ① 『中国学芸大事典』
- ② 『世界大百科事典』
- ③ 『広辞苑』
- ④ その他の参考図書類
- ⑤ 国立国会図書館サーチ(当館所蔵資料に限る)
- ⑥ 目録対象資料

(3) その他の文学作品(諸外国の文学、日本の近代以降の文学等)

- ① 『世界大百科事典』
- ② 『広辞苑』
- ③ その他の参考図書類
- ④ 国立国会図書館サーチ(当館所蔵資料に限る)
- ⑤ 目録対象資料

【件名標目の形式】

- ・ 同一の統一タイトル件名が典拠としてすでに存在する場合は、作品のジャンル・形式や内容をそれぞれに付加し、区別する。

例

舞姫△(小説)

舞姫△(歌集)

- ・ 文学作品のシリーズについても、同様の基準で件名標目を作成する。シリーズとしての文学作品に対しては、全体を包括する名称があれば、その名称を統一タイトル件名として採用する。

例

標目形	シャーロック・ホームズ
根拠	シャーロック・ホームズの謎を解く

標目形	三毛猫ホームズシリーズ
根拠	三毛猫ホームズの謎,△2012.4:△本文

【統一タイトル件名に併せて付与する個人名件名】

- ・ 統一タイトル件名として採用できる場合、統一タイトル件名と併せて個人名件名を付与する。
(この場合の個人名件名は、著者、編者等その著作に責任のある人物の名前を付与するものとする。目安としては、原著の責任表示に記録される人名とする。)

例

個人名件名	夏目,△漱石,△1867-1916
統一タイトル件名	吾輩は猫である

個人名件名 井原,△西鶴,△1642-1693
 統一タイトル件名 好色一代女

個人名件名 紫式部△(平安中期)
 統一タイトル件名 源氏物語△--△評釈

個人名件名 1 Grimm,△Jakob△Ludwig△Karl,△1785-1863
 個人名件名 2 Grimm,△Wilhelm△Karl,△1786-1859
 統一タイトル件名 グリム童話

- ・ 統一タイトル件名として採用できない場合は、個人名件名のみを付与する。
- ・ 新古今和歌集等の勅撰書(歌集)は無著者名古典ではないが、無著者名古典に準じた扱いとする。

例

○ 件名標目 新古今和歌集
 × 件名標目 1 新古今和歌集
 件名標目 2 源,△通具,△1171-1227

主題別作業指針 9 類 文学

闘病記・看病記

当作業指針の主題別 5 類「[闘病記・看病記](#)」を参照。

変更履歴

変更履歴

項番	項目	内容	更新日
1	代表分類記号	新設。	2013/12/2
2	地名件名新設・付与基準	地図資料への件名付与開始に伴い、一般資料とは運用の異なる点を明記。	2013/12/2
3	地名件名の件名標目表収録基準	新設。	2013/12/2
4	統一タイトル件名新設・付与基準	文学事典類からの根拠採用について追記。	2013/12/2
5	結合順序	形式細目を二つ付ける場合がありうることを明記。	2013/12/2
6	地名細目・地理区分基準	日本国内の地名に限定した地理区分を行う件名(「山車」等)を、外国の事物・概念に使用する場合について追記。	2013/12/2
7	教育、研究・指導	(初等・中等教育のほか)特別支援教育の教育内容にも各教科名を表す件名を用いることを明記。	2013/12/2
8	教科別教育	日本の(初等・中等教育のほか)特別支援教育にも「○○科」を使用する点、各教科の教育事情には、(研究書・指導書と同様に)各教科名を表す件名を付与する点について明記。	2013/12/2
9	地名細目・地理区分基準	「主題に合致する件名が地理区分できない場合、地理区分を目的とした上位件名の付与は行わない」という項を追加。	2014/8/15

項番	項目	内容	更新日
10	歴史	資料で扱われている時代が、主題の事象の存続期間全体であれば時代区分しない件を追加(日本の鉄道の通史を「一明治以後」としないなど)。	2014/8/15
11	普通件名新設時の参考図書類	ジャパンナレッジの名称変更およびコンテンツ追加を反映。	2014/8/15
12	土木構造物・建築物	(個人の住宅を除く)を追記。	2014/8/15
13	統一タイトル件名新設・付与基準	作者名を付記する場合、 ・表記は著者標目の形に従う ・著者標目が姓名形の場合は姓のみ付記 という件を追記。	2014/8/15
14	音楽作品	付記例の「バッハ」を「Bach」に。	2014/8/15
15	教科別教育	習字の分類が芸能科の下位であることに鑑み、小中学校の習字に関する資料には教科名を重ね付けしないこととする。	2014/8/15
16	図録	・芸術上の主義・運動・芸術家のグループを表す件名(〇〇主義、〇〇派など)には「図集」を結合しない ・絵画の図集には「画集」を付与 という件を追記。	2014/8/15
17	図鑑(4類)	「動植物」の後ろから前に移動。	2014/8/15
18	生物・鉱物の目録	項目新設。 形式細目「目録」の使用範囲を定める。	2014/8/15
19	中国の地名	県級以上の地名で、参考図書類で根拠が得られない場合の新設について追記。	2014/8/15
20	注記	「普通件名の細目使用開始時期」を削除。	2014/8/15

項番	項目	内容	更新日
21	土木構造物・建築物	建築物の移築の地理区分について追記。	2014/12/26
22	遺跡・古墳等	古墳の団体名件名を作成しない場合の例を差し替え(「百舌鳥・古市の陵墓古墳」の例→「猪方小川塚古墳と粕江古墳群」の例)。	2014/12/26
23	外国の地名	フランス・スペインの地方名に「アルザス地方」追加。	2014/12/26
24	地名件名の件名標目表収録基準	国をまたがる自然地名のうち、海洋名は件名標目表収録対象とする旨を追記。	2014/12/26
25	細目の結合の可否一覧(件名標目の種類別)	行政単位と異なる地名という行を設け、自然地名等となっている中の例から、自然地名でないものを移動。	2014/12/26
26	山岳・河川・湖等	ページタイトルを「自然地名」へ変更。掲載箇所を島の前へ移動、細目の結合について表を追加。	2014/12/26
27	普通件名新設基準	<別表>「※他の言語による「●●語△(××用)」の件名標目が既に存在している場合」を「※ただし、「〇〇語」や「××」が既に件名標目として存在している場合。」に差替。	2015/3/31
28	地名件名新設・付与基準	「以下に挙げるものは、当作業指針の各項目を参照。」の項目名を「山岳・河川・湖等」から「自然地名」へ変更。順序もページ順に合わせて変更。	2015/3/31
29	普通件名新設時の参考図書類	主な参考図書一覧から「宗教年鑑」と「現代用語の基礎知識」を削除。	2015/7/31
30	宗教	『宗教年鑑』の後ろに「(文化庁ホームページ内)」と挿入。	2015/7/31

項番	項目	内容	更新日
31	外国の地名	海外領土名の地名細目としての使用、地名のものと主題区分が可である旨明記。	2015/7/31
32	選挙	新設。	2015/7/31
33	地名件名新設・付与基準	四つ以上の地名件名を付与することも可とする資料群を「住宅地図」から「住宅地図及び都市地図（市街図）」に変更。	2017/6/30
34		サービスの変更に伴う文言の修正（NDL-OPAC を国立国会図書館オンライン等に修正）。	2018/1/5
35	普通件名新設時の参考図書類	ツール類の名称・出版者等を、現状に合わせて修正。	2019/9/2
36	時代細目・時代区分基準・時代細目結合方法	日本国内の地方の時代区分について追記。	2019/9/2
37	人文・社会・科学技術書 等	データベース名の変更に伴う文言の修正（日本古典籍総合目録を日本古典籍総合目録データベースに修正）。	2019/9/2
38	図鑑	生物・鉱物の図鑑に用いる細目を、「図集」から「図鑑」に変更。	2019/9/2
39	国名	ウェブサイト名の変更に伴う文言の修正（外務省ホームページ（各国・地域情勢）を外務省ホームページ（国・地域）に修正）。	2019/9/2
40	個々の法律名	データベース名の変更に伴う文言の修正（法令データ提供システムを e-Gov 法令検索に修正）。	2019/9/2
41	当作業指針について	当作業指針の主な用語と『日本目録規則 2018 年版』または『日本目録規則 2018 年版』を適用した当館の基準類における用語との対応を追記。あわせて、全体的に用語・表現を見直した。	2021/1/4

項番	項目	内容	更新日
42	当作業指針について	「国立国会図書館件名標目表(以下、件名標目表)」→「国立国会図書館件名標目表(以下、NDLSH)」に変更。あわせて、全体的に「件名標目表」→「NDLSH」に修正した。	2021/1/4
43	合集・セット・シリーズ等	項目名を「合集等・セットもの・継続資料」→「合集・セット・シリーズ等」に変更。	2021/1/4
44	件名標目の種類	『日本目録規則 2018 年版』の適用に伴う基準類の変更(「団体名標目の選択・形式基準(2012 年 1 月以降)(2017 年 8 月改訂版)」→「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021 年 1 月)」に変更)。	2021/1/4
45	件名標目新設時の根拠の記録	「情報・知識△imidas」→「情報・知識 imidas」に修正。	2021/1/4
46	個人名件名新設・付与基準	「個人名件名ではなく、普通件名を付与」→「上位の件名を付与」に修正。	2021/1/4
47	個人名件名新設・付与基準	1つ目のパラグラフから「個人の記念論文集」を削除。	2021/1/4
48	個人名件名新設・付与基準	『日本目録規則 2018 年版』の適用に伴う基準類の変更(「個人名標目の選択・形式基準(2012 年 1 月以降)」→「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021 年 1 月)」の「3. 個人に対する典拠形アクセス・ポイントの形式基準」に変更)。	2021/1/4

項番	項目	内容	更新日
49	個人名件名「を見よ」「をも見よ」参照	『日本目録規則 2018 年版』の適用に伴う基準類の変更(1つ目のパラグラフについて「個人名標目の選択・形式基準(2012 年 1 月以降)」→「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021 年 1 月)」の「4. 異形名称」に変更。 2つ目のパラグラフについて「個人名標目の選択・形式基準(2012 年 1 月以降)」→「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021 年 1 月)」の「5. 個人間の関連」に変更。)	2021/1/4
50	家族名件名新設・付与基準	「それより多い場合は上位の普通件名を付与」→「それより多い場合は上位の件名を付与」に修正。	2021/1/4
51	家族名件名(氏)と(家)の使い分け	「大名家は藩名を付加し区別する」追記。	2021/1/4
52	家族名件名(氏)と(家)の使い分け	NDC9 版の分類を削除。	2021/1/4
53	家族名件名(氏)と(家)の使い分け	氏族名について、参考図書類で複数の表記が例示されている場合について追記。	2021/1/4
54	家族名件名(氏)と(家)の使い分け	家族名件名に付加する市町村名について、最終居住地が識別に有用でなければ主たる活動地でもよい旨追記。	2021/1/4
55	家族名件名(氏)と(家)の使い分け	同じ地名で、著名な構成員のいる家と、同一名称の他の家を区別する必要がある場合について追記。	2021/1/4

項番	項目	内容	更新日
56	家族名件名(氏)と(家)の使い分け	家族名について、中世豪族等で、地名が前についた形の名称について追記。	2021/1/4
57	団体名件名新設・付与基準	「それより多い場合は上位の普通件名を付与」→「それより多い場合は上位の件名を付与」に修正。	2021/1/4
58	団体名件名新設・付与基準	『日本目録規則 2018 年版』の適用に伴う基準類の変更(「団体名標目の選択・形式基準(2012 年 1 月以降)(2017 年 8 月改訂版)」→「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021 年 1 月)」の「3. 団体に対する典拠形アクセス・ポイントの形式基準」に変更)。	2021/1/4
59	団体名件名新設・付与基準	『日本目録規則 2018 年版』の適用に伴う用語の変更(「内部組織」→「下位の組織」に変更)。	2021/1/4
60	団体名件名「を見よ」「をも見よ」参照	『日本目録規則 2018 年版』の適用に伴う基準類の変更(「団体名標目の選択・形式基準(2012 年 1 月以降)(2017 年 8 月改訂版)」→「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021 年 1 月)」の「4. 異形名称」、「5. 団体間の関連」に変更)。	2021/1/4
61	名称・組織変更した団体	『日本目録規則 2018 年版』の適用に伴う基準類の変更(「団体名標目の選択・形式基準(2012 年 1 月以降)(2017 年 8 月改訂版)」→「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021 年 1 月)」の「5. 団体間の関連」に変更)。	2021/1/4

項番	項目	内容	更新日
62	統一タイトル件名 新設・付与基準	「それより多い場合は上位の統一 タイトル件名を付与」→「それより 多い場合は上位の件名を付与」 に修正。	2021/1/4
63	統一タイトル件名 新設・付与基準	『日本目録規則 2018 年版』の適 用に伴い、著作に対する典拠形 アクセス・ポイントとしても使用す る場合の説明を追加。	2021/1/4
64	統一タイトル件名 新設・付与基準	標目形の中のアルファベットの 大文字使用法は根拠とした参考図 書類等に従う旨追記。	2021/1/4
65	統一タイトル件名 新設・付与基準	「著作(文字資料)のタイトルにつ いて」→「統一タイトル件名標目 について」に修正	2021/1/4
66	統一タイトル件名 に使用する細目	「主題細目(一般)」の後に、「※ 「歴史」を除く」を追記。	2021/1/4
67	普通件名新設基 準	様式の付加を行う芸術分野の件 名標目に、「雅楽」「庭園」を追 加。	2021/1/4
68	普通件名新設基 準	「〇〇人△(××在留)」の〇〇に 当たる地名は、国名以上とする 旨追記。	2021/1/4
69	普通件名新設時 の参考図書類	「JST科学用語シソーラス」を主 な参考図書一覧から削除。 オンライン版参考図書に「JST科 学技術用語シソーラス」を追加。	2021/1/4
70	記号の省略	例の追加。	2021/1/4
71	普通件名新設時 の参考図書類	主な参考図書一覧へ 4 冊追加。	2021/1/4
72	丸がっこを伴う件 名標目	様式の付加を行う芸術分野の件 名標目に、「雅楽」「庭園」を追 加。	2021/1/4

項番	項目	内容	更新日
73	普通件名新設時の参考図書類	オンライン参考図書について「以下のものは、冊子体よりも優先することとする。」→「以下のものは、冊子体よりも優先してもよい。」と修正。	2021/1/4
74	LCSH	典拠番号が「sj」で始まるものは参照形に採用しない旨追記。	2021/1/4
75	スコープノート(SN)	記録例「学校通信」を「学級通信」に修正。	2021/1/4
76	スコープノート(SN)	「会話」「地球温暖化」のスコープノートの文言を、実際のスコープノートに合わせて修正。	2021/1/4
77	結合順序	付加事項に国名を含む件名の時代区分のルールについて、例を追加。	2021/1/4
78	結合順序	「主標目が地名の場合」の例の位置を移動。	2021/1/4
79	地名細目・地理区分基準	【地理区分の範囲の限定】の「・日本国内のものに限定して使用する旨の注記がある場合」のスコープノートの順番を変更。	2021/1/4
80	主題別作業指針2・4・5類	各類の大項目名を、NDC10版綱目表に合わせて修正。	2021/1/4
81	情報処理	主題細目「データ処理」について、「『〇〇におけるデータ処理』の意味で使用しない」の一文を削除。	2021/1/4
82	ソフトウェア・プログラミング言語	項目名を「ソフトウェア」→「ソフトウェア・プログラミング言語」に変更。プログラミング言語に関する記述を追加。	2021/1/4
83	「用語」「辞書」「便覧」	「〇〇語(××用)△―△用語」の形式の件名を使用可とする旨追記。	2021/1/4

項番	項目	内容	更新日
84	「用語」「辞書」 「便覧」	主題別作業指針 8 類の「辞書」への参照指示を追記。	2021/1/4
85	記念論文集	『日本目録規則 2018 年版』の適用に伴う運用の変更を追記 (2021 年 1 月以降は、個人名件名、団体名件名を付与せず、その対象となっている個人、団体(被記念者)を著者標目として記録する)。	2021/1/4
86	人文・社会・科学 技術書等	『日本目録規則 2018 年版』の適用に伴い、著作に対する典拠形アクセス・ポイントとしても使用する場合の説明を追加。	2021/1/4
87	宗教	統一タイトルを付与しない経典についての「経典」を「経典等」に変更。	2021/1/4
88	宗教	日蓮宗各派について特に教団の特性を論じている場合の例を追加。	2021/1/4
89	寺社	『日本目録規則 2018 年版』の適用に伴う基準類の変更(「団体名標目の選択・形式基準(2012 年 1 月以降)(2017 年 8 月改訂版)」→「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021 年 1 月)」の「8-20. 宗教団体」に変更)。	2021/1/4
90	地域研究	「国及び広範な地域の研究」→「国際的視点に基づく国および広範な地域に関する総合研究の理論・方法」に修正。	2021/1/4
91	史料	古文書の例を追加。	2021/1/4

項番	項目	内容	更新日
92	史料	一次文献資料とそれ以外(遺物、金石文の拓影等)を集成した資料に関する説明の位置を移動。	2021/1/4
93	史料	(3)使用不可事項の最初の例を差し替え(江戸時代料理本集成→歌舞伎評判記集成)。	2021/1/4
94	会戦・合戦	一般に流布している名称を参照形とした例、例外的に標目形とした例をそれぞれ追加。	2021/1/4
95	会戦・合戦	会戦当時の地名で地理区分してもよい旨追記。	2021/1/4
96	時代細目(中国)	細目になりうる国名一覧のうち、「呉」の未設を表す下線を削除。	2021/1/4
97	個々の国名	(2)インド の項 「時代細目一覧に存在しない時代細目も持つ地域」→「『時代細目 一般』以外の時代細目も持つ地域」に修正。	2021/1/4
98	個々の国名	(3)カンボジア の項 「時代細目一覧の細目」→「『時代細目 一般』の細目」に修正。	2021/1/4
99	外国の地名	(1)–③の例に「ロレーヌ地方」を追加。	2021/1/4
100	自然地名	参考図書追加。	2021/1/4
101	自然地名	外国の自然地名で参考図書によって表記に違いがある場合について追記。	2021/1/4
102	自然地名	細目を結合できる例外として、「芸術上」「美術上」「文学上」を追加。	2021/1/4
103	海洋	3つ目のパラグラフを削除。	2021/1/4

項番	項目	内容	更新日
104	教育、研究・指導	「特定言語全般の一般学習書」→ 「特定言語の一般学習書」に修正。	2021/1/4
105	教科別教育	小学校・中学校の社会科、高等学校の公民の「内容を表す件名(例)」の欄に、「政治教育」追加。	2021/1/4
106	生物・鉱物の参考図書	項目名を「生物・鉱物の目録」→ 「生物・鉱物の参考図書」へ変更。 「辞書」「名彙集」「図鑑」を追記。	2021/1/4
107	闘病記・看病記	主題別作業指針 9 類から 5 類に移動。	2021/1/4
108	博覧会	BIE(博覧会国際事務局)の加盟国数を修正。	2021/1/4
109	鉄道	新設。	2021/1/4
110	芸術	様式の付加を行う件名標目に、「雅楽」「庭園」を追加。	2021/1/4
111	芸術	【日本様式】の記録例のスケープノートの順序を入れ替え。	2021/1/4
112	美術作品	『日本目録規則 2018 年版』の適用に伴い、著作に対する典拠形アクセス・ポイントとしても使用する場合の説明を追加。	2021/1/4
113	スポーツ大会	時季ごとに回次をカウントしている国際大会(五輪等)は、参照形の回次の前に時季を記載する旨追記。	2021/1/4
114	言語	「特定言語全般の一般学習書」→ 「特定言語の一般学習書」に修正。「英語△(科学技術用)△--△研究・指導」の例追加。	2021/1/4
115	言語	「○○語△(××用)」は、○○語を外国語とする者向けの資料に用いる旨を追記。	2021/1/4

項番	項目	内容	更新日
116	辞書	新設。	2021/1/4
117	文学作品	『日本目録規則 2018 年版』の適用に伴い、著作に対する典拠形アクセス・ポイントとしても使用する場合の説明を追加。	2021/1/4
118	件名標目の付与	【上位概念と下位概念、一般論と個々の事例】の二つ目の例に上位概念と下位概念を並列主題として扱っている場合を追記。 元々、二つ目に挙がっていた一般論を述べるに当たって特定の事例を挙げている場合を三つ目の例に変更。	2022/9/30
119	個人名件名新設・付与基準	蔵書目録が個人に関する研究に資する場合は、件名標目「蔵書目録」と併せて個人名件名を付与することを追記。	2022/9/30
120	普通件名新設時の参考図書類	世界大百科事典は冊子体よりもジャパンナレッジ版を優先することを追記。	2022/9/30
121	結合順序【主標目が地名の場合】	「②地名のものと細目」を囲む実線を破線に変更。	2022/9/30
122	細目の結合の可否一覧(件名標目の種類別)	自然地名等の例「× 富士山△-△写真集」を削除し、「× 富士山△-△歴史」「× 琵琶湖△-△書目」を追加。	2022/9/30
123	哲学	「古典的哲学書(おおむね 20 世紀初頭までのもの)については」を「独自の哲学学説、哲学体系を持つ哲学者・思想家とされる者の著作で」に変更。	2022/9/30
124	時代細目(中国)	細目になりうる国名一覧のうち、「宋」「斉」「梁」の未設を表す下線を削除。	2022/9/30

項番	項目	内容	更新日
125	国名	大韓民国の付与基準の例に「◆- ■分裂前を含む大韓民国は「大韓民国」と追記。	2022/9/30
126	紀行・案内記・探検記	【紀行・案内記】の項から、街道および海洋を表す件名の細目としても使用する旨の説明を削除。	2022/9/30
127	自然地名	結合可能な細目として「紀行」「案内記」「写真集」を追加。それに伴い「(2)地名の種類によって個別に認められているもの」の表を修正。	2022/9/30
128	海洋	海洋を表す件名に使用できる細目の説明から、「紀行」を削除。	2022/9/30
129	海洋	探検の例を変更。	2022/9/30
130	統一タイトル件名に使用する細目	統一タイトル件名独自の細目に「生物」を追加。	2023/9/29
131	普通件名新設時の参考図書類	データベース名の変更に伴う文言の修正(聞蔵Ⅱビジュアルを朝日新聞クロスサーチに修正)。	2023/9/29
132	人文・社会・科学技術書等	データベース名の変更に伴う文言の修正(日本古典籍総合目録データベースを国書データベースに修正)。	2023/9/29
133	時代細目(中国)	細目になりうる国号一覧に、「東魏」を追加。「北齊」の未設を表す下線を削除。	2023/9/29
134	教科別教育	高等学校の科目に「公共」「理数」を追加。	2023/9/29
135	音楽作品	データベース名の変更に伴う文言の修正(日本古典籍総合目録データベースを国書データベースに修正)。	2023/9/29

項番	項目	内容	更新日
136	演劇・舞台芸術	データベース名の変更に伴う文言の修正(日本古典籍総合目録データベースを国書データベースに修正)。	2023/9/29
137	文学作品	データベース名の変更に伴う文言の修正(日本古典籍総合目録データベースを国書データベースに修正)。	2023/9/29
138	当作業指針について	サービスの変更に伴う文言の修正(「国立国会図書館検索・申込オンラインサービス(以下、国立国会図書館オンライン)」を「国立国会図書館サーチ」に変更)。	2024/9/18
139	当作業指針について	典拠データの例を差し替え(アンクル・トムの小屋→オックスフォード英語辞典)。	2024/9/18
140	件名標目新設時の根拠の記録	サービスの変更に伴う文言の修正(「国立国会図書館オンライン△(20180122)」を「国立国会図書館サーチ△(20240607)」に変更)。	2024/9/18
141	件名標目新設時の根拠の記録	「ジャパンナレッジ Lib」での「情報・知識 imidas」提供終了に伴う、例示の変更(「情報・知識 imidas△(20091001)」を「世界大百科事典△(20240613)」に変更)。	2024/9/18
142	統一タイトル件名新設・付与基準	サービスの変更に伴う文言の修正(「国立国会図書館オンライン」を「国立国会図書館サーチ(当館所蔵資料に限る)」に変更)。	2024/9/18
143	統一タイトル件名新設・付与基準	タイトルにヴァリエーションがある場合の例を差し替え(今昔物語→ごん狐)。	2024/9/18

項番	項目	内容	更新日
144	統一タイトル件名 新設・付与基準	原書が外国語によるものの場合の例を差し替え(アンクル・トムの小屋→オックスフォード英語辞典)。	2024/9/18
145	普通件名新設基準	サービスの変更に伴う文言の修正(「国立国会図書館オンライン」を「国立国会図書館サーチ」に、「和図書」を「当館所蔵和図書」に変更)。	2024/9/18
146	普通件名新設時の参考図書類	「情報・知識 imidas」を削除(「ジャパンナレッジ Lib」での「情報・知識 imidas」の提供が終了したため)。	2024/9/18
147	形式細目	あらすじの注記の例を「歌劇」から「オペラ」に修正。	2024/9/18
148	雑誌・新聞	サービスの変更に伴う文言の修正(「国立国会図書館オンライン」を「国立国会図書館サーチ」(当館所蔵資料に限る)に変更)。	2024/9/18
149	人文・社会・科学 技術書等	サービスの変更に伴う文言の修正(「国立国会図書館オンライン」を「国立国会図書館サーチ」(当館所蔵資料に限る)に変更)。	2024/9/18
150	仏典	サービスの変更に伴う文言の修正(「国立国会図書館オンライン」を「国立国会図書館サーチ」(当館所蔵資料に限る)に変更)。	2024/9/18
151	地域研究	サービスの変更に伴う文言の修正(「国立国会図書館オンライン」を「国立国会図書館サーチ」に、「和図書」を「当館所蔵和図書」に変更)。	2024/9/18
152	時代細目(中国)	細目になりうる国名一覧のうち、「秦」の未設を表す下線を削除。	2024/9/18

項番	項目	内容	更新日
153	教育、研究・指導	サービスの変更に伴う文言の修正(「国立国会図書館オンライン」を「国立国会図書館サーチ」に、「和図書」を「当館所蔵和図書」に変更)。	2024/9/18
154	文学作品	サービスの変更に伴う文言の修正(「国立国会図書館オンライン」を「国立国会図書館サーチ」(当館所蔵資料に限る)に変更)。	2024/9/18